

# PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2019年1月号 | No. 01/2019

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

## ブダペスト条約

### ニュージーランドの加盟

ニュージーランドが、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を2018年12月17日に寄託しました。これにより当条約の締約国数は81になりました。ブダペスト条約はニュージーランドの加盟に関して2019年3月17日に発効します。この加盟は当面の間はトケラウの領土には適用しない旨ご留意ください。詳細は、以下のリンクからブダペスト通知第332号をご参照ください。

[www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty\\_budapest\\_332.html](http://www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty_budapest_332.html)

### ブダペスト条約に関する情報

ブダペスト条約および規則の概要、ならびに当条約の主な利点を説明する文書が、英語、仏語およびスペイン語でそれぞれ以下のリンクからご利用可能です。

[www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

[www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](http://www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

[www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](http://www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

## モンテネグロにおける特許保護の取得に関する情報

欧州特許庁 (EPO) の拡張 (Extention) 手続により、欧州特許権および PCT 出願を含む欧州特許出願のモンテネグロへの拡張が2010年3月1日から可能になったことは以前お知らせしました (PCT Newsletter 2010年2月号参照)。PCT ルートによるモンテネグロへの欧州特許の拡張は、モンテネグロへの指定および欧州特許条約の全加盟国の指定が取下げられていない限り、すべての PCT 出願について請求したものとみなされます。

モンテネグロ知的所有権庁は、当該官庁に対する国内段階は存在しないため、モンテネグロにおける特許の取得を望む出願人は EPO に対し広域段階移行すべきであることを国際事務局 (IB) に通知しました。これを受けて、出願人は以下の点に注意する必要があります。

- 拡張手数料 (extention fee, 現在 102 ユーロ) は、EP 広域段階移行の際に必要な行為を行う期間内 (優先日から 31 カ月) に EPO へ支払われなければなりません。

- 出願の実体審査は、特許付与または拒絶の決定を含め EPO により行われます。
- EPO が欧州特許の付与を公表した公開日から、拡張された欧州特許には、モンテネグロ特許法に基づき国内特許により付与される権利と同一の権利が付与されます。欧州特許の付与を公表した公開日から 3 カ月以内に、特許権者はモンテネグロ知的所有権庁に欧州特許の請求の範囲のモンテネグロ語への翻訳文を提出し、所定の公開手数料と付与された欧州特許の請求の範囲の翻訳文の印刷にかかる費用を支払うことが条件です。
- モンテネグロは、自国の領土に拡張された欧州特許権に関するデータを自国の登録簿に公開します。

モンテネグロは、欧州特許機構の管理理事会から欧州特許条約 (EPC) への加盟を要請されています。モンテネグロとしては、EPC に加盟して EPC 締約国になった後、PCT 第 45 条(2) に基づき正式に“国内ルートの閉鎖”を行う意向です。

詳細については、PCT 出願人の手引、国内編 (EP および ME) を以下のリンクからご参照ください。

[www.wipo.int/pct/en/guide/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html) (英語・最新版)

[www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html](http://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html) (日本語)

## PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

### グローバル PPH パイロットへのペルー公正競争・知的財産保護庁の参加

公正競争・知的財産保護庁 (ペルー) が 2019 年 1 月 6 日から、グローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) パイロットに参加しました。これにより本パイロットへの参加庁は 26 になりました。

本パイロットでは、いずれかの参加庁による成果物に基づいて他のすべての参加庁に対して早期審査を申請することができ、該当する場合には当該成果物として国際調査機関もしくは国際予備審査機関の見解書または特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) が含まれます。先の審査を行った参加庁により少なくとも一つの請求項が特許性ありと判断され、かつその他の適用基準を充足することが条件となります。本パイロットは、共通する 1 セットの申請要件 (a single set of qualifying requirements) が用いられており、既存の PPH ネットワークを簡素化して改善することでユーザの利便性を向上させることを目的としています。

GPPH パイロットの活用に関する申請要件を含む詳細は以下の PPH ポータルサイトをご覧ください。

[www.jpo.go.jp/ppph-portal-j/globalpph.htm](http://www.jpo.go.jp/ppph-portal-j/globalpph.htm)

PCT ウェブサイトの以下の PCT-PPH ページが更新されています。

[www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

## 米国特許商標庁: 2018 年 12 月 5 日および 2019 年 1 月 14 日の休業

米国特許商標庁 (USPTO) は、公務上の処置として以下の日付を休業しました。これらの日は連邦政府が定める祝日とみなされます。

- 2018 年 12 月 5 日 (大統領宣言による)
- 2019 年 1 月 14 日 (悪天候のため)

その結果 PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたった場合その期限は延長され、次の就業日である 2018 年 12 月 6 日および 2019 年 1 月 15 日にそれぞれ満了となります。

休業の告知は、USPTO の以下のウェブサイトに掲載されています。

[www.uspto.gov/learning-and-resources/operating-status#dec52018](http://www.uspto.gov/learning-and-resources/operating-status#dec52018)

[www.uspto.gov/learning-and-resources/operating-status#jan142019](http://www.uspto.gov/learning-and-resources/operating-status#jan142019)

## ISA および IPEA 取決めの最新/更新情報

2017 年 10 月に開催された PCT 同盟総会 (PCT 総会) では、PCT に基づく 20 の国際調査機関 (ISA) および国際予備審査機関 (IPEA) の任期が 2027 年 12 月 31 日まで延長されました。さらに本総会では、PCT に基づく ISA および IPEA としてのこれらの機関の機能に関する WIPO 国際事務局 (IB) との新たな取決め (Agreement) を承認しました。

一方、オーストラリア特許庁およびカナダ知的所有権庁に関して、それぞれの政府は、ISA および IPEA としてのこれらの官庁の機能に関する新たな取決めを 2018 年 1 月 1 日付で承認するために必要な国内法令や憲法上の手続を完了できませんでした。したがって、2018 年 1 月 1 日以前に適用された IB とこれら 2 つの官庁間のそれぞれの取決めが、2018 年 12 月 31 日までもう一年 (または新しい取決めが発効するまでのいずれか早い方まで) 延長されました。

### オーストラリア特許庁

オーストラリア政府と IB は、PCT に基づく ISA および IPEA としてのオーストラリア特許庁の機能に関する新たな取決めを締結しました。当該取決めは 2019 年 1 月 1 日付で発効しました。この取決めは 2027 年 12 月 31 日まで効力を有し、その条文は以下のリンクからご利用できます。

[www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_au.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_au.pdf)

### カナダ知的所有権庁

カナダ政府と IB は、PCT に基づく ISA および IPEA としてのカナダ特許庁長官の機能に関する新たな取決めを締結しました。当該取決めは 2018 年 12 月 28 日付で発効しました。この取決めは 2027 年 12 月 31 日まで効力を有し、その条文は以下のリンクからご利用できます。

[www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_ca.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_ca.pdf)

## PCT 最新情報

AZ: アゼルバイジャン (官庁の名称、所在地とあて名、電話とファックス番号、電子メールとインターネットアドレス)

CO: コロンビア (手数料)

IL: イスラエル (微生物およびその他の生物材料の寄託機関に関する特別の規定、手数料)

SV: エルサルバドル (手数料)

調査手数料および国際調査に関する他の手数料 (オーストラリア特許庁、イスラエル特許庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁)

予備審査手数料および国際予備審査に関する他の手数料 (イスラエル特許庁)

## PCT 実施細則の変更

PCT 実施細則の第 102 号、第 109 号、第 705 号の 2 及び第 713 号が、2019 年 1 月 1 日付で変更されました。また新たに第 406 号の 2 が追加されました。

これらの変更を含む実施細則の更新版は、2019 年 1 月 1 日付で発効され、英語、仏語およびスペイン語の PDF 形式でそれぞれ以下の PCT ウェブサイトでご利用可能です。

[www.wipo.int/pct/en/texts/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html)

[www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html)

[www.wipo.int/pct/es/texts/index.html](http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html)

英語と仏語の細則は HTML 形式でもご利用可能です。

上述の変更は PCT 回章 C. PCT 1555 で詳細が説明されています。以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/circulars/2018/1555.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2018/1555.pdf)

## PCT 様式の修正 (2019 年 1 月 1 日発効)

下に記載する修正された様式は、以下のリンクからご利用可能です。

[www.wipo.int/pct/en/forms/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html)

修正に関する詳細は、PCT 回章 C. PCT 1555 を以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/circulars/2018/1555.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2018/1555.pdf)

## 願書様式および国際予備審査請求書様式<sup>1</sup>

願書様式 (PCT/RO/101) と国際予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401) の 2019 年 1 月版として、入力可能な PDF 形式の、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語およびスペイン語の版が現在使用できます。

### 受理官庁に関する様式<sup>1</sup>

以下の様式が修正されました。

- PCT/RO/102 (Notification Concerning Payment of Prescribed Fees)  
(所定の手数料の納付に関する通知)
- PCT/RO/106 (Invitation to Correct Defects in the International Application)  
(手続補正命令書)
- PCT/RO/130 (Invitation to Request Omission of Information from International Publication)  
(国際公開からの情報の省略の請求命令書)
- PCT/RO/133 (Invitation to Pay Prescribed Fees Together with Late Payment Fee)  
(手数料の納付の補正命令書)
- PCT/RO/156 (Invitation to Correct Declarations Made in the Request Under PCT Rule 4.17)  
(PCT 規則 4.17 に基づいて願書になされた申立ての補正命令書)

上記の様式は英語、仏語、独語およびスペイン語の入力可能な PDF 形式で入手できます。

### 受理官庁としての IB に関する様式<sup>1</sup>

以下の様式が修正されました。

- PCT/ROIB/199 (Acknowledgement of Receipt of Documents Filed with the International Bureau as Receiving Office)  
(受理官庁としての国際事務局へ提出された書類の受領書)

当該様式は、英語および仏語の入力可能な PDF 形式で入手できます。

### 国際調査機関に関する様式<sup>1</sup>

以下の様式が修正されました。

- PCT/ISA/201 (International-Type Search Report)  
(国際型調査報告)
- PCT/ISA/203 (Declaration of Non-Establishment of International Search Report)  
(国際調査報告を作成しない旨の決定)
- PCT/ISA/210 (International Search Report)  
(国際調査報告)

---

<sup>1</sup> 訳注 受理官庁 (RO) に関する様式、国際調査機関 (ISA) および国際予備審査機関 (IPEA) に関する様式の日本語名称は、日本国特許庁が使用する様式の訳を記載していますが一部異なる場合があることにご留意ください。受理官庁としての国際事務局 (ROIB)、補充国際調査機関 (SISA) および国際事務局 (IB) に関する様式の日本語名称は参考訳です。

- PCT/ISA/215 (Invitation to Request Omission of Information from International Publication)  
(国際公開からの情報の省略の請求命令書)
- PCT/ISA/220 (Notification of Transmittal of the International Search Report and the Written Opinion of the International Searching Authority, or the Declaration)  
(国際調査報告および国際調査機関による見解書または国際調査報告を作成しない旨の決定の送付の通知書)
- PCT/ISA/237 (Written Opinion of the International Searching Authority)  
(国際調査機関の見解書)

上記の様式は英語、仏語、およびスペイン語の PDF 形式で入手できます。

#### 補充調査のために指定された機関に関する様式<sup>1</sup>

以下の様式が修正されました。

- PCT/SISA/502 (Declaration of Non-Establishment of Supplementary International Search Report)  
(補充国際調査報告を作成しない旨の決定)
- PCT/SISA/507 (Declaration that Supplementary Search Request Is Considered not to Have Been Submitted)  
(補充調査請求書が提出されていないとみなされる旨の決定)
- PCT/SISA/512 (Invitation to Request Omission of Information from International Publication)  
(国際公開からの情報の省略の請求命令書)

上記の様式は英語および仏語の PDF 形式で入手できます。

#### 国際事務局に関する様式<sup>1</sup>

以下の様式が修正されました。

- PCT/IB/308(a) (First Notice Informing the Applicant of the Communication of International Application (To Designated Offices Which do not Apply the 30 Month Time Limit Under Article 22(1))  
(国際出願の送達に関する出願人への最初の通知 (第 22 条 (1) に基づく 30 ヶ月の期限を適用していない指定官庁に対する送達))
- PCT/IB/308(b) (Second and Supplementary Notice Informing the Applicant of the Communication of the International Application (To Designated Offices Which Apply the 30 Month Time Limit Under Article 22(1))  
(国際出願の送達に関する出願人への二回目および追加的な通知 (第 22 条 (1) に基づく 30 ヶ月の期限を適用している指定官庁に対する送達))
- PCT/IB/311 (Notification Concerning Availability of the Publication of the International Application)  
(国際出願の公開に関する通知書)

- PCT/IB/313 (Notification of Defects in the International Application)  
(国際出願の欠陥の通知書)
- PCT/IB/315 (Notification of Decision Concerning Request for Rectification)  
(訂正の請求に関する決定の通知書)
- PCT/IB/332 (Information Concerning Elected Offices Notified of Their Election)  
(自己が選択官庁とされた旨の通知を受けた選択官庁に関するお知らせ)
- PCT/IB/338 (Notification of Transmittal of Copies of Translation of the International Preliminary Report on Patentability (Chapter I or Chapter II of the Patent Cooperation Treaty))  
(特許性に関する国際予備報告 (第 I 章または第 II 章) の翻訳文の写しの送付の通知書)
- PCT/IB/367 (Invitation to Indicate Competent International Preliminary Examining Authority)  
(管轄国際予備審査機関の表示命令書)
- PCT/IB/368 (Notification of Transmittal of Demand to the Competent International Preliminary Examining Authority)  
(管轄国際予備審査機関への国際予備審査請求書の送付の通知書)
- PCT/IB/369 (Notification that Demand Considered not to Have Been Submitted)  
(国際予備審査請求書が提出なかったものとみなされた旨の通知書)
- PCT/IB/370 (Invitation to Correct Declarations Made in the Request Under PCT Rule 4.17)  
(規則 4.17 に基づいて願書になされた申立ての補正の命令書)
- PCT/IB/373 (International Preliminary Report on Patentability (Chapter I of the Patent Cooperation Treaty))  
(特許性に関する国際予備報告 (第 I 章))
- PCT/IB/375 (Supplementary Search Request)  
(補充調査請求書)

修正された様式 PCT/IB/375 は、英語および仏語の入力可能な PDF 形式で入手できます。またその他の全ての修正された様式は、英語および仏語の PDF 形式で入手できます。

### **PCT 受理官庁ガイドラインの修正**

受理官庁ガイドラインの第 76、139、141、143、149、153、159、161A、222、222A、223 から 227、267、273、290、307、322 及び 337 項、並びに第 138 と 139 項の間にある図が、2019 年 1 月 1 日付で修正されました。さらに附属書 B も更新されました。

詳細は、PCT 回章 C. PCT 1555 を以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/circulars/2018/1555.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2018/1555.pdf)

これらの修正を含む本ガイドラインの更新版は、英語、仏語およびスペイン語の PDF 形式でそれぞれ以下の PCT ウェブサイトからご利用可能です。

[www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html)

[www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html)

[www.wipo.int/pct/es/texts/gdlines.html](http://www.wipo.int/pct/es/texts/gdlines.html)

本ガイドラインは英語および仏語の HTML 形式でもご利用可能です。

### **PCT 国際調査および予備審査ガイドラインの修正**

PCT 国際調査および予備審査ガイドラインの 17.11 項 (vii) と第 21 章が、2019 年 1 月 1 日付で修正されました。詳細は、PCT 回章 C. PCT 1555 を以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/circulars/2018/1555.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2018/1555.pdf)

これらの修正を含む本ガイドラインの更新版は、英語、仏語およびスペイン語でそれぞれ以下の PCT ウェブサイトからご利用可能です。

[www.wipo.int//pct/en/texts/pdf/ispe.pdf](http://www.wipo.int//pct/en/texts/pdf/ispe.pdf)

[www.wipo.int//pct/fr/texts/pdf/ispe.pdf](http://www.wipo.int//pct/fr/texts/pdf/ispe.pdf)

[www.wipo.int//pct/es/texts/pdf/ispe.pdf](http://www.wipo.int//pct/es/texts/pdf/ispe.pdf)

### **PCT 関連資料の最新/更新情報**

#### **PCT 作業部会の報告書**

2018 年 6 月 18 日から 22 日まで開催された第 11 回 PCT 作業部会の報告書（文書 PCT/WG/11/27）が通信により採択され、同会合の他の文書と共に下記の WIPO ウェブサイトから現在閲覧可能です。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=46429](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=46429)

#### **PCT 出願人の手引**

PCT 国際段階の詳細を含む PCT 出願人の手引“国際段階の概要”のロシア語版が、2018 年 7 月 1 日付の PCT 規則改正、ならびに他の更新情報を反映し更新されました。以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/ru/appguide/](http://www.wipo.int/pct/ru/appguide/)

## ディスタンスラーニングコース：特許協力条約入門（2019 年 1 月版）

PCT に関するディスタンスラーニングの入門コース（DL101PCT）が英語で更新されました。他の 9 の PCT 公開言語でもまもなくご利用可能になります<sup>2</sup>。更新版は第 5 章（“PCT 電子サービス”）の改訂を含みます。また第 1 章（“PCT の概要”）と第 2 章（“PCT を利用するメリットとは？”）の終わりに新しくテストが追加されました。

本コースは PCT 制度の入門および概要を提供しており、理解度と進度を測るためのテストが設けられた、完全な自主学習形式です。全てのコース終了後には修了証明書がダウンロードできます。無料である本コースの受講にご関心のある方は、WIPO アカデミーの以下のページから簡単にご登録できます。

<https://welc.wipo.int/acc/index.jsf>

## PATENTSCOPE 検索システム

### ブルガリア、ジョージア、イタリア、ラオス人民民主共和国およびルーマニアの国内コレクション

ブルガリア、ジョージア、イタリア、ラオス人民民主共和国およびルーマニアの国内コレクションが PATENTSCOPE 検索システムで現在ご利用可能になりました。以下のリンクをご参照ください。

<https://patentscope.wipo.int/search/ja/advancedSearch.jsf>

これにより、本システムで利用可能なデータの国内および広域官庁数は 57 になりました。

## WIPO IP ファクト&フィギュア 2018

出版物“WIPO IP ファクト&フィギュア 2018 (WIPO IP Facts and Figures 2018)”が、現在以下のリンクから閲覧可能です。

[www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4382&plang=EN](http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4382&plang=EN)

WIPO IP ファクト&フィギュア 2018 は、工業所有権の 4 つの権利である、特許、実用新案、商標および意匠を網羅しており、クイックレファレンスガイドとして役立つよう知的財産 (IP) 活動の概要を提供しています。同出版物は主に 2017 年度（完全な統計が取得可能な直近の年）の統計を使用しており、これらの統計は WIPO のより総合的な“世界知的財産指標 2018 (World Intellectual Property Indicators 2018)”（発行は PCT Newsletter 2018 年 12 月号でお知らせしました）から引用したものです。

アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語、スペイン語版はまもなく発行予定です。

---

<sup>2</sup> 訳注 日本語によるディスタンスラーニングコースは以下のページからご利用ください。

[https://welc.wipo.int/acc/index.jsf?page=courseCatalog.xhtml&lang=jp&cc=PCT\\_101J#plus\\_PCT\\_101J](https://welc.wipo.int/acc/index.jsf?page=courseCatalog.xhtml&lang=jp&cc=PCT_101J#plus_PCT_101J)

## 実務アドバイス

### 優先権主張が国際段階で確認される範囲

Q: 当方の国際出願において先の国内出願の優先権を主張しています。優先権主張の有効性が国際段階で確認される範囲を知りたいのですが。

A: 端的に言うと、特定のケースでは国際調査機関 (ISA) および/または国際予備審査機関 (IPEA) が国際段階において優先権主張の有効性に関して見解を述べる場合もありますが、その有効性は国内段階の指定官庁によってのみ決定的に判断されます。今回のテーマの背景情報を確認していきましょう。

優先権主張を定める規定は、工業所有権の保護に関するパリ条約 (パリ条約) の第 4 条に含まれています。国際出願は、PCT 第 8 条(1) (“優先権主張”) の定めるところにより、パリ条約の締約国においてまたは同条約の締約国ではないが世界貿易機関 (WTO) の加盟国において提出された一または二以上の先の出願に基づく優先権を主張する申立てを伴うことができます。PCT 手続に関する限り、優先権主張は PCT の期間を計算する上で優先日を設定するために特に重要です (PCT 第 2 条(xi)(a) 参照)。

受理官庁 (RO) と国際事務局 (IB) は優先権主張の実体的な有効性は考慮しませんが、PCT 規則 4.10 に基づき要求されているとおり、先の出願に関する以下の全ての情報が優先権の主張に含まれているか、RO は最初に点検を行い IB は 2 回目の点検を行います。

- 先の出願が提出された日付 (これは通常国際出願の優先日とみなされます)
- 先の出願の番号
- 先の出願が提出された場所に関する情報
  - 先の出願が国内出願である場合、その出願がされたパリ条約の締約国または同条約の締約国ではないが WTO 加盟国である国の国名
  - 先の出願が広域出願である場合、その出願がされた広域官庁名<sup>3</sup>
  - 先の出願が国際出願である場合、その出願がされた受理官庁名

ePCT 出願または PCT-SAFE を利用して出願する場合は自動検証が実行され、例えば優先権主張に欠けている要素や無効な要素があれば知らせます。JPO-PAS や EPO オンライン出願のような他の特定の電子出願ソフトウェアを利用する場合も同様です。

先の出願の出願日が含まれていることを点検するとともに、RO と IB は国際出願が先の出願の提出から 12 カ月以内に (すなわち、“優先期間” 内に (PCT 規則 2.4 参照)) 提出されたことを点検します。しかしながら、国際出願日が優先日の満了日より後であるという理由だけで、優先権主張が無効とみなされることはありません。ただし、その国際出願日が優先日の満了日から 2 カ月以内である場合に限りです。これは、国際段階における受理官庁に対して (PCT 規則 26 の 2.3) または国内段階における指定

<sup>3</sup> 関連する広域条約の締約国のいずれかがパリ条約の締約国またはWTOの加盟国のいずれでもない場合には、優先権主張にはその先の出願がその国についてされた国のうち少なくとも一の本条約の締約国またはWTOの加盟国の国名を記載する必要があります (PCT規則4.10(b)(ii))。

(または選択) 官庁に対して (PCT 規則 49 の 3.2) のいずれかで、優先期間に関する優先権の回復が出願人に認められる可能性を考慮するものです。

優先権主張に関連する欠陥が存在する場合、例えば 12 カ月の優先期間の満了から 2 カ月の期間が経過した後の出願、記載の欠如、または先の出願の番号もしくは先の出願の日付が優先権書類に記載されている番号または日付と一致しない場合には、RO または IB は PCT 規則 26 の 2.2 に基づき出願人に対し優先権主張の補充をするよう求めます。優先権主張に関する情報の補充/追加の詳細は今後、別個の“実務アドバイス”に掲載予定です。

優先権主張が PCT 規則 26 の 2.1(a) に基づき適用される期間内に補充されなかった場合には、優先権主張は以下の場合においてなされなかったものとみなされ、結果として、先の出願の出願日は PCT の期限を計算する基礎としては使用されません。

- 優先権が主張されている出願が、パリ条約の締約国または WTO 加盟国いずれの国に提出されたものでもなかった場合、
- 国際出願が優先期間満了の 2 カ月を経過した後に提出された場合、または
- 優先権書類に先の出願が提出された日付と国名および/または官庁名に関して場合により要求される詳細情報が含まれていなかった場合。

しかしながら PCT 規則 26 の 2.2(c) に従い、優先権は以下の理由だけでは無効とはみなされない点にご留意ください。

- PCT 規則 4.10(a)(ii) に定める先の出願の番号の記載が欠如している場合、
- 優先権主張の記載が優先権書類に記載されている対応する記載と整合性がない場合、または
- 国際出願日とその優先期間の満了した日から 2 カ月の期間内であることを条件として、国際出願の国際出願日が優先期間が満了した日より後である場合。

ISA および IPEA に関する限り、一般的に優先権の有効性に関して調査を行うことはありません。ただし、例えば審査官が発見した文献が、先行技術を構成できるが主張された優先日以降かつ国際出願日以前に公表されたものである場合には、審査官は主張された優先日の有効性を考慮する必要があります。

審査官が優先権主張は無効であると認めた場合は、審査官は国際出願日（または他の有効な優先権主張の最先日）を場合によっては、見解書または国際予備審査報告書を作成する際の基準日として使用します。そして見解書または報告書の第 II 欄に反映します（国際調査および予備審査ガイドライン 6.06 項参照）。ISA または IPEA 自体が優先権主張の無効を宣言することはありませんし、ISA または IPEA の見解書もしくは報告書は国内段階では拘束力を持たないことにご留意ください。

国内段階では指定官庁 (DO) は、優先権主張は国際段階での目的において無効であるという国際段階でなされた宣言を見直すことができる点にご留意ください。DO は、出願人が先の出願を提出したのと同じ出願人であるかどうかを確認し、そうでない場合または出願人の氏名が変更された場合には、先の出願の優先権を主張する出願人の権利を証明する書類を請求することができます (PCT 規則 51 の 2.1 (a)(iii)) (ただし、PCT 規則 4.17(iii) に基づく申立てが正しくなされている場合は不要です)。DO は、クレームに記載された主題事項 (subject matter) が先の出願に含まれていたかどうかなどの実体審査中に、パリ条約に従って優先権主張の有効性を点検することもできます。

優先権回復の請求の詳細は、PCT Newsletter 2015 年 9 月号の実務アドバイスを以下のリンクからご参照ください。

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2015/newslett\\_2015.pdf#page=66](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2015/newslett_2015.pdf#page=66)

また PCT 出願人の手引 国際段階、5.062-5.069 項は、以下のリンクからご参照ください。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/ja/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

---

## PCT 関連資料（日本語訳）の最新/更新情報<sup>4</sup>

### PCT 出願人の手引

PCT 国際段階の詳細を含む PCT 出願人の手引“国際段階の概要”の日本語版が、2018 年 7 月 1 日付の PCT 規則改正、ならびに他の更新情報を反映し更新されました。また、附属書 A から L 及び国内段階国内編は、CN、EP、JP、KR、US については 2018 年 8 月まで、他の国・機関については 2018 年 4 月までの英語版の更新が翻訳されています。以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/ja/appguide/](http://www.wipo.int/pct/ja/appguide/)

### その他の PCT 関連資料（日本語訳）

以下の PCT 関連資料の日本語訳が追加されました。

- PCT ハイライト（PCT 制度の最近及び今後の動向）

<https://www.wipo.int/pct/ja/highlights/index.html>

---

<sup>4</sup> 訳注 PCT NEWSLETTER 日本語抄訳版にのみ掲載しています。

# PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2019年2月号 | No. 02/2019

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトのお知らせ

PCT Newsletter 2018年7-8月号で協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトの詳細をお知らせした通り、本試行プロジェクトでは、五大特許庁<sup>1</sup> (IP5 Offices) は出願人による特定の参加申請に基づいて、全ての IP5 の官庁がその国際出願に関して国際調査機関 (ISA) の国際調査報告書と見解書に貢献します。各五大特許庁は主 ISA として初年 (2018年7月から2019年6月まで) はおよそ50件の国際出願を処理し、2年目 (2019年7月から2020年6月まで) にも同様の件数を処理します。

### 参加庁に関するお知らせ

#### 中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)

CNIPA がすでに40件の英語の出願の制限件数に達したことについては PCT Newsletter 2018年12月号でお知らせしましたが、さらに CNIPA は中国語で提出される国際出願の CS&E プロジェクトへの参加申請の2019年3月1日から6月30日までの受入れを開始することを公表しました。この期間中は、中国語で提出された出願のみが受理され、合計で10件の出願を上限とし、各出願人につき2件の出願が認められます。2019年7月1日から2020年6月30日までは、CNIPA は中国語または英語のいずれかで提出された出願の申請を受け入れます。

詳細は以下のリンクをご覧ください。

[www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1135630.htm](http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1135630.htm)

#### 米国特許商標庁 (USPTO)

主 ISA として USPTO が本試行プロジェクト初年度に受け入れる50件の国際出願の制限件数にまもなく達するというお知らせは PCT Newsletter 2018年12月号に掲載されましたが、USPTO は現在すでに出願受け入れの制限件数に達しました。当該官庁は、本試行プロジェクト運用2年目の開始時の2019年7月1日から新たな国際出願を受理する予定です。

<sup>1</sup> 中華人民共和国国家知識産権局、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁および米国特許商標庁。

当該情報は USPTO の下記ウェブサイトに掲載されています。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/22b9810>

CS&E 試行プロジェクトに関する一般的な情報は、次のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/filing/cse.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/cse.html)

## ePCT 最新情報

変更された PCT 実施細則が 2019 年 1 月 1 日付で発効したことはお知らせしました (PCT Newsletter 2019 年 1 月号参照)。第 109 号 (“書類記号” (“File Reference”)) に関連した変更点の 1 つとして、書類記号に含めることができる最大文字数が 12 文字から 25 文字に拡張されました<sup>2</sup>。1 月末に ePCT にパッチが適用され、書類記号の範囲が 25 文字に拡張されました。

ePCT 出願を利用して提出される国際出願における書類記号の詳細は、以下のリンクをご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=571](http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=571)

## PCT 最新情報

AT: オーストリア (手数料)

EP: 欧州特許庁 (要求される翻訳文の内容、手数料、広域段階移行の特別な要件)

RO: ルーマニア (手数料)

SE: スウェーデン (電話番号)

ZA: 南アフリカ (電話番号)

調査手数料および国際調査に関する他の手数料 (欧州特許庁、日本国特許庁)

## PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 出願人の手引 (英語および仏語版)

PCT 国際段階の詳細を含む PCT 出願人の手引 “国際段階の概要” の英語版および仏語版が 2019 年 1 月 31 日付で更新され、以下のリンクに掲載されました。

[www.wipo.int/pct/en/appguide/](http://www.wipo.int/pct/en/appguide/)

スペイン語およびロシア語の更新版は準備中です。

---

<sup>2</sup> 訳注 受理官庁としての日本国特許庁 (RO/JP) は、12 文字を超える書類記号に対応していません。このため、12 文字を超える書類記号を記載しても、日本国特許庁から出願人に対して送付される通知書等に記載される書類記号には、先頭から 12 文字のみしか表示されません。なお、日本国特許庁のインターネット出願ソフト (JPO-PAS) を用いて願書を提出する場合、書類記号は 12 文字までしか入力できません。

## PCT 出願人の手引（日本語版）

PCT 出願人の手引“国際段階の概要”の日本語版が、2018年7月1日付のPCT規則改正、ならびに他の更新情報を反映し更新されました。また、附属書AからLおよび国内段階国内編は、中国、欧州特許庁、日本、大韓民国、アメリカ合衆国については2018年8月までの英語版の更新、他の国および官庁については2018年4月までの英語版の更新が翻訳されています。PCT出願人の手引の日本語版は、下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/ja/appguide/](http://www.wipo.int/pct/ja/appguide/)

## PCT ハイライト（中国語および日本語版）

PCT制度の最近及び今後の動向の概要を紹介するPCTハイライトが、中国語および日本語でそれぞれ以下のリンクに掲載されました。

[www.wipo.int/pct/zh/highlights](http://www.wipo.int/pct/zh/highlights)

[www.wipo.int/pct/ja/highlights](http://www.wipo.int/pct/ja/highlights)

## 国際調査および予備審査ガイドライン（日本語版）

国際調査および予備審査ガイドラインの日本語版が、以下のリンクに掲載されました。

[www.wipo.int/pct/ja/texts/pdf/ispe.pdf](http://www.wipo.int/pct/ja/texts/pdf/ispe.pdf)

## PATENTSCOPE 検索システム

化学部分構造検索（Chemical Substructure Search）が利用可能になりました

PATENTSCOPEでは完全一致化学構造検索（Exact Structure Search）に加えて、部分構造検索（Substructure Search）も可能になりました。部分構造検索では、より大きな構造の化合物に含まれる部分構造を特定することで、その原子価からみて置換可能な位置に置換基を有する化合物と一致する物質を検索できるようになります。この部分構造検索により、化学構造検索を行う場合に最初に試みる化合物構造検索環境として使用できるようになるでしょう。

PATENTSCOPEにおける化学構造検索に関するウェビナーが2019年2月19日に開催され、2019年2月21日にも再度開催されます。登録の詳細は、以下のリンクのPCTウェビナーカレンダーをご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf)

## 特許登録ポータル（Patent Register Portal）

特許出願の一連のサイクルの間には、“審査係属中”、“取下げ”、“特許付与”、“異議申立”、“権利譲渡”など、出願状況を決定する多くのイベントまたはアクションが発生します。これらのイベント/アクションおよびその結果生じる出願状況は各々の特許登録簿に記載され、特許権の最新の出願状況および権利者に関する情報を公衆に提供します。特許登録簿は特に、例えば訴訟目的のために必要な現時点でのリーガルステータスの証明書を入手するために使用することもできるでしょう。

WIPO は、WIPO 加盟国のオンライン特許登録簿に関する情報とそれらへのリンクを提供するグローバルポータルを導入を推奨した WIPO の調査を受けて、2013 年に特許登録ポータルを開発しました。このポータルでは、世界中の法域に属する特許権の法的状況（リーガルステータス）を調査するユーザを支援するために、各国官庁および広域機関が提供する特許登録簿および公報（ガゼット）によってオンラインでどのような種類のリーガルステータスが収集・検索できるかという情報をまとめています。また、リーガルステータス関連情報を見つけるために、これらの官庁・機関もしくは代替手段へのリンクを提供しています。

2016 年から 2018 年の期間に、当ポータルは新しいユーザーインターフェースと詳細な検索機能を提供するために再設計されました。この新しいバージョンでは、200 を超える法域と特許情報データベースに関する情報が、検索可能な地図と表によって提供されています。また、リーガルステータス詳細情報に関する新しいヘルプファイル、検索のヒント、特許保護の特殊な事項に関する情報が含まれています。

特許登録ポータルの検索機能は以下のとおりです。

- 各オンライン登録簿は以下の情報で検索できます
  - PCT 出願番号または公開番号
  - 出願人または発明者の氏名、または
  - 優先権に関するデータ
  
- 各オンライン登録簿は以下に関する情報を提供しています
  - 特許のライフサイクルに関連する手数料の支払状況
  - PCT 出願の国内段階移行日
  - 特許出願または特許権のリーガルステータス
  - 特許当局と出願人または特許権者の間の通信
  - 特許権の期間延長に関する文書、または
  - オンライン登録簿の法域に効力を有する広域特許、ならびに特許権を付与する広域機関または広域特許情報コレクションを提供する広域機関の加盟国としてその法域が含まれる場合の広域特許に関する情報

さらに、異なる検索手段（例えば、英語のインターフェースを有し、発明者および/または出願人の氏名で検索可能なオンライン登録簿）を組み合わせることにより、フィルタリングオプションを利用して検索を実行することができます。

当ポータルは、以下の WIPO ウェブサイトからご利用できます。当ウェブサイトではポータルの利用方法に関するショートビデオや、詳細情報および資料へのリンクも提供しています。

[www.wipo.int/patent\\_register\\_portal](http://www.wipo.int/patent_register_portal)

## 実務アドバイス

### 欠落している優先権主張の追加を請求する

Q: 先の2つの出願（出願日はそれぞれ2018年2月5日、2018年2月19日）の優先権を主張する予定をしていた国際出願を2019年1月15日に提出しました。しかし残念ながら、2つのうちの早い方の出願に関する詳細が願書から省略されていました。欠落している優先権主張を願書へ追加することはできますか？もしできるのであれば、追加するのに適用される期間はどのようになりますか？またそのような請求はどのようにするのでしょうか？

A: 優先権主張を追加する旨の請求がPCT規則26の2.1(a)に定める期間内に行われる場合には、出願後にその請求を行うことができます。PCT規則26の2.1(a)は以下を規定しています。

“出願人は、優先日から16カ月の期間又は、優先権の主張の補充若しくは優先権の主張の願書への追加により優先日について変更が生じる場合には、変更された優先日から16カ月の期間のうちいずれか早く満了する期間内に ... 優先権の主張の補充又は追加をすることができる。ただし、当該書面が国際出願日から4カ月を経過する時まで提出することができる場合に限る”

あなたのケースでは、願書に追加されるべき優先権主張（2018年2月5日）はすでに願書に含まれていた優先権主張（2018年2月19日）より早いので、欠落している主張を追加するための請求は、2つの主張の早い方の日付である2018年2月5日から16カ月が経過する前に（すなわち2019年6月5日までに）受理官庁または国際事務局（IB）に到達しなければなりません。（PCT規則26の2.1(a)に基づく代替の期間は国際出願日から4カ月で2019年5月15日にあたり、より早く満了するためこの特定の事例では考慮する必要はありません。）

欠落している優先権主張を追加する旨の請求は、受理官庁（特に、先の出願が当該受理官庁に提出され、かつ当該官庁に関連する優先権書類の写しをIBに対し提出するよう請求する予定がある場合）またはIBのいずれかに提出することが選択できます。ただし、国際出願がまもなく公開される予定の場合には、直接IBに送付するほうがより望ましい点にご留意ください。欠落している優先権主張を追加する請求は、権限を有する人、すなわち代理人または共通の代表者によって署名される必要があります。この請求を行うために支払うべき手数料はありません。

ePCTからの国際出願へのアクセスをすでにお持ちの場合には、IB（またはePCTを介して書類を受領可能な受理官庁）による迅速な受領を確実にするため、“ドキュメントアップロード”（“Upload document”）機能を活用し請求をアップロードするようお勧めします。ePCTからの出願へのアクセスはまだできないけれどもWIPOアカウントをすでにお持ちの場合には、ePCT (<https://pct.wipo.int>) にサインインして“ドキュメントアップロード”機能を利用しIBに請求を提出することができます。ePCTで利用可能な機能すべての利益を受けるには、WIPOアカウントでePCTにサインインし、高度認証を設定するためのリンクに進むことをお勧めします。高度な認証設定では、安全に出願し管理するためにセキュアなオンラインアクセスを行います。

アカウントの設定およびePCT機能の活用に関する詳細は、以下のPCT電子サービスヘルプページをよくある質問（FAQs）をご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/epct/support.html](http://www.wipo.int/pct/en/epct/support.html)

ePCT を利用するための WIPO アカウントをまだ持っておらず、請求できる期間がまもなく満了するために緊急に IB に対し請求を提出する必要がある場合には、IB の PCT 緊急用アップロードサービス (PCT Contingency Upload Service) を以下のリンクから利用することもできます。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/UploadDocument.xhtml>

詳細については、PCT Newsletter 2018 年 12 月号の 1 ページ目をご参照ください。しかしながら IB に対し定期的に書類を提出する場合には、より迅速かつ簡単な方法である WIPO アカウントの作成を強くお勧めします。

優先権主張の追加（または補充）によって優先日に変更が生じる場合には、先に適用された優先日から起算してまだ満了していない期間は、変更された優先日から起算されます (PCT 規則 26 の 2.1(c))。あなたの事例では、先の優先権主張の追加を請求すると、あなたの優先日は 2018 年 2 月 19 日から 2018 年 2 月 5 日に変更されます。これは、PCT のいくつかの期間もそれに応じて変更することを意味します。例えば、最も早く国際公開される可能性のある日付、ならびに国内段階移行のための期間は 2 週間早くなります。

欠落している優先権主張に関する先の出願の認証謄本（優先権書類）を提出していない場合、またはその 2 月 5 日付の出願が提出された官庁に対して優先権書類を提出するよう請求をしていない場合には、優先権書類が PCT 規則 17<sup>3</sup> に基づき新たに起算された期間内に提出されることを確実にするため、この行為に関連する管轄機関に連絡を取ることです。先の出願が WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) の提供庁として行動する官庁へ提出された場合には、第一国出願官庁 (OFF: Office of First Filing) へ先の出願を DAS で利用できるようにすることも請求できます。そして IB に対し、国際公開の日前に優先権書類を DAS から入手するよう請求することができます (PCT 規則 17.1(b) および (b の 2))。

PCT 規則 26 の 2.1 に基づく優先権主張を追加するための期間を徒過した場合には、優先日から 30 カ月を経過する前に特別手数料の支払を条件として、IB に当該事項に関する情報を公表するよう請求することができます (PCT 規則 26 の 2.2(e))。この情報は、公開された国際出願の“書類”(“Documents”) タブの下の欄に“後に提出された優先権主張の補充/追加の請求の公表”(“Publication of Late Submitted Request to Correct/Add Priority Claims”) という書類名で PATENTSCOPE に公表されます。これはあなたの出願に優先権主張を追加することにはなりません、国内（または広域）段階で指定（または選択）官庁に優先権主張を追加したい場合には（もし、適用する国内（広域）法令で許容されるのであれば）役立つことがあります。

優先権主張が国際段階で確認される範囲についての情報は、PCT Newsletter 2019 年 1 月号の“実務アドバイス”をご参照ください。

---

<sup>3</sup> 優先権書類は（早い方の）優先日から 16 カ月以内に出願人が IB 又は受理官庁に提出する必要があります。ただし、当該期間の満了後に IB が受理した優先権書類が国際出願の国際公開の日前に到達した場合には、当該期間の末日に IB が受理したものとみなされます。

# PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2019年3月号 | No. 03/2019

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 2018年 PCT 出願

2018年もPCTの利用は伸び続け、PCT出願件数は250,000件と新記録を達成しました。推定出願件数の253,000件<sup>1</sup>は2017年比で3.9%の増加となりました。中国、インドおよび大韓民国による大きな伸びを受けて、この度初めてアジアに拠点を置く出願人が全PCT出願件数の半数以上(50.5%)を出願しました。欧州の出願人が全出願件数の24.5%を占め、北米は23.1%を占めました。

米国に拠点を置く出願人が引き続き出願件数第1位を維持しました。56,142件が出願され、2018年の全出願件数の22.2%を占めています。次に中国が僅差で続き(53,345件)2年連続の第2位となり、全出願件数の21.1%を占めました。2017年と同様に、第3位、第4位と第5位は日本(49,702件)、ドイツ(19,883件)そして大韓民国(17,014件)となりました。

上位10ヶ国における各国の合計出願件数および全出願件数に対する各国のシェアは以下のとおりです。

1. アメリカ合衆国	56,142	22.2%
2. 中国	53,345	21.1%
3. 日本	49,702	19.6%
4. ドイツ	19,883	7.9%
5. 大韓民国	17,014	6.7%
6. フランス	7,914	3.1%
7. 英国	5,641	2.2%
8. スイス	4,568	1.8%
9. スウェーデン	4,162	1.6%
10. オランダ	4,138	1.6%

<sup>1</sup> この合計と後に続く数値は暫定値ですのでご注意ください。国際事務局では2018年に国内及び広域官庁に出願された全てのPCT出願を受理しておらず、確定した数値は年内に公表されます。

上位15ヶ国のうち、インド(+27.2%)およびフィンランド(+14.7%)の2ヶ国のみが、2018年に2桁の年間成長率を記録しました。中国(+9.1%)と大韓民国(+8%)も高い成長率でしたが、中国は2002年以来最も低い成長率でした。英国は1.3%の出願件数の増加を記録し、5年連続の成長率を示しています。一方、オランダ(-6.6%)、フランス(-1.2%)および米国(-0.9%)はそれぞれ出願件数の減少となりました。

全ての国の出願件数、ならびに2017年の出願件数との比較に関する情報は、以下のリンクからWIPOプレスリリースPR/2019/830のアネックス1をご覧ください。

[www.wipo.int/pressroom/en/articles/2019/article\\_0004.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2019/article_0004.html)

中国の電気通信会社である、ファーウェイ テクノロジーズ (Huawei Technologies Co. Ltd) は2年連続で引き続き最上位出願人となり、2018年は5,405件の出願が公開されました。それに続いて三菱電機株式会社(日本)、インテル (Intel Corporation) とクアルコム (Qualcomm Incorporated) (米国)、そして中興通迅 (ZTE Corporation) (中国) となりました。上位10出願人と2018年に公開されたPCT出願件数を以下に列挙します。

1. ファーウェイ テクノロジーズ (Huawei Technologies Co. Ltd) (中国)	5,405
2. 三菱電機株式会社(日本)	2,812
3. インテル (Intel Corporation) (米国)	2,499
4. クアルコム (Qualcomm Incorporated) (米国)	2,404
5. 中興通迅 (ZTE Corporation) (中国)	2,080
6. サムスン電子 (Samsung Electronics Co., Ltd) (大韓民国)	1,997
7. BOE テクノロジーグループ (BOE Technology Group Co., Ltd) (中国)	1,813
8. LG エレクトロニクス (LG Electronics Inc.) (大韓民国)	1,697
9. エリクソン (Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ)) (スウェーデン)	1,645
10. ロバート・ボッシュ (Robert Bosch Corporation) (ドイツ)	1,524

上位50PCT出願人の一覧はプレスリリース(アネックス2)で公表されています。教育機関からの出願に関しては、カリフォルニア大学が1993年以降PCT制度の最大ユーザとしての地位を維持しており、501件の出願が公開されました。上位10の教育機関については、米国の5機関とアジアの5機関が占めており、中国の大学が初めて上位10に入りました。教育機関からの出願の詳細はプレスリリース(アネックス3)をご覧ください。

技術分野別のPCT出願件数に関しては、デジタル通信(合計の8.6%)が公開された全PCT出願件数の最大シェアを獲得し、コンピュータ技術(8.1%)を上回りました。次に電子機器・装置・エネルギー(7%)、医療技術(6.7%)と運輸(4.6%)が続いています。上位10の技術分野のうち、2018年に最も成長率が高かったのは、運輸(+11.3%)、デジタル通信(+10.1%)および半導体(+9.8%)でした。公開された出願の技術分野別の詳細はプレスリリース(アネックス4)をご参照ください。

2018 年の最終的な数値の (PCT 年次報告の形式での) 公表は年内の PCT Newsletter でお知らせします。

## 国際機関会合 (MIA)

第 26 回 PCT 国際機関会合 (MIA: Meeting of International Authorities) は、2019 年 2 月 13 日から 14 日までエジプトのカイロで開催されました。議長による要約と作業文書は、以下の WIPO ウェブサイトからご覧ください。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=50526](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=50526)

議論されたトピックスには以下を含みます。

- 品質サブグループ会合の結果および品質管理に関するさらなる作業の勧告。詳細は議長による要約 (文書 PCT/MIA/26/13 のアネックス II) をご参照ください。
- 欧州特許庁が主導する PCT 最小限資料タスクフォースの現状報告 (文書 PCT/MIA/26/8)。本会合では PCT 最小限資料の一部となる特許コレクションの技術的要件を議論するためのタスクフォースの会合を開催する可能性について合意しました。
- PCT 手続の国際段階と国内段階の連携促進を目的とした、日本国特許庁による PCT 国際調査および予備審査ガイドラインの修正提案 (文書 PCT/MIA/26/6)。
- “ネットティングシステム” の導入に関する進捗報告。当システムは PCT 手数料の取引における為替変動による手数料収入の損失を防ぐとともに、受理官庁および国際調査機関のためのコストと作業を抑えるために提案されました。IB は第 12 回 PCT 作業部会にて、当システムを PCT の法的枠組みに組み込むための提案を提出する予定です (文書 PCT/MIA/26/3)。
- ヌクレオチドおよびアミノ酸の配列リストの提出に関して、WIPO 標準 ST.25 から XML 形式に基づく WIPO 標準 ST.26 への移行 (文書 PCT/MIA/26/2)。
- 2018 年 7 月に開始され、3 年間実施予定の五大特許庁 (IP5 Offices) 間の協働調査および審査 (CS&E) 第 3 次試行プロジェクトの運用フェーズ。本試行プロジェクトの下、五大特許庁は英語以外の言語による出願の受理を開始しました (文書 PCT/MIA/26/4)。
- 官庁で電子通信手段が利用できなかったことによって出願人が期限を遵守できなかった場合のセーフガード (文書 PCT/MIA/26/5)。
- PCT 規則 4.11 (継続出願、一部継続出願、原出願または原特許の表示) に基づく表示の補充または追加のための PCT における法的根拠の提供 (文書 PCT/MIA/26/7)。
- 国際出願における国内分類記号の使用 (文書 PCT/MIA/26/10)。

- 国際調査報告書および見解書の品質向上のための中華人民共和国国家知識産権局による提案。またこれに関連して、審査官、出願人、および第三者を含むこれらの作業成果物の提供者およびユーザを対象とした調査を計画し実施するための提案（文書 PCT/MIA/26/11）。
- 受理官庁に出願された国際出願の国際調査・予備審査を実施する管轄国際調査機関および予備審査機関について、受理官庁が管轄国際調査機関及び予備審査機関を特定する手続きを削除し、代わりに出願人がいずれの国際調査機関でも選択できるようにする旨のインド特許庁による提案。（文書 PCT/MIA/26/12）。

会合に出席した機関は、出願人、受理官庁、国際機関や第三者が利用するために IB が提供しているさまざまな電子サービスの最近の進展に関して謝意を示しました（文書 PCT/MIA/26/9）。さらにこの電子サービスについて、官庁間でのデータの相互交換と出願プロセスのさまざまな段階で再使用するために、データは一貫した基準に従い作成される必要があることが出席した機関により指摘されました。また、各官庁の電子サービスにおける整合性、特に願書の書誌データや、DOCX 形式などから出願本体への変換、そして調査報告書および予備審査報告書の XML 形式データの整合性を確保するため、詳細な計画を共有する重要性も強調されました。

## 国際出願の電子出願および処理

### ケニア工業所有権機関による電子形式での国際出願の受理および処理の開始

受理官庁としてのケニア工業所有権機関は、2019 年 4 月 1 日から電子形式での国際出願の受理および処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。

当該官庁は ePCT 出願を利用した電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件および運用を含む通知は、公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (KE) が更新されました)

## WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを利用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

### ジョージア国家知的所有権センター (SAKPATENTI)

ジョージア国家知的所有権センター (SAKPATENTI) は、DAS 提供庁および取得庁として 2019 年 4 月 1 日から運用開始することを国際事務局 (IB) に通知しました。

詳細は以下のリンクをご参照ください。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=10738](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10738)

### イスラエル特許庁

イスラエル特許庁は、DAS 提供庁および取得庁として 2019 年 5 月 1 日から運用開始することを IB に通知しました。

詳細は以下のリンクをご参照ください。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=10740](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10740)

### 協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトのお知らせ

協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトの詳細は、PCT Newsletter 2018 年 7-8 月号でお知らせしました。本試行プログラムでは、五大特許庁<sup>2</sup> (IP5 Offices) は出願人による特定の参加申請に基づいて、全ての IP5 の官庁がその国際出願に関して国際調査機関 (ISA) の国際調査報告書と見解書に貢献します。各五大特許庁は主 ISA として初年 (2018 年 7 月から 2019 年 6 月まで) はおよそ 50 件の国際出願を処理し、2 年目 (2019 年 7 月から 2020 年 6 月まで) にも同様の件数を処理します。

### 参加庁に関するお知らせ

#### 日本国特許庁 (JPO)

JPO は CS & E 試行プロジェクトのフレームワークにおける主 ISA として、当初は英語で出願された国際出願に関して本プロジェクトへの参加申請を受け付けていたことは以前にお知らせしました。そして 2019 年 4 月 1 日からは、JPO は日本語で提出された国際出願に関する参加申請を受け付けます。そのような出願が仮に受理された場合、出願の英語の翻訳文は仮の受理の通知日から 1 カ月以内に提出される必要がある点にご留意ください。詳細は以下のリンクをご覧ください。

[www.jpo.go.jp/system/patent/pct/seido/document/pct\\_kyoudouchousa\\_shikou/pilot\\_project\\_e.pdf](http://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/seido/document/pct_kyoudouchousa_shikou/pilot_project_e.pdf)

#### 欧州特許庁 (EPO)

EPO は CS & E 試行プロジェクトのフレームワークにおける主 ISA として、2018 年 9 月までにすでに英語での国際出願の初年の割当件数を受理したことはお知らせしました (PCT Newsletter 2018 年 9 月号)。また 2019 年 1 月 1 日からは、仏語または独語で提出された国際出願の受理を開始しました (PCT Newsletter 2018 年 12 月号)。EPO は、仏語と独語での出願に関してはまだ必要な割当件数に達していないため、限定された人数ではありますが、これらの言語で出願する出願人はまだ本試行プロジェクトに参加可能である旨を公表しました。そのような出願が仮に受理された場合、出願の英語の翻訳文は仮の受理の通知日から 1 カ月以内に提出される必要がある点にご留意ください。詳細は以下のリンクをご覧ください。

---

<sup>2</sup> 中華人民共和国国家知識産権局、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁および米国特許商標庁。

<https://www.epo.org/service-support/updates/2019/20190220.html>

## 米国特許商標庁による 2019年2月20日の休業

米国特許商標庁 (USPTO) は、悪天候のため公務上の処置として 2019年2月20日に休業しました。この日は連邦政府が定める祝日とみなされます。その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたった場合、その期限は延長され、次の就業日である 2019年2月21日に満了となります。当官庁による休業の告知は、USPTO の以下のウェブサイトに掲載されました。

[www.uspto.gov/sites/default/files/documents/closure-20190220.pdf](http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/closure-20190220.pdf)

## PCT 最新情報

CN: 中国 (官庁の名称)

CO: コロンビア (手数料)

GR: ギリシャ (出願言語)

IS: アイスランド (所在地とあて名)

JP: 日本国 (インターネットアドレス)

KE: ケニア (電子出願)

KZ: カザフスタン (電話番号、通信手段、国際型調査に関する規定)

調査手数料 (国立工業所有権機関 (ブラジル))

国際調査報告書、補充国際調査報告書および国際予備審査報告書に引用された文献の写し (カナダ知的所有権庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、フィンランド特許登録庁 (PRH)、イスラエル特許庁、日本国特許庁、ウクライナ経済開発通商省・知的所有権部、国立工業所有権機関 (チリ))

国際調査機関および予備審査機関、ならびに該当する場合には補充調査機関としての以下の官庁は、出願人および指定/選択官庁による、国際調査報告書、補充国際調査報告書および国際予備審査報告書に引用された文献の写しの入手方法を明記しました。

カナダ知的所有権庁

連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)

フィンランド特許登録庁 (PRH)、

イスラエル特許庁

日本国特許庁

ウクライナ経済開発通商省 知的所有権部

国立工業所有権機関 (チリ)

詳細は PCT 出願人の手引 附属書 D (CL、FI、IL、JP、RU、UA)、SISA (FI、RU、UA) および E (CA、CL、FI、IL、JP、RU、UA) をご覧ください。

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### PCT 実施細則

PCT 実施細則 付属書 F の添付書類 I に 2019 年 4 月 1 日付で修正がなされました。修正は PCT 予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401)、予備審査請求書様式に付属する手数料計算用紙、および PCT 願書様式(PCT/RO/101) に付属する手数料計算用紙に関連しています。

上記の修正を含み、2019 年 4 月 1 日に発効する添付書類 I の全文は、それぞれ以下のリンクにて英語と仏語の PDF 形式で掲載されています。

[www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai\\_dtd\\_13.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai_dtd_13.pdf)

[www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai\\_dtd\\_13.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai_dtd_13.pdf)

### PCT 出願人の手引 (スペイン語版)

PCT Newsletter 2019 年 2 月号に掲載されたお知らせに加えて、PCT 国際段階の詳細を含む PCT 出願人の手引 “国際段階の概要” のスペイン語版が、2019 年 1 月 31 日付で更新されました。以下のリンクに掲載されています。

[www.wipo.int/pct/es/appguide/](http://www.wipo.int/pct/es/appguide/)

### 品質報告書

国際調査機関および予備審査機関は、国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成しています<sup>3</sup>。2018 年の報告書は以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html](http://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html)

### PCT に関する記事

WIPO マガジン (2019 年第 1 号) の以下の記事へのリンクが、PCT ウェブサイトの “PCT in the News” (以下の URL) に追加されました。

[www.wipo.int/pct/en/news/pct\\_news.html](http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html)

### Elaphe : 電気自動車の開発を推進

内燃エンジンは、1 世紀以上にわたり自動車産業を支配してきました。しかし、自動車による環境への影響や交通安全に関する懸念から、電気自動車やインホイールモーター市場への関心が高まっています。インホイールモーターによる自動車の駆動力は、モーターが自動車の車輪に配置されて直接動力が

---

<sup>3</sup> PCT 国際調査および予備審査ガイドラインの 21.26 項および 21.27 項に従って作成される。

供給されるため、シンプルでエネルギー効率に優れています。リュブリャナを拠点とするスロベニアの会社である Elaphe Propulsion Technologies は、過去 15 年間、インホイールモーターのデザインと製造の最前線にいます。同社の最高技術責任者である Gorazd Gotovac 氏は、PCT の活用経験について WIPO Magazine に述べています。

“Elaphe は PCT を広範囲に活用しており、それにはいくつかの理由があります。このプロセスはシンプルで、かつ技術水準に関する当社独自の調査を補完する調査報告書を提供してくれます。日々新しいイノベーションが生まれる動的な環境では、PCT プロセスの期間は、市場や製品の情報が明確になり特許を取得することによる経済的利益が評価されやすくなるまで戦略的決定を遅らせることができます” と Gotovac 氏は説明しています。

WIPO マガジンは、以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/index.html](http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html)

また 2019 年第 1 号は、以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/2019/01/](http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2019/01/)

### 欧州特許庁における新しい手数料払戻し手続

欧州特許庁 (EPO) は、2019 年 4 月 1 日から、出願人が EPO に保有する口座、または銀行口座<sup>4</sup>のいずれかに払戻しを受けることを選択できるようになる旨を国際事務局に通知しました。今後、小切手では手数料は払戻しされなくなります。

改正された払戻し手続の下では、EPO は出願人/代理人が返還請求の指示書に記載した口座であればいかなる口座であっても手数料の払戻しを行うため、ユーザにとっても返還の受取人についてより柔軟な選択ができるようになるでしょう。EPO に国際出願を提出するときは、必ず明確かつ最新の情報に基づいて返還請求の指示を行ってください。これらの返還請求の指示は、EPO オンライン出願<sup>5</sup>、新規のオンライン出願 (CMS)、ePCT または PCT-SAFE を介して、電子的に処理可能な形式 (XML) で提出されることが望ましいでしょう。欧州段階移行時には、様式 1200e を使用して提出される必要があります。

---

<sup>4</sup> EPO はクレジットカードへの払戻しは行わないこと (OJ EPO 2017, A73、項目 IV) にご留意ください。

<sup>5</sup> (PCT 国際段階での) 返還請求の指示は、PCT-SAFE の 2019 年 4 月の新バージョンがシステムへ統合された後の ePCT、PCT-SAFE、または EPO オンライン出願や新規オンライン出願 (CMS) を介して、願書様式 (PCT/RO/101) 上で作成し提出することができます。2019 年 4 月 1 日からは返還請求の指示書は、eOLF の PCT-SFD および PCT-DEMAND、CMS の様式 1038PCT、ePCT の DEMAND を利用したこれら 3 つの出願方法から、後続の中間書類として提出することもできます。EPO で利用可能なその他のオンライン出願手段では、2019 年 4 月 1 日からは制限なく、返還請求の指示書の提出に使用することができます。ユーザは EPO のウェブサイト ([www.epo.org/pct](http://www.epo.org/pct)) から情報をご覧ください。

EPO が口座への払戻しができない場合には、関係当事者に EPO のウェブサイトを通じて返還請求するよう求めます。セキュリティ上の理由から、EPO はその当事者に 2 つの通信を送付します。一つ目の通信は払戻しに関するアドバイス（例えば、様式 PCT/ISA/213）で、2 つ目の通信には払戻しを特定して請求するために必要なコードが含まれます。払戻しを請求するには、[www.epo.org/fee-payment-service/en/refund](http://www.epo.org/fee-payment-service/en/refund) に行き、電子メールアドレスとパスワードを登録してください。2 つの通信に共通する情報は、出願人/代理人の書類記号および/または出願日です。

登録してサインインしたら、必要なことは出願番号、払戻しのコードと関連する銀行口座の詳細を入力するだけです。EPO が保有する口座を記載することもできます。詳細については、“欧州特許庁の手数料払戻し手続に関する 2019 年 2 月 27 日付の通知”をご参照ください。

[https://www.wipo.int/pct/en/newslett/2019/article\\_0010.html](https://www.wipo.int/pct/en/newslett/2019/article_0010.html)

## 2019 年世界知的所有権の日: IP (知的財産) とスポーツでゴールドを目指して

今年の世界知的所有権の日のテーマである“IP とスポーツでゴールドを目指して”では、スポーツの世界を詳しく見ていきます。イノベーション、クリエイティビティそして知的財産 (IP) が、どのように世界中のスポーツの発展とその楽しさを奨励し、保護することで支えているのかを探索しています。

WIPO 加盟国は 2000 年に IP の一般的な理解を深める目的で、1970 年に WIPO 条約が発効した日である 4 月 26 日を世界知的所有権の日 (ワールド IP デー) として指定しました。それ以来、ワールド IP デーには、IP がどのように音楽や芸術そして私たちの世界を形作るのに役立つイノベーションの推進に貢献しているのかを考え、世界中の人々と参加するユニークな機会を毎年提供してきました。

ワールド IP デーの詳細やワールド IP デーの活動への参加方法のアドバイスについては、WIPO ウェブサイトをご覧ください。

[www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/](http://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/)

このサイトからは、キャンペーンの情報や世界中で開催されているワールド IP デーのイベントを提供するインタラクティブなイベントマップへのリンクが見つかります。

参加することで刺激しあいスポーツの力を共に祝いながら、団結し革新していくことで人類の功績を奨励していきましょう。

## 実務アドバイス

**出願の戦略: 国際出願を国内 (もしくは該当する場合には広域) 官庁または受理官庁としての国際事務局に出願するかどうかを決定する際に検討すべき要素 - カナダ国民である米国居住者の事例**

Q: 当方は米国の特許代理人であり、米国の居住者でありカナダ国民であるクライアントから話を受けています。そのクライアントが保護を希望している発明は、米国における先の国内出願の対象でした。クライアントは PCT 出願を提出し、できれば将来その特許権を売却する予定です。国際段階の期間中、新しい出願人がアジアの国からできる可能性があります。どの受理官庁に出願を提出するのか決定する際に、どのような要素を考慮する必要がありますのでしょうか？

A: PCT 規則 19.1 に従い、国際出願は出願人が国民であるおよび/または居住者である締約国の国内官庁、または受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に提出される必要があります。

あなたのクライアント (以下 “出願人”) の国籍と居住地から、当出願人は米国 (RO/US)、カナダ (RO/CA) または RO/IB の受理官庁 (RO) に PCT 出願を提出するオプションがあります。

以下を含むいくつかの要素が、出願人の RO の選択に影響する場合があります。

- 国の安全に関する考慮事項
- 代理人が RO に対し業として手続をする権能
- 国際調査機関 (ISA) および国際予備審査機関 (IPEA) の選択
- RO が受理する言語
- RO に対し電子出願が可能かどうか
- RO が (PCT 規則 26 の 2.3 に基づく優先権の回復のような) 特定の救済措置 (セーフガード) の規定に関して不適合を通知しているかどうか
- 12 カ月の優先期間の満了間際に出願する場合のタイムゾーンの時差や RO の開庁時間、そして
- 関連する官庁への出願費用 (送付手数料や RO に支払われる所定のその他の手数料は、官庁間で異なります)、また RO が手数料減額を提供しているのか、ならびに手数料の支払方法

あなたの質問で説明された状況を考慮しながら、どの RO に出願するのかを決定する際にあなたが検討したいであろう特定の要点のいくつかを見ていきましょう。これらは網羅的なものではなく、他にも考慮すべき事項があり得る点にご留意ください。

### 国の安全に関する考慮事項

関連する国内官庁で同一の発明の出願を一定の期間内 (国内官庁間で異なる) より前に提出し、他の官庁に出願すべきでない旨の安全保障に関する通知を受け取っていない場合、またはあなたが明示的に請求し許可を得た場合には、多くの場合において他の官庁に出願する許可を得ていると考えられます。米国の国内法では、国内で行われた発明に対して特許出願の提出に関する制限が設けられていることにご留意ください。国の安全上の理由から他の官庁への国際出願の提出を制限する既知の国内法は、以下に要約されています。以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/texts/nat\\_sec.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/nat_sec.html)

RO/US へ出願する場合: 国際出願の主題が先の出願の主題と同一であり、その優先権が国際出願で優先権主張され、かつ国際出願が先の出願と同じ官庁に提出される場合、安全保障に関する必要な点検は通常、国際出願を提出するまでにすでに行われています。そうでない場合には、RO/US は国の安全上の

クリアランスが与えられるまでは、出願処理のための IB への（および国際調査の目的のための ISA への）出願書類の転送を行いません。

RO/CA または RO/IB へ出願する場合: RO/IB または RO/CA に直接出願する場合、これらの官庁はどちらも国の安全保障規定の点検は行いません。そのため出願前に、PCT 出願が米国の国の安全保障に関する要件に従っていることを確認することは、あなたの責任となります。

### ISA と IPEA の選択

特許の保護が最終的に求められる地域に特に関連のある先行技術を調査する ISA を選択することが可能な場合には、その選択は有用になり得るでしょう。例えば、特許の保護が日本で求められるのであれば、ISA/JP を選択することは有用な場合があります。当該官庁が日本語の関連する先行技術を発見する場合があります、言語上の理由から他の ISA にはアクセスできない可能性があるためです。あなたが最終的に特許を取得したいのと同じ官庁である ISA（または IPEA）から肯定的な調査/審査結果を得た場合には、国内審査で当該官庁から肯定的な結果を得ることは容易になるべき点は、念頭に置くべきです。しかしながら、ISA（または IPEA）の選択は、国際出願を提出する RO に応じて制限されています。

RO/US: RO/US は、以下の庁を ISA（および IPEA）として指定しているため、ISA（および IPEA）の幅広い選択があります。オーストラリア（AU）、イスラエル（IL）、日本（JP）、大韓民国（KR）、ロシア連邦（RU）、シンガポール（SG）、米国の官庁および欧州特許庁（EP）。

RO/CA: RO/CA は、当該官庁のみを ISA（または IPEA）として指定しているため、RO/CA に対し出願した場合、他の官庁を ISA（または IPEA）として選択することはできません。

RO/IB: 管轄 ISA（または IPEA）は、出願人が居住者または国民である締約国の、またはその締約国のために行動する国内官庁に対して国際出願が提出された場合と、同様の管轄官庁となります（PCT 規則 35.3 および 59.1(b) 参照）。これは、居住国と国籍が異なる出願人が国際出願を RO/IB に対し出願する場合、RO として行動する国内（または該当する場合は広域）官庁に対する出願と比較して、より幅広い管轄 ISA の選択があることを意味します。例えばあなたの事例では、ISA を選択する際、（出願人の居住国を考慮して）RO/US ならびに（出願人の国籍を考慮して）RO/CA により ISA（または IPEA）として行動するよう指定された官庁を選択できるため、ISA/IPEA の選択範囲を広げることができます。

どの受理官庁に国際出願を提出したかにかかわらず、補充国際調査を提供する機関による当該調査を請求することができます。ただし補充国際調査に指定される機関は、国際調査を実施した機関とは異なる機関であることです。

### RO に対し業として手続をする権能

3つの RO のいずれも出願人に代理人の選任を求めてはいませんが、代理人が選任される場合には充足されるべき一定の要件があります。

RO/US: 業として手続を行う権能を有することが USPTO に登録されていることを条件に、あなたは RO/US に対して出願する場合の国際出願の代理人として行動する権利があります。

RO/CA: 代理人は、官庁に対して業として手続を行う権能を有する者または法人でなければなりません。あなたが RO/CA に対して行動する権利がなく、出願人が官庁に対して代理人によって代理されることを望む場合には、出願人は要件を満たす別の代理人を選任する必要があります。そうでなければ、

あなたは通知のためのあて名として含まれますが、RO または国際機関へのいずれの書類の提出も出願人によって署名される必要があります。

RO/IB: PCT 締約国の居住者または国民が直接 RO/IB に国際出願を提出する場合 (PCT 規則 19.1(a)(iii)) には RO/IB は “世界共通の RO” と見なされますが、この場合にいずれの代理人でも RO/IB に対して代理人として行動できるわけではありません。業として手続を行う権能は PCT 規則 83.1 の 2<sup>6</sup>により定められており、どの代理人が特定の国際出願のために行動できるかの問題は、すべての出願人の国籍や居住地に関連しています。出願人は米国の居住者であり、あなたはおそらく RO/US に対して代理人として行動する権利があるので、(RO/CA に対して業として手続を行う権能を有する代理人と同じように) あなたも関係する国際出願についても RO/IB に対して代理人として行動する権利も有しているでしょう。

この実務アドバイスで提起されたその他の事項に関する詳細 (例えば、許可されている出願言語、RO に対し電子出願が可能かどうか、支払うべき手数料の金額、PCT 規則 26 の 2.3 に基づく優先権の回復と適用される基準に関する情報) は、PCT 出願人の手引 附属書 B および C の関連する官庁をご参照ください。以下のリンクに掲載されています。

[www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html](http://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html)

また特定の RO が、あなたが出願する可能性のある RO に影響を与えかねない不適合通知があるのかどうかを調べるためには、以下のリンクにある表をご利用ください。

[www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

官庁情報を比較するのに役立つ別の資料として、“ePCT Reference Data Lookup” にある “Office Profile” は以下のリンクからご覧ください。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/home.xhtml>

WIPO 日本事務所は世界知的所有権の日 (4 月 26 日。今年のテーマは “知財とスポーツ”) に東京で講演会を開催します。是非ご参加ください。(事前の申込要・無料)  
<https://www.eventbrite.com/e/2019world-ip-day-426-registration-55323354643>

<sup>6</sup> PCT 規則 83.1 の 2(a) に従い、出願人がその居住者もしくは国民である締約国または、2 人以上の出願人がある場合には、これらの出願人のうちのいずれかがその居住者もしくは国民である締約国の国内官庁またはその締約国のために行動する国内官庁に対し業として手続をとる権能を有する者は、国際出願について RO/IB に対し業として手続をとる権能を有します。

# PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2019年4月号 | No. 04/2019

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 知的所有権庁 (フィリピン) による国際調査機関および国際予備審査機関としての運用開始

知的所有権庁 (フィリピン) が、2017年10月に開催された第49回 PCT 同盟総会にて、国際調査機関 (ISA) および国際予備審査機関 (IPEA) に選定されたことはすでにお知らせしました (PCT Newsletter 2017年10月号参照)。

知的所有権庁 (フィリピン) は、2019年5月20日から ISA および IPEA として運用開始することを、2019年4月10日付で WIPO に通知しました。

さらに、2019年5月20日から、フィリピンの国民および居住者により受理官庁としてのフィリピン知的所有権庁 (または国際事務局 (IB)) に対して提出された国際出願に関して、オーストラリア特許庁、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、または米国特許商標庁に加えて、当庁を管轄 ISA および IPEA として指定しました。

当該官庁に支払うべき手数料などの ISA および IPEA としての官庁に関する情報は、まもなく PCT 出願人の手引 附属書 D および E に掲載される予定です。

## WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを利用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

## 欧州特許庁

欧州特許庁 (EPO) は、2018年11月1日から、欧州特許出願のための DAS 提供庁および取得庁として、また指定 (選択) 官庁としての EPO に対し欧州広域段階移行する際の国際出願のための取得庁として行動しています (PCT Newsletter 2018年11月号参照)。

EPO は、2019年4月1日からは、受理官庁として行動する際に PCT に基づく国際出願のための提供庁としても運用開始したことを IB に通知しました。

PCT 規則 17.1(b) の 2) に従い、出願人が IB に先の出願の認証謄本を電子図書館から入手するよう請求し (PCT 願書様式 (PCT/RO/101 の第 VI 欄) の該当欄にチェックするのが望ましい)、正しい DAS アクセスコードを提供した場合には、優先権書類の作成に係る手数料は必要ありません。詳細は以下のリンクをご参照ください。

[www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/03/a27.html](http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/03/a27.html) および

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=10609](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10609)

## PCT 規則の修正

PCT 同盟総会は、2018 年 9 月 24 日から 10 月 2 日までジュネーブで開催された第 50 回の会合にて、2019 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則 69.1(a) の修正を採択したことはすでにお知らせしました (PCT Newsletter 2018 年 10 月号参照)。この修正により、国際予備審査の開始を PCT 規則 54 の 2.1(a) に定められる期間の満了まで延期することを、出願人が明示的に請求しない限り、国際予備審査機関に国際予備審査請求書、関連手数料の支払い、国際調査報告書または PCT 第 17 条(2)(a) に基づく国際調査機関による宣言、および PCT 規則 43 の 2.1 に基づき作成された見解書の条件がそろったときに、国際予備審査機関は国際予備審査を開始することになります。これらの修正は、2019 年 7 月 1 日、またはその日以降に国際予備審査請求書が提出された国際出願に適用されます。

2019 年 7 月 1 日から施行される修正された PCT 規則の全文は、アラビア語、中国語、英語、仏語およびスペイン語で、それぞれ以下のページ右側に表示されているリンクからご利用可能です。

[www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html](http://www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html)

[www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html](http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html)

[www.wipo.int/pct/en/texts/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html)

[www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html)

[www.wipo.int/pct/es/texts/index.html](http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html)

その他の言語はまもなく掲載される予定です。

## ePCT 最新情報

ePCT システム最新版 (バージョン 4.5) が 2019 年 4 月 1 日に導入されました。主な新機能を以下にご紹介します。

### 出願人向け ePCT

- 出願人/代理人の書類記号:  
書類記号の最大文字数が 12 文字から 25 文字に拡張されました。
- 受理官庁としての米国特許商標庁 (RO/US) に提出される国際出願に関する発明の名称:  
EFS-Web を利用して RO/US に提出する出願のドラフトを作成する際、発明の名称を ePCT で入力することなく、[The title is as provided on page 1 of the description] (発明の名称は明細

書の 1 ページ目に記載されるとおり) と表示できるようになりました。これにより、名称の欠落による出願を妨げるエラーメッセージは表示されないこととなります (角括弧[]内の標準テキストは、名称の欄の代わりに願書様式 (PCT/RO/101) にある発明の名称の欄に表示されます)。また、RO/US はそのような欠落の補充に関する命令書は発行しません (同様に、ePCT を利用して出願時に作成された委任状には同一の標準テキストが含まれます)。

- 特定の受理官庁 (RO) に提出する出願のドラフトを作成する場合:  
特定の (例えば、カナダ、イスラエルまたは米国の) 官庁では、ePCT を用いてパッケージを準備してから、それらの官庁のシステムにアップロードする必要があります。このような受理官庁に提出する出願のドラフトを作成する場合、必要に応じて、ステータスが “downloaded (ダウンロード済)” の新規国際出願のドラフトを再度 RO 形式でダウンロードすることができるようになりました。
- 電子メールによる通知の送信:  
出願人の氏名と住所を追加する際に電子メールアドレスが記載された場合、ユーザが “書面および電子メール (paper & e-mail)” を任意に選択しない限りは、その出願人に送付される必要のある PCT 様式はデフォルトにより “電子メールのみ (e-mail only)” の手段で送信されます。 “書面のみ (paper only)” を選択することはできなくなりました。
- 欧州特許庁 (EPO) への返還請求の指示書:  
EPO が RO および国際調査機関 (ISA) として選択されている場合、または ePCT アクション機能を利用して国際予備審査請求書を作成する際に EPO が国際予備審査機関 (IPEA) として選択されている場合、RO/EP、ISA/EP、または IPEA/EP による手数料の返還があった際には EPO に保有する当座預金口座または普通預金口座に返還する旨の指示を追加することができるようになりました。
- アクション機能へのリンク:  
“タイムライン” 上に表示されているオンライン “アクション” ができる項目に、アクション機能へ直接アクセスできるリンクが追加されました。
- アクション機能の署名:  
オンラインアクション機能で署名をする際に、国際出願の書誌データに表示されている氏名の一覧から署名権者を選択する必要がありますが、署名権者の氏名が国際出願の書誌データに (まだ) 入力されていない場合には、“その他” のオプションを選択することができます。
- 取下げのアクション機能に必要な複数の署名:  
国際出願、優先権主張、指定/選択、国際予備審査請求および補充国際調査請求の取下げを行うために、ePCT アクション機能で複数の署名を追加することが可能になりました。全出願人の署名が追加されていない場合、または代理人が手続に署名するよう選択されている場合には、出願人が必要とする署名がすでに記録されていることを確認する欄にチェックする必要があります。この確認が行われていない場合、IB は取下げ通知を処理することができません。
- 書類の “表示 (View)” 機能:  
すでに提出された出願に関して ePCT で保有されている書類の一覧を閲覧する場合、“表示 (View)” ボタンを選択すると、書類の TIFF 版を、IB の電子システムで保有されているのと同じ

状態で (同じブラウザ画面上で) 閲覧することができ、同時に例えば書誌データのような出願の他の情報を参照することができます。

- ePCT を介して国際予備審査請求書を提出する際に考慮すべき IPEA との時差:  
ePCT を介して直接提出された国際予備審査請求を選択された IPEA が受理した場合、当該 IPEA における時刻では期限はすでに満了しているが、IB におけるその時点での時刻では期限はまだ満了していない場合、その請求書は自動的に IB に転送され、その後 IPEA へ様式 PCT/IB/368 (管轄 IPEA への国際予備審査請求書の送付の通知書) が送付されます。

新機能に関する詳細は、以下のリンクから “What’s new in ePCT for applicants” をご参照ください。

[www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1016](http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1016)

### 受理官庁 (ROs)、指定官庁および国際機関向け ePCT

いくつかの官庁向け新機能とユーザである官庁からの意見に基づいた改善機能が、ePCT バージョン 4.5 に追加されました。官庁による国際出願処理作業の改善を目的としていくつかの新機能を提供します。

- “表示 (View)” ボタンを選択すると、ユーザは主要な ePCT インターフェースと並行して同じブラウザ画面上で書類の表示機能を利用でき、国際出願の詳細は書類と一緒に閲覧することができます。
- 国際出願を処理する際であって、RO ユーザが記録の写しを送付する前に IB により出願が点検されアドバイスを必要とする場合、RO ユーザは IB ユーザに閲覧のアクセス権を付与でき、その後それらのアクセス権を削除することができます。
- 国際出願の作成後に書誌データのドラフトが自動的に開く機能により、RO ユーザの利便性が向上しました。
- PCT 様式 PCT/ISA/210 (国際調査報告書) および PCT/ISA/237 (ISA 見解書) が作成されると、出願人が希望する通信の手段として電子メールを記載していた場合、出願人に自動的に電子メールで送信されるようになりました。
- PCT/ISA/220 (国際調査報告及び ISA による見解書または国際調査報告を作成しない旨の決定の送付の通知書) の ePCT アクション機能では、国際出願やローカルコンピュータにある書類を添付することができるようになりました。
- 出願人は、RO と同一の手数料表および支払いに関する情報を見ることができるようになりました。
- 新しい官庁向けアクション機能では、様式 PCT/RO/104 (国際出願として取り扱われない旨の通知書) および PCT/RO/126 (国際出願に関して後に提出された用紙に関する通知書) の作成が、RO ユーザ向けに利用可能になりました。

上述の機能やその他の新機能に関する詳細、ならびに官庁向け ePCT システムについての一般的な情報は、“関連機関・官庁向けの ePCT サービス” を以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/ePCT\\_Offices\\_v4.5\\_Whats\\_New\\_20190329.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/ePCT_Offices_v4.5_Whats_New_20190329.pdf)

出願人向けおよび官庁向けの ePCT 新機能に関するご質問は、PCT 電子サービスヘルプデスクへもお問い合わせください。

電子メール: [pct.eservices@wipo.int](mailto:pct.eservices@wipo.int)

電話番号: (+41-22) 338 9523

または、ヘルプデスクのスタッフが対応可能な場合には、以下のリンクからオンラインチャットを介してご質問ください。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?T=EN&UG=4&N=769>

## PCT-SAFE 更新

### PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン (2019 年 4 月 1 日付け version3.51.087.263) がご利用可能になりました。次のサイトからダウンロードできます。

[www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

この新しいバージョンの詳細は、上記ウェブページの “Release notes” および “What’s new” からご覧ください。

なお、PCT-SAFE に関する電子メールによる通知サービスは廃止されたことにご留意ください。ユーザの皆さまは、PCT-SAFE のウェブサイトから最新版のリリース状況 (毎年 1 月、4 月、7 月および 10 月の予定) を定期的に確認されるようお勧めします。またライブアップデート (Live Update) 機能が最新版の有無を毎日確認するよう修正されました。最新版が見つからない場合には、PCT-SAFE 起動時に通知は表示されません。最新版が入手可能な場合には、最新版をダウンロードするかまたはダウンロードせずに進むのか、ユーザにオプションを与える通知が表示されます。

## PCT 公開スケジュールの変更

### 2019 年 5 月 31 日の公開

2019 年 5 月 30 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は 2019 年 5 月 31 日 (金) に公開されます。しかし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2019 年 5 月 14 日 (火) の 24 時 (中央ヨーロッパ時間 (CET)) までに国際事務局に受理される必要があります。

## ブダペスト条約

### アンティグア・バーブーダの加盟

アンティグア・バーブーダが、2019 年 3 月 25 日に、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託しました。これにより当条約の締約国数は 82 になりました。ブダペスト条約は、アンティグア・バーブーダの加盟に関して 2019 年 6 月 25 日に発効します。

## ブダペスト条約に関する情報

ブダペスト条約および規則の概要、ならびに当条約の主な利点を説明する文書 (WO/INF/12) が、英語、仏語およびスペイン語でそれぞれ以下のリンクからご利用可能です。

[www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

[www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](http://www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

[www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](http://www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

## フィンランド特許登録庁 (PRH) による PCT ダイレクト試行プロジェクトの開始

受理官庁 (RO/FI) および国際調査機関 (ISA) としてのフィンランド特許登録庁 (PRH) は、2019 年 4 月 1 日から、いわゆる “PCT ダイレクト” の試行プロジェクトを開始しました。本プロジェクトは RO/FI に提出された国際出願および PRH が ISA として行動する際の国際出願に適用されます。この新しいサービスは、2014 年 11 月に欧州特許庁で導入されたものと同様です。

PRH の PCT ダイレクト試行プロジェクトでは、RO/FI に国際出願を提出する出願人であって、PRH によりすでに調査済みかつ審査済みの先の国内出願もしくは PCT 出願に基づいて優先権を主張する場合は、優先基礎出願に関して作成された調査報告書または見解書で提起された異議に対して反論するための非公式なコメントを提出することができます。

非公式コメントは、国際出願とともに、“PCT ダイレクト/非公式コメント” と題した別個の書簡形式で RO/FI に送付されます。PCT ダイレクトとして提出された書簡は、PATENTSCOPE に掲載されることにご留意ください。

詳細は、以下の PRH のウェブサイトに掲載されています。

[www.prh.fi/en/asiakastiedotteet/2019/P\\_17863.html](http://www.prh.fi/en/asiakastiedotteet/2019/P_17863.html)

## XML の調査報告書および見解書の情報の品質向上のための PATENTSCOPE での新サービス

WIPO は PATENTSCOPE において、以下の書類に基づいた高品質な情報を提供するための新しいサービスを開始しました。

- 国際調査報告書 (ISR) (PCT/ISA/210)
- ISR を作成しない旨の宣言 (PCT/ISA/203) および
- 国際調査機関 (ISA) の見解書 (PCT/ISA/237)

このサービスでは、一部の国際機関によって提供された XML データを使用して、以下のような有用な情報への簡単なアクセスを提供します。

- ハイパーリンク
  - 報告書の国際特許分類 (IPC) コードをクリックすると、WIPO の IPC ウェブページに直接アクセスできます。

- ISR で引用されている引用文献 (特許文献および特定の非特許文献) およびパテントファミリー文献をクリックすると、それらの文献に直接アクセスできます。また、
  - ISR、ISR を作成しない旨の宣言および ISA 見解書の、人工知能 (ニューラル機械翻訳 (Neural Machine Translation)) 技術を利用した PCT の 10 公開言語への即時機械翻訳機能が提供されます。(または利用可能な場合には人手翻訳による英訳 XML データへリンクを介して簡単にアクセスできます。)

このサービスは、中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)、欧州特許庁 (EPO)、韓国知的所有権庁 (KIPO) の ISA により作成された最新の報告書で利用することができます。さらに、関連する官庁向け ePCT 機能を利用して報告書が作成された場合には、オーストリア特許庁、エジプト特許庁およびトルコ特許商標庁など、他の特許庁が作成した一部の報告書でも利用可能です。

これらの新たな追加機能を試すには、以下の PATENTSCOPE 検索ページにアクセスしてください。

[www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf](http://www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf)

上述の報告書を含む特定の公開された国際出願を見つけて、新しく作成された “ISR/WOSA/A17(2)(a)” タブをクリックすると、これらの新機能が利用できます。

国際事務局は、PATENTSCOPE のユーザにより利便性のあるデータ検索を利用してもらうためにこのサービスを提供しています。ただし、これらの XML の書類に法的な効力はないこと、また報告書の PDF 版のみが公式に公開されたものと見做されることにご留意ください。

## PCT 最新情報

AP: アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) (電話番号とファックス番号、電子メールアドレス、通信手段)

CA: カナダ (電話番号)

CU: キューバ (手数料)

EC: エクアドル (手数料)

IB: 国際事務局 (国際出願の提出手段、手数料)

IL: イスラエル (電話番号、通信手段)

JP: 日本国 (電子メールアドレス)

日本国特許庁の電子メールアドレスが以下のとおり変更されました。

電子メール: PA1A31@jpo.go.jp

(PCT 出願人の手引 附属書 B1 (JP) が更新されました)

KR: 大韓民国 (電話番号、手数料)

KZ: カザフスタン (所在地とあて名)

MX: メキシコ (電子メールアドレス)

RU: ロシア連邦 (電話番号、電子メールアドレス、電子メールによる通知、手数料)

US: 米国 (インターネットアドレス)

米国特許商標庁 (USPTO) の主要な PCT ページのインターネットアドレスが、以下のとおり変更されました。

インターネット: [www.uspto.gov/patentcooperationtreaty](http://www.uspto.gov/patentcooperationtreaty)  
(PCT 出願人の手引 附属書 B1 (US) が更新されました)

#### ZA: 南アフリカ (手数料)

調査手数料および国際調査に関するその他の手数料 (欧州特許庁、インド特許庁)

### PCT 関連資料の最新/更新情報

#### 緊急用アップロードサービス (Contingency Upload Service) に関するよくある質問 (FAQs)

“緊急用アップロードサービス”に関する PCT Newsletter 2018 年 11 月号および 2018 年 12 月号に掲載したお知らせに加えて、このたび当該サービスについてのよくある質問 (FAQs) が、英語、仏語および独語でご利用可能になりました。それぞれ以下のリンクに掲載されています。

[www.wipo.int/pct/en/faqs/contingency\\_upload\\_faq.html](http://www.wipo.int/pct/en/faqs/contingency_upload_faq.html)

[www.wipo.int/pct/fr/faqs/contingency\\_upload\\_faq.html](http://www.wipo.int/pct/fr/faqs/contingency_upload_faq.html)

[www.wipo.int/pct/de/faqs/contingency\\_upload\\_faq.html](http://www.wipo.int/pct/de/faqs/contingency_upload_faq.html)

その他の言語はまもなく掲載される予定です<sup>1</sup>。

#### PCT 出願人の手引 (ロシア語版)

PCT 国際段階の詳細を含む PCT 出願人の手引 “国際段階の概要” のロシア語版が、2019 年 1 月 31 日付で更新され、以下のリンクに掲載されました。

[www.wipo.int/pct/guide/ru/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf](http://www.wipo.int/pct/guide/ru/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf)

### 欧州特許庁ベルリン事務所における 2019 年 3 月 8 日郵便業務の休止

欧州特許庁 (EPO) は、3 月 8 日はドイツ ベルリン州における祝日となった旨を公表しました。ベルリンの EPO 出願事務所は当日営業していましたが、その日は地元の郵便事業者が営業していなかったため、郵便物が配達されませんでした。それを受けて EPO は、EPC 規則 134 に基づき、2019 年 3 月 8 日に期限切れとなる期間の延長があったことを公表しました。その日に期限切れとなる期間の延長に関する通知は、EPO のウェブサイトで開催されています。

[www.epo.org/service-support/updates/2019/20190306.html](http://www.epo.org/service-support/updates/2019/20190306.html)

### 実務アドバイス

---

<sup>1</sup> 訳注: 日本語版の緊急用アップロードサービスの FAQs は以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/ja/faqs/contingency\\_upload\\_faq.html](http://www.wipo.int/pct/ja/faqs/contingency_upload_faq.html)

## カラー図面を提出する際に注意すべき事項

Q: カラーで結果を出力する装置からなる発明に関して、まもなく国際出願を提出する予定です。本発明の理解を容易にするため、図面はカラーで提供できるのが望ましいです。出願の一部としてカラー図面を提出することは可能でしょうか？提出できるのであれば、カラー図面はどのように作成されるべきでしょうか？また意図的にカラー図面を提出している旨を国際事務局に知らせるべきでしょうか？

A: PCTにはカラー図面（または写真<sup>2</sup>）に関する規定はありません。さらに、PCT規則11.13に従い、図面は、“耐久性のある、黒色の、十分に濃厚な、均一の太さの、かつ、明瞭な線及び画で着色することなく、作成する”こととされています。可能であれば、最初からその規則を遵守し、明細書において関連する色について必要な説明を提供すべきです。これは、一部の官庁に対する国内段階において白黒図面の提供が必要とされる場合があり、その白黒図面の提供は主題 (subject matter) を追加しない限り困難であるまたは不可能である場合があるためです。

しかしながら、カラー図面の提出はPCTの下では通常は許容されていませんが、受け取ったカラー図面は受理官庁および/または国際事務局 (IB) によって保有されます。ただし、その後の利用可能性はいくつかの要素により異なるでしょう。

例外的に、カラー図面が提出される場合は、その図面はA4判の大きさの用紙を使用しPCT規則11.6(c)に規定されている余白をとり、通常はPCT規則11.11および規則11.13に基づく要件を満たさなければなりません。受理官庁はカラー図面が提出された場合に必ずしも差し替え用紙を要求するわけではありませんが、出願人が後から差し替えの白黒図面を提出しない場合（自身の選択または受理官庁からの補充命令書の後のどちらであっても）、IBは国際公開の目的で、すべての図面を白黒（グレースケールではない）に変換することに十分ご注意ください。また場合によっては、受理官庁が図面をIBに提出する前に変換を行う可能性があることにもご注意ください。繰り返しになりますが、公開目的の図面の品質は保証できません。IBは最大限に努力してカラー図面の白黒への変換またはスキャンを行います。公開される出願の図面の明確性を保証することはできません。その結果、細部が喪失される可能性があり、国際出願における発明の開示に影響を与え、国際段階および国内段階における国際出願の処理に影響を及ぼす可能性があります。

元の書類と比較して白黒への変換が特定の不正確さをもたらす可能性があることを考慮して、ePCT出願<sup>3</sup>を利用して電子的に出願する場合、IBは専用のプレビュー機能を利用できるようにしました。これにより出願人は、PDFまたはDOCX形式のいずれかで提供される出願本体のコンテンツが、その後の手続きおよび公開目的でIBによりレンダリングされた状態のものを、出願する前に確認することができます。したがって出願人には、ePCT出願を利用して出願を提出する前に、変換された画像の内容が当初の意図したとおりになっているかを確認する機会があります。プレビュー機能：“国際事務局による処理後の書類の出力状態を確認” (view document as it will be rendered at the IB) では、IBで書類のインポートおよび公開に使用されるものと同じの変換プロセス (“DocConverter”) に基づいて行われているため、書類はIBにより公開されるものとほぼ同じであるはずですが、ただし、受領官庁が記録の写しをIBに送付する前に、イメージを含むページをそれ以上変換しない場合に限りです。

<sup>2</sup> 本実務アドバイスにおいては、カラー図面に関する言及は写真にも適用します。

<sup>3</sup> 特定の受理官庁により利用されるその他の電子出願システムでは、電子形式によるカラー図面の提出を明示的に除外していることにご留意ください。

DocConverter プレビュー機能は、サインインする必要なしで、独立した機能としても利用できます。以下のリンクからご利用ください。

<https://pctdemo.wipo.int/DocConverter/pages/pdfValidator.xhtml>

<https://pctdemo.wipo.int/DocConverter/pages/home.xhtml>

ドロップダウンメニューのアイコンをクリックすると、変換機能一式とユーザガイドにもアクセスできます。

ePCT 出願の一部として同じプレビュー機能がすでに直接提供されていることは上述しましたが、これは ePCT で出願本体のアップロードを許可していない受理官庁 (受理官庁としてのイスラエル特許庁および米国特許商標庁) への出願を除外していることにご留意ください。

受理官庁が電子出願された出願本体の写しを出願時の元の形式で IB に送付した場合、IB はその写しを PATENTSCOPE 上で公開します。利用した電子出願ソフトウェアが、国際出願の一部としてカラーコンテンツが提出された旨の特定の表示をすることができる場合 (ePCT 出願または場合によっては PCT-SAFE を利用して提出された国際出願の場合)、その表示が国際公開公報の表紙に表示が掲載されます。その表示には、提出された出願にカラー (または該当する場合にはグレースケール) の内容が含まれていること、およびそのカラーの内容は PATENTSCOPE で利用可能であることが記載されます。

ePCT 出願を利用する場合、ePCT では通常アップロードされる出願本体のファイルに含まれるカラーまたはグレースケールを自動的に検知し、該当するチェックボックスを事前にチェックするため、意図的にカラーコンテンツが提出された旨を表示する必要はありません。ただし、出願本体の作成にあたって出願人が利用したソフトウェアが純粋な白黒画像を異なるファイル形式に変換することで、変換された図面は白黒のように見えるにもかかわらずカラーまたはグレースケールとして検知される場合があります。このようなケースのようにシステムが誤って検知したとユーザが判断した場合、当該チェックボックスは手動でチェックを外すことができます。

PCT-SAFE を利用する場合には、チェックボックスは選択された受理官庁が IB である場合にのみチェック可能であり、手動でチェックされる必要があります。そして、提出された図面は白黒ではなく本来は白黒であるべきことを確認する注意喚起が続いて行われます。

PATENTSCOPE 上の書類の一覧では、以下のいずれかのアイコンが項目 “出願時出願本体 (Application Body as Filed)” の右側に表示され、出願当初に提出されたカラー (またはグレースケール) イメージを含むファイルへのショートカットとして機能します。



カラーアイコンは、国際出願にカラー (またはグレースケール) イメージが含まれている旨の表示が表紙に掲載されている場合に使用されます。グレーアイコンは、表紙にそのような記載がない場合 (つまりカラーが自動的に検知されなかった場合、または出願人により明示的に通知されなかった場合) に使用されます。

出願当初の図面を提供することで、カラー図面が受理される官庁における国内段階の処理が支援されます。それらの官庁では、国内法令および手続に従って、国内段階処理の目的において受理可能なものを決定するために、それらの図面を確認することが可能になります。しかしながら、すでに述べましたように、すべての図面は IB によりさらに処理され公開のために純粋な白黒形式に変換されます。それにもかかわらず、要求された場合には、主題 (subject matter) を追加せずにカラー画像を表現する純粋な白黒図面を他の官庁に提供する必要性が除外されることにはなりません。

IB は将来的には、出願本体に含まれるカラーコンテンツの提出と公開が許容できるようになることを望んでいます。特に PCT 作業部会の枠組みの中で、国際段階におけるカラー図面の受理に関する将来的な可能性について多くの議論が重ねられてきました。しかしながら、多くの技術的、法的小および手続上の考慮事項に対処する必要があり、これらの問題に関する協議は受理官庁、国際調査機関および国際予備審査機関、指定/選択官庁、ならびに PCT システムのユーザを代表する特定の関心のある政府間機関および非政府機関と共に定期的に行われています。

ただし、当面の間は、多くの国内段階の手続では引き続き出願本体には純粋な白黒の内容が求められます。指定官庁が PATENTSCOPE を介して出願当初のファイルにアクセスできたとしても、新しい主題 (subject matter) を追加することなく、受け入れ可能な白黒図面を作成することは依然として困難または不可能でしょう。

日本語 PCT 国際出願制度セミナーのご案内 (事前の申込要・無料)

WIPO 日本事務所主催 国際出願制度セミナー (PCT は午後の部)

日時: 2019 年 5 月 20 日 (月) 10:00~16:40 (日本時間)

場所: 国連大学 5 階エリザベス・ローズ・ホール (東京都渋谷区神宮前 5-53-70)

詳細及び参加登録: <https://www.eventbrite.com/e/wipo-tickets-58975098106>

# PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2019年5月号 | No. 05/2019

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 国際事務局におけるファックス送受信の 2019 年末での廃止

PCT Newsletter 2018 年 12 月号に掲載されたお知らせに加えて、依然としてファックスで IB に書類を送信している出願人に代替の送信方法への移行に十分な時間を提供するために、国際事務局 (IB) はファックスサービスの廃止を 2019 年末に行う決定をしました。ファックスによる IB への書類の送信は避けたいのが望ましいですが、2019 年 12 月 31 日までは現行の方法で IB に対して国際出願の提出を含む書類を送信することができます。ただし、2020 年 1 月 1 日以降は、ファックスによる IB への書類の送信はできなくなり、IB もファックスによる通信の送信を停止します。

以前お知らせしましたように、IB は、受理官庁、国際調査機関や国際予備審査機関および指定もしくは選択官庁ならびに PCT システムのユーザを代表する特定の非政府機関と協議した上で、IB のファックスサービス廃止を決定しました。

可能な場合は常に、例えば ePCT 出願または書類を提出予定の官庁で利用されている他の電子出願システムを利用して、国際出願や出願後の書類/中間書類を電子的に提出することをお勧めします。またその高度な認証と他の利点のため、特に ePCT を利用した書類の提出が推奨されます。ePCT を利用することで、該当する場合には、特に事前に入力された書誌データやシステムに組み込まれている多くの実務的な認証機能を活用できるため、有益となるでしょう。さらに、IB だけでなく、受理官庁、国際調査機関または国際予備審査機関としての他の ePCT 参加庁にも書類をアップロードすることができます。

新しい“緊急用アップロードサービス”は、IB へ緊急に書類を提出する必要がある場合や、ePCT システムが利用できない場合、または出願人がまだ ePCT を利用していない場合における主に緊急時対応手段として開発されたものです。このサービスでは、WIPO のアカウントへサインインする必要なく、新規国際出願および/または出願後の書類/中間書類を含む、PDF 書類のアップロードが可能になります。ファックスサービスとは異なり、書類の確実な送信は可能になりますが、ePCT システムで提供されている追加的利益 (減額) や認証機能はありません。

ePCT および緊急用アップロードサービスについての詳細は、以下のリンクをご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/epct/support.html](http://www.wipo.int/pct/en/epct/support.html)

## PCT 規則 23 の 2.2(e) に基づく不適合通知の取下げ

### スイス

PCT 規則 23 の 2.2(a) と国内法令との不適合の通知に関して (PCT Newsletter 2016 年 11 月号参照)、受理官庁としてのスイス連邦知的所有権機関は、2019 年 1 月 1 日から、PCT 規則 23 の 2.2(a) と国内法令との不適合はなくなることを国際事務局 (IB) に通知しました。

つまり、国際出願が受理官庁として行動するスイス連邦知的所有権機関と同一の官庁に提出された一又は二以上の先の出願に基づく優先権の主張を伴う場合、受理官庁は出願人の許諾なしで、先の調査用写しとともに/または先の分類の結果の写しを国際調査機関に送付することができます。

当該通知に伴い、PCT 留保、宣言、通知および不適合の表が更新されました。以下のリンクをご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

## アンティグア・バーブーダ知的所有権および商務庁による国際事務局への受理官庁機能の委任

アンティグア・バーブーダ知的所有権および商務庁 (ABIPCO) は、2019 年 5 月 2 日から、当該庁の受理官庁機能を IB へ委任したことを国際事務局 (IB) に通知しました。アンティグア・バーブーダの国民および居住者により受理官庁としての IB に提出された国際出願に関する管轄国際調査機関および国際予備審査機関は、カナダ知的所有権庁および欧州特許庁となります (国際調査が同一官庁により行われる/た場合のみ、前述の 2 の官庁が管轄国際予備審査機関となることにご留意ください)。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

## PCT 最新情報

AG: アンティグア・バーブーダ (一般情報)

BN: ブルネイ・ダルサラーム (管轄国際調査および予備審査機関)

BY: ベラルーシ (国の安全に関する規定、手数料)

DO: ドミニカ共和国 (手数料)

JO: ヨルダン (手数料)

KZ: カザフスタン (所在地とあて名、電話番号)

PH: フィリピン (官庁の名称、手数料、委任状放棄に関する情報、国際調査機関および国際予備審査機関としての官庁に関する情報)

調査手数料 (エジプト特許庁、インド特許庁、フィリピン知的所有権庁、イスラエル特許庁)

予備審査手数料 (フィリピン知的所有権庁)

国際調査報告書、補充国際調査報告書および国際予備審査報告書で引用された文献の写し (オーストラリア特許庁)

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### PCT 規則の修正

PCT Newsletter 2019 年 4 月号に掲載されたお知らせに加えて、2019 年 7 月 1 日付で発効する PCT 規則の全文は、(アラビア語、中国語、英語、仏語およびスペイン語に加えて) 独語、イタリア語、ポルトガル語およびロシア語でも、それぞれ以下のページ右側に表示されているリンクから入手できます。

[www.wipo.int/pct/de/texts/index.html](http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.html)

[www.wipo.int/pct/en/texts/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html) (イタリア語版は “other languages” からご利用ください)

[www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html](http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html)

[www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html](http://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html)

### PCT 作業部会文書

2019 年 6 月 11 日から 14 日までジュネーブで開催される、次回第 12 回 PCT 作業部会の会合用に作成された文書が、以下のリンクから入手できます。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=50410](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=50410)

### 第三者情報提供制度に関する韓国語による情報

(英語、仏語および日本語に加えて) 韓国語による第三者情報提供制度に関するよくある質問が、以下のリンクからご利用可能になりました。

[www.wipo.int/pct/ko/faqs/third\\_party\\_observations.html](http://www.wipo.int/pct/ko/faqs/third_party_observations.html)

## PATENTSCOPE 検索システム

### ギリシャの国内コレクション

ギリシャの国内特許コレクションが PATENTSCOPE 検索システムで、以下のリンクからご利用可能になりました。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

当コレクションは現在 10 万件以上の文献を収録しており、58 の国内または広域官庁のデータが検索システムで入手可能となっています。

## 大学院生を対象とした PCT フェローシッププログラム

WIPO の PCT 情報システム部では、国際機関で実地の職業経験を提供する目的でコンピュータサイエンス分野のスペシャリストを対象としたフェローシッププログラムを予定しており、現在 2019 年度の応募を受け付けています。フェローシップには、ソフトウェアエンジニアリングの実習生とオペレーショ

ンおよびサポートの実習生を対象とした 2 種類があります。応募方法についての情報も含むフェロシップに関する詳細は、以下のリンクをご覧ください。

[www.wipo.int/pct-safe/en/fellowship.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/fellowship.html)

## 実務アドバイス

### 国際出願時に非公式図面を提出することから推測可能な結果

Q: 10 カ月前に国内特許出願を提出しました。そしてこの度、先の出願の優先権を主張して PCT 出願を提出したいと思っています。先の出願と共に提出した図面は非常に略式なものであったので、今回は国際出願と共にその略式な図面のままで提出し、規則に従った正式図面の作成後それを提出すべきか、または正式図面の作成を待ってから PCT 出願すべきかどうか考えています。略式の図面の品質が非常に悪いいため、正式図面とはかなり異なるものとして認識される可能性があることを心配しています。

A: 一部の国内官庁または広域官庁では、国内または広域の実務に従いより略式な図面を受理可能であり、その後問題なく差替えの正式図面を受理できる場合があります。ただし、PCT の手続に関しては、国際出願の提出時に正式図面を提出するよう強く推奨することにご留意ください。

国際出願時に正式図面を提出しなかった場合に発生し得る不利な点や、潜在的なリスクのいくつかを以下に検討します。

国際出願後に受理官庁 (RO) に差替え図面を提出することに伴う潜在的な問題の 1 つは、図面の改善の性質によっては、方式な観点から見た場合、新しい図面が当初提出されたものとは実質的に異なっていると見られる場合です。そのような状況では、新しい図面が元の出願に新しい要素を追加する可能性となり得ることを方式審査官は懸念して、当初の図面の受理を躊躇する場合があります。したがって、PCT 規則 26 に基づき図面を補充することはできないことがあります。RO または国際事務局 (IB) の方式審査官は、主に国際出願の方式的な点検するための訓練を受けていますが、国際出願の主題 (subject matter) に関する技術分野において必ずしも訓練を受けているわけではないことにご留意ください。RO が国際調査の目的で国際調査機関 (ISA) に出願を送付されて初めて、関連する科学または工学分野で技術的に訓練された審査官によって確認がされます。そのため、その審査官は新しい図面に新しい事項が含まれているかどうかを評価する立場にあるでしょう。

提出された図面と差替え図面の相違により、PCT 規則 26 に基づき図面を補充できないのであれば、ISA に対し PCT 規則 91 に基づく“明白な誤記”の訂正を請求できる場合があります。しかし、**国際出願日において、関連する書類に現れるもの以外の何かが意図されていること、および提出された訂正以外何も意図されていなかったことが ISA にとって明白であることを規定する PCT 規則 91.1(c) に基づく要件を満たすことは、ほぼ難しいでしょう。**

国際出願の手続において (差替えの) 正式図面が受理されないのであれば、国際調査の過程や該当する場合には国際予備審査の過程において審査官は、非公式図面の品質が非常に悪いという問題に直面するかもしれません。その場合、図面の品質の悪さが審査官の作業を遅らせ、調査/審査の品質にも影響を与えかねません。さらに IB は、規則に従った正式図面ではなく、国際出願と共に提出された略式の図面を公開するでしょう。そして指定 (または選択) 官庁は、国内/広域段階移行時に略式図面にアクセスできるようになります。

国際公開前に正式図面が受理されていない場合に考慮できる 1 つの選択肢は、PCT 第 34 条(2)(b) に基づく図面の補正と共に国際予備審査請求書を提出することです。この場合の補正は、PCT 規則 91.1(c) に基づく要件である“何も意図されていなかったこと”を満たす必要はありません。さらに ISA でのケースのように、国際予備審査機関 (IPEA) には関連する科学または工学分野で技術的に訓練された職員がいるため、当該機関は新しい図面は新規事項を含むかどうかを評価する立場にあるでしょう。IPEA が新規事項は追加されていない (かつ他の手続上の要件が満たされている) と結論付けた場合には、IPEA は正式図面を国際予備審査報告書の附属書として採用します。附属書に含まれる補正された図面は、国際公開の一部を構成することはありませんが (略式図面は依然として国際出願の一部として公開されます)、それらは PATENTSCOPE で入手可能になり、指定 (または選択) 官庁も入手できます。ただし入手可能になるのは、優先日から 30 カ月が経過した後になります (PCT 規則 73.2(a))。また国際予備審査手続に伴う追加料金の支払いが必要なことや、IPEA によって図面が受理されるかどうかの確認を待たねばならず不確かな状況が長引く可能性のあることにご留意ください。

国際段階において PCT 第 34 条に基づき図面の補正をしない場合には、指定 (または選択) 官庁 (DOs/EOs) は国内または広域段階移行の時点で、公開された図面を使用するでしょう。ただしあなたは、PCT 規則 52 または 78 に基づいて DOs/EOs に補正された図面を提出する権利があります。適用する期間内に図面が受理された場合には、特許 (または該当する場合はその他の種類の保護) を付与するかどうかを判断する際に考慮されます。国内または広域段階移行を希望する各 DO/EO に対して補正を提出する場合は、出願前に補正を行うかもしくは国際段階期間中に補正を行うかのいずれと比較しても、通常はより費用がかかることにご留意ください。

国際出願の一部として提出されたすべての図面は、PCT 規則 11.10 から 11.13 に記載されている図面に関する PCT 標準に準拠すべきことにご留意ください。図面に関する方式的な要件の詳細は、PCT 出願人の手引の項目 5.131 から 5.160 にも説明されています。以下のリンクをご覧ください。

[www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html](http://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html)

提出された図面が PCT 要件に準拠していないことを RO が発見した場合には、出願人に対して命令書 (様式 PCT/RO/106 を用いて) に設定された期間内 (または公開の技術的準備が完了する前に補充された図面が IB に到達したことを条件に RO により付与される延長された期間内) に、欠陥の補充を求めます。出願人が図面の欠陥の補充を怠り、PCT 規則 26.5 に基づき国際出願が PCT 規則 11 の様式上の要件を満たしていないと RO が判断した場合、RO は規定上、国際出願は取下げられたものと見做すことができます。しかしながら、図面の欠陥のために出願が取下げられたと RO が見做すことは稀です。国際出願は、PCT 規則 11 に定める様式上の要件が国際公開が適度に均一なものであるために必要な程度にまで満たされている場合には、当該様式上の要件を満たさないことを理由として取下げられたものとは見做さない、との PCT 規則 26.5 の規定により出願人はいくらか保護されているためです。

あなたの事例の結論としては、提出される国際出願に規則に従った正式な図面を含めることが望ましいですが、国際出願を提出する前に正式な図面の作成時間がないのであれば、12 カ月の優先期間内の出願を見逃すよりも略式の図面を使用して出願する (その後、公式図面への差替えを試みる) 方がより安全でしょう。

また図面や方式上の要件の準拠に関する以下の実務アドバイス記事の阅读も役立つかもしれません。

[www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2005/newslett\\_05.pdf#page=2](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2005/newslett_05.pdf#page=2)

[www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2007/newslett\\_07.pdf#page=38](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2007/newslett_07.pdf#page=38)

[www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2016/newslett\\_2016.pdf#page=22](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2016/newslett_2016.pdf#page=22)

以前お知らせしましたように、ePCT には専用のプレビュー機能<sup>1</sup>があります。当機能により、PDF または DOCX 形式のいずれかで提供される図面が、その後の手続および公開目的で IB によりレンダリングされた状態のものを、ログインする必要なしで出願する前に確認することができます。この便利な機能についての情報は、PCT Newsletter 2019 年 4 月号の実務アドバイスに掲載されています。以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2019/4\\_2019.pdf#page=8](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2019/4_2019.pdf#page=8)

---

<sup>1</sup> <https://pctdemo.wipo.int/DocConverter/pages/pdfValidator.xhtml> 及び <https://pctdemo.wipo.int/DocConverter/pages/home.xhtml> 参照

# PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2019年6月号 | No. 06/2019

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

## PCT 作業部会

第 12 回 PCT 作業部会が 2019 年 6 月 11 日から 14 日までジュネーブで開催されました。議論された主な議題のいくつかを以下に要約します。

### 合意された PCT 規則の修正

本作業部会は 2019 年 9/10 月の PCT 同盟総会での採択のために、以下の PCT 規則の修正を提出することに合意しました。

- 誤って国際出願の要素および部分が提出された場合に、補充要素または部分を引用により含めるための規定 (文書 PCT/WG/12/9 および文書 PCT/WG/12/24 議長による要約のアネックス参照)。
- ある官庁が他の官庁のために集金した手数料を、国際事務局を介して送金するための法的根拠の規定 (文書 PCT/WG/12/20 参照)。
- 国際予備審査機関が当該機関の保有する一件書類から IB へ特定の書類の写しを提供し、IB が選択官庁の代わりに公衆に利用可能にする場合の要件 (文書 PCT/WG/12/12 参照)。
- 予測不能な IT 機能の停止や予定された IT メンテナンスのように、ある官庁において利用可能な電子通信手段のすべてが利用できなかったことにより期間の遵守に遅れた場合に、当該官庁が救済するための法的根拠の規定 (文書 PCT/WG/12/17 参照)。および
- PCT 規則 4.11 に定められる願書の記載に関して、国際段階において補充または追加する法的根拠の規定。出願人は、優先日から 16 カ月以内に、指定国において、当該国際出願が以下の出願として取り扱われることを希望する旨の記載を補充するまたは追加するための通知を、IB に提出することができます。
  - 追加特許、追加証、追加発明者証もしくは追加実用証、または
  - 先の出願の継続出願もしくは一部継続出願

(文書 PCT/WG/12/8 参照)

## 電子サービス

本作業部会は、国際段階および国内段階において PCT 出願の処理を促進するための、IB が提供するさまざまなオンラインサービスについての報告文書に留意し、今後の開発優先事項を議論しました(文書 PCT/WG/12/10 参照)。

本作業部会は、PCT の通信に関して IB がファクシミリでの送受信を停止すること (PCT Newsletter 2019 年 5 月号参照)、ならびに IB は障害発生時の適切な救済措置により効率的で信頼性のある IB との通信手段が確保されるよう官庁やその他のユーザグループと引き続き協力していくことを記録しました(文書 PCT/WG/12/23 参照)。

## PCT 手数料

本作業部会は、大学を対象とした PCT 手数料減額の導入に関する諸問題の協議におけるフィードバックの要約に留意しました(文書 PCT/WG/12/3 参照)。また、作業部会の第 11 回会合で行われたブラジルによる大学からの出願人を対象とした手数料減額の提案についての実施オプションを提示した文書(文書 PCT/WG/11/18 Rev. (英語修正版) および 18 (その他の言語) 参照) ならびに手数料表の修正案についても議論しました(文書 PCT/WG/12/21 参照)。本作業部会は、これらのオプションのいずれについても合意に達することはできませんでした。

本作業部会は、国内官庁と IB 間の PCT 手数料の決済のための“ネットィング制度”の導入可能性を分析するために、2018 年に開始した特定の PCT 手数料のネットィングに関する試行プログラムについての進捗報告を記録しました。この進捗報告書には、ネットィングに参加している、または参加を要請されたが辞退した官庁へのアンケートに対する回答の要約、および WIPO 内部監督部が実施した本試行プログラムの財務的影響の分析が含まれています(文書 PCT/WG/12/19)。本試行プログラムにおいて IB および官庁への利益が明らかになったことを考慮し、IB を介した手数料の送金に関する PCT における法的根拠を規定するため IB 提案が本作業部会により承認されました(文書 PCT/WG/12/20 参照)。

本作業部会は、2020 年 7 月 1 日に発効予定である、手数料表の項目 5(a) および (b) に示された手数料減額に関する改訂リストに含まれると予想される国に関する暫定的な情報を記録しました。本作業部会はまた、これらのリストにある国を決定する基準をメンテナンスすることを同盟総会に勧告すること、および同盟総会は 5 年後に再度基準を見直す必要性を勧告することに同意しました(文書 PCT/WG/12/11 参照)。

## 国際調査機関および予備審査機関 (ISA/IPEA) としての選定、および受理官庁による管轄 ISA/IPEA の宣言

本作業部会は、受理官庁に提出された国際出願の調査及び審査を行う管轄 ISA および管轄 IPEA を受理官庁が指定する手続きを削除するためのインドによる提案を議論しました。この提案により、その代わりに出願人がいずれの国際調査機関も選択できるようになります(文書 PCT/WG/12/18)。本作業部会は、今会合中に提示された意見および本提案に関する今後の協議内容を考慮して、2020 年初頭に開催される国際機関会合 (MIA: Meeting of International Authority) の次回会合に向けての文書作成を、インド代表団に対し要請しました。

## 審査官の研修

本作業部会は、ドナー官庁もしくは受益官庁として、官庁により実施される実体特許研修活動に関する年次調査の結果を議論し、今後の調査は隔年毎に行われ、次回の調査は 2021 年に実施されることに同意しました。本作業部会はまた、e-learning 研修教材に関する各知財庁の指針について、IB が単発の調査を実施するとの提案も承認しました (文書 PCT/WG/12/6 参照)。

本作業部会は、実体特許審査官のための技術的なコンピテンシー (職務遂行能力) のフレームワークおよび学習管理システムの開発に関する進捗報告に留意しました。これらの開発は、受益官庁およびドナー官庁間における実体審査官の研修の調整作業を改善するためのプロジェクトの一部です (文書 PCT/WG/12/5 参照)。

## 配列リスト

本作業部会は、WIPO 標準委員会が設置した配列リストに関するタスクフォースのリーダーである EPO による報告に留意しました (文書 PCT/WG/12/14 参照)。本作業部会はまた、2022 年 1 月 1 日以降の国際出願の提出について、WIPO 標準 ST.26 の実施に関する PCT 規則および実施細則の予備修正草案も含んだ考察文書にも留意しました。本作業部会は、実施に関する協議を継続するよう IB に要請しました (文書 PCT/WG/12/13 参照)。

## その他の議題

本作業部会はまた、以下に関する報告も記録しました。

- PCT 国際機関会合の第 26 回会合 (文書 PCT/WG/12/2 および PCT Newsletter 2019 年 3 月号参照)
- PCT に基づく技術援助の調整 (文書 PCT/WG/12/22 参照)
- 発明者支援プログラム (IAP: Inventor Assistance Program) (文書 PCT/WG/12/4 参照)
- 国連安全保障理事会により課された制裁の対象となる個人および企業によって提出される国際出願の IB によるモニタリング (文書 PCT/WG/12/7 参照)
- PCT 最小限資料タスクフォース (文書 PCT/WG/12/16 参照)
- 2018 年 7 月に開始され、3 年間にわたり実施予定である、五大特許庁 (IP5 Offices) 間の協働調査および審査 (CS&E) の第 3 次試行プロジェクトの運用フェーズ。英語に加えて、主国際調査機関に応じて中国語、仏語、独語、および日本語での出願も本試行プロジェクトにおいて可能。韓国語での出願も 2 年目の運用開始時に可能となる予定 (文書 PCT/WG/12/15 および以下にある“協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトのお知らせ”参照)。

## 要約および作業文書

議長による要約 (文書 PCT/WG/12/24) は、下記の WIPO ウェブサイトの作業文書と同じページからご覧いただけます。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=50410](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=50410)

本作業部会の報告書案も追って上記サイトにて掲載されます。

## **PCT 規則および PCT 様式の修正**

PCT 同盟総会は、2018 年 9 月 24 日から 10 月 2 日までジュネーブで開催された第 50 回会合にて、2019 年 7 月 1 日発効予定の PCT 規則 69.1(a)の修正を採択したことはすでにお知らせしました。詳細については、今月号の“実務アドバイス”ならびに“PCT 関連資料の最新/更新情報”からこの修正の解説パワーポイントをご参照ください。この規則修正を受けて、国際予備審査請求書様式(PCT/IPEA/401)およびその備考<sup>1</sup>が修正されました。

願書様式 (PCT/IPEA/101) および国際調査機関および補充国際調査に指定された機関に関連する以下の様式も、2019 年 7 月 1 日を発効日として修正されました。

- PCT/ISA/201 (国際型調査報告書)
- PCT/ISA/206 (追加して納付すべき手数料および該当する場合、異議申立手数料の納付命令書)
- PCT/ISA/210 (国際調査報告)
- PCT/SISA/501 (補充国際調査報告)

修正された様式は、以下のリンクの“Forms in force from 1 July 2019”から入手可能です。

[www.wipo.int/pct/en/forms/](http://www.wipo.int/pct/en/forms/)

さらに、PCT 実施細則および PCT 国際調査および予備審査ガイドラインにもいくつかの修正がなされました。

上述した全ての修正に関する詳細は、以下のリンクから PCT 回章 C.PCT 1572 をご参照ください。

[www.wipo.int/pct/en/circulars/](http://www.wipo.int/pct/en/circulars/)

## **国際出願の電子出願および処理**

**エクアドルおよびアイルランド: エクアドル知的所有権機関および特許庁 (アイルランド) による電子形式での国際出願の受理および処理の開始**

受理官庁 (それぞれ RO/EC および RO/IE) としてのエクアドル知的所有権機関 (2019 年 8 月 15 日発効) およびアイルランド特許庁 (2019 年 9 月 9 日発効) は、電子形式での国際出願の受理および処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。

当該官庁は、ePCT 出願を利用して提出される国際出願を受理します。また適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

---

<sup>1</sup> 出願人が PCT 規則 54 の 2.1(a) に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開始を延期することを明示的に請求できるように、第 IV 欄のチェックボックス 4 が修正されました。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件および運用を含む通知は、まもなく公示 (PCT 公報) に掲載されます。以下のリンクから閲覧可能です。

[www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (EC および IE) が更新されました)

### 協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトのお知らせ

PCT Newsletter 2018 年 7-8 月号では、協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトの詳細をお知らせしました。本試行プロジェクトでは、五大特許庁は出願人による特定の参加申請に基づいて、全ての IP5 の官庁がその国際出願に関して国際調査機関 (ISA) の国際調査報告書と見解書に貢献します。各五大特許庁は主 ISA として初年 (2018 年 7 月から 2019 年 6 月まで) はおよそ 50 件の国際出願を処理し、2 年目 (2019 年 7 月から 2020 年 6 月まで) にも同様の件数を処理します。

### 参加庁に関するお知らせ

#### 韓国知的所有権庁

CS&E 試行プロジェクトの枠組みにおける主 ISA としての韓国知的所有権庁は当初、英語で提出された国際出願に関して本試行プロジェクトへの参加申請を受け付けていました。当該官庁は、2019 年 6 月 28 日からは、韓国語で提出される国際出願に関して本試行プロジェクトへの参加申請を受け付けます。そのような出願が仮に受理された場合、出願の英語の翻訳文は仮の受理の通知日から 1 カ月以内に提出される必要がある点にご留意ください。詳細は以下のリンクからご覧ください。

[https://www.kipo.go.kr/en/BoardApp/UEngBodApp?c=1003&board\\_id=kiponews&catmenu=ek06\\_01\\_01&seq=1687](https://www.kipo.go.kr/en/BoardApp/UEngBodApp?c=1003&board_id=kiponews&catmenu=ek06_01_01&seq=1687)

### PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

#### 新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラム (アルゼンチンおよび米国)

国立工業所有権機関 (INPI) (アルゼンチン)<sup>2</sup>と米国特許商標庁 (USPTO) 間で、新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラムが 2019 年 6 月 3 日から開始されました。本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において USPTO が作成する、国際調査機関 (ISA) または国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書もしくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を得た PCT 出願に基づき、INPI に対し国内 (パリルート) 出願で早期審査を利用することが可能になります。このプログラムは国内の成果物に基づく早期審査にもご利用可能です。

上述の PCT-PPH 合意に関する詳細は、以下のリンクをご参照ください。

[www.inpi.gov.ar/sites/default/files/PPH\\_USPTO-INPI.pdf](http://www.inpi.gov.ar/sites/default/files/PPH_USPTO-INPI.pdf)

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページ ([www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)) にて、この新規試行プログラムに関する情報が更新されました。

### PCT 統計 2018

<sup>2</sup> アルゼンチンは PCT 締約国ではないことにご留意ください。

## PCT 年次報告 (2019 年版)

PCT 年次報告 (2019 年版) では、2018 年の PCT に関する活動および進展が要約されています。PCT 出願 (上位出願国、上位出願人、および技術分野ごとの出願件数を含む) や 2018 年の国際特許制度の実績に関する包括的な統計や、(利用可能な最新年である) 2017 年の国内段階移行に関する統計が紹介されています。

今年は、“特許協力条約における 40 年間” を PCT 年次報告の特別テーマとして、PCT 国際段階および国内段階、グローバルエコノミーにおける主要プレイヤーの台頭、および新たな技術開発に関する長期間にわたる動向を分析しています。またどの出願人が PCT を最大限活用しているのか、また経時的な観点から、世界のどの国や地域の出願人が PCT を利用してより多くの特許保護を出願しているのかに焦点を当てています。さらに、1978 年からの PCT リーガルフレームワークの主要な変遷も要約しています。

PCT 年次報告の英語版は、以下のリンク先からご利用可能です。

[www.wipo.int/pct/ja/activity/index.html](http://www.wipo.int/pct/ja/activity/index.html)

本 PCT 年次報告の概要は、9 言語 (アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ロシア語およびスペイン語) にてまもなくご利用可能になります。

## 7 月と 8 月の合併号

今回の PCT Newsletter は 7 月と 8 月の合併号となり、8 月に発行予定です。今月号と 7-8 月号が発行されるまでの間に PCT ユーザにお伝えすべき重要なお知らせがある場合は、PCT 電子メール更新サービスにてご案内します。このサービスをまだご利用されていないようでしたら、以下の電子メールプラットフォームにて無料で購読手続きができます。新たに PCT Newsletter が掲載される際や、臨時のお知らせを行う際に、PCT ユーザにその旨をご案内します。

[https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct\\_newsletter](https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct_newsletter)

7-8 月号が発行される前に、PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合は、それぞれ下記のリンク先にて更新されます。

[www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf)

[www.wipo.int/pct/en/fees.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf)

## WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー

上級者向け PCT セミナーが、2019 年 9 月 17、18 日にジュネーブの WIPO 本部にて開催されます。当該セミナーは、特許および技術部門の経験豊富なスタッフにより実施され、特許管理者、パラリーガルおよび PCT 制度にすでに精通している他のユーザを対象としています。

オンライン登録の詳細や詳細情報へのリンク先は、まもなく PCT セミナーカレンダーにて提供されます。

## PCT 最新情報

BY: ベラルーシ (手数料)  
EC: エクアドル (電子出願)  
IE: アイルランド (電子出願)  
IL: イスラエル (通信手段)  
JP: 日本国 (あて名、手数料)

日本国特許庁 (JPO) のあて名が、以下のとおり変更されました。

あて名: 3-4-3 Kasumigaseki  
Chiyoda-ku  
Tokyo, 100-8915  
Japan

2019 年 8 月 1 日から、受理官庁としての日本国特許庁に日本円で支払われる国際出願手数料、および 30 枚を超える用紙 1 枚ごとの手数料の換算額が変更になります。また手数料表 I(a) に記載されている、適用する手数料表項目 4 の一覧にある手数料減額の日本円の換算額も変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 B1 (JP) および附属書 C (JP) が更新されました)

KE: ケニア (優先権の回復請求に適用される基準、手数料)  
KN: セントクリストファー・ネイビス (管轄国際調査および予備審査機関)  
KZ: カザフスタン (国の安全に関する規定)  
LA: ラオス人民民主共和国 (所在地とあて名)  
RS: セルビア (手数料)  
SK: スロバキア (官庁の名称、国際型調査に関する規定、国際公開後の仮保護、発明者の氏名およびあて名の提出期限)

調査手数料 (日本国特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル))

以下の官庁により実施される国際調査に関して、下記に指定される通貨の換算額が、2019 年 8 月 1 日から変更になります。

日本国特許庁	スイスフラン、韓国ウォン
韓国知的所有権庁	ニュージーランドドル、シンガポールドル
国立工業所有権機関 (ブラジル)	米国ドル

上述の変更は手数料表 I(b) に記載されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (BR、JP および KR) が更新されました)

予備審査手数料および国際予備審査に関するその他の手数料 (日本国特許庁)

国際予備審査機関としての日本国特許庁に支払う取扱手数料の額が、2019 年 8 月 1 日から変更になります。新料金は 21,800 円です。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (JP) が更新されました)

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### パワーポイントプレゼンテーション

2019年7月1日に発効予定であるPCT規則修正を説明するパワーポイントプレゼンテーションが、英語、仏語、独語およびスペイン語で、それぞれ以下のリンクからご利用可能になりました。

[www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

[www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

[www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

[www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

その他の言語もまもなくご利用いただける予定です。

### ISA および IPEA の取決め (フィリピン)

PCTに基づく国際調査機関および国際予備審査機関としてのフィリピン知的所有権庁の機能に関して、WIPO国際事務局および当該官庁間で交わされた取決めが、2019年5月20日に発効しました。この取決めが英語および仏語で、それぞれ以下のリンクに掲載されました。

[www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_ph.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_ph.pdf)

[www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_ph.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_ph.pdf)

## 国際公開前の指定官庁による国際出願の写しの受取

### 韓国知的所有権庁

出願人が国際公開前に、早期の国内段階移行を希望する場合には、指定（または選択）官庁（DO/KR）としての韓国知的所有権庁は、2019年5月20日から、国際出願の写しやその他の関連書類を直接国際事務局（IB）からePCTウェブサービスを介して、自動的に受け取ることができるようになりました。これまではDO/KRは出願人がIBに対しそれらの書類の送付を請求するよう求める必要がありました。

## 実務アドバイス<sup>3</sup>

### (PCT規則69.1(a)の修正を受けて考慮すべき) 国際予備審査開始のタイミング

Q: PCT規則69.1(a)は、2019年7月1日から、国際予備審査機関は予備審査請求期間の満了まで審査の開始を待つかわりに、予備審査請求を受け取った時点で国際予備審査を開始できるよう修正される予定である旨を知りました。国際予備審査が早く開始される場合、PCT第34条に基づく国際出願の補正書を作成する時間が少なくなることを意味するのでしょうか。

A: 2019年7月1日以降に行われた予備審査請求に関しては、国際予備審査機関（IPEA）は、原則としてPCT規則54の2.1(a)に基づき適用される期間の満了前に国際予備審査を開始することができるように

<sup>3</sup> 訳注: 国際予備審査機関としての日本国特許庁（IPEA/JP）に予備審査請求を行う際は、注意点についてさらに日本国特許庁の以下の案内をご参照ください。 [https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/yobishinsa\\_iv4\\_20190701.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/yobishinsa_iv4_20190701.html)

なります。これは、現状の出願人が国際予備審査の早期開始を請求しない限り、IPEAはその期限の満了まで待たなければならないという規定に代わるものです。修正されたPCT規則69.1(a)では、出願人が、請求を行うための期間が満了するまで国際予備審査の開始の延期を明示的に請求することも可能です。したがって、法的権利と選択肢は実質的にはこれまでと同様です。

PCT規則54の2.1に基づく請求を行うための期間は、以下の期間のうちいずれか遅く満了する期間までとなる点にご留意ください。

- 出願人への国際調査報告 (ISR) (または該当する場合には、第17条(2)に基づく国際調査機関がISRを作成しない旨の宣言) およびISAの見解書の送付日から3カ月、もしくは
- 優先日から22カ月。

2019年7月1日から発効するPCT規則69.1(a)は、その日以降に提出されるすべての予備審査請求に適用されます。またIPEAは、出願人が国際予備審査の開始をPCT規則54の2.1(a)に基づく期間の満了まで延期することを明示的に請求しない限り、規定どおり、以下の全ての要件が充足された時に国際予備審査を開始します。

- 予備審査請求書
- 国際予備審査のために支払う諸手数料、そして
- ISRまたはPCT第17条(2)に基づく宣言、およびPCT規則43の2.1に基づき作成された見解書

請求を提出すべき期間、および/または適用される手数料の支払期間の満了直前まで待つ場合、またはISR(もしくは宣言)および見解書が国際調査機関(ISA)により遅く作成された場合には、国際予備審査の開始はいずれにせよ遅れるでしょう。そのためPCT第34条(2)(b)に基づく補正書の作成に、より多くの時間を費やせるでしょう。ただし、請求を早期に提出した場合であっても、2019年7月1日から発効する修正された請求書様式(様式PCT/IPEA/401)の該当するボックス(第IV欄のチェックボックス4)をチェックすることで、IPEAに対して国際予備審査の開始を予備審査請求期間の満了まで延期するよう請求することができます。

PCT第34条に基づく補正がまだ準備できておらず、PCT規則54の2.1(a)に基づく期間の満了に差し迫っていて、かつPCT第34条に基づく請求の範囲、明細書および/または図面の補正を基礎として国際予備審査の開始を希望するのであれば、少なくとも予備審査請求をその期間内に確実に提出することが重要です。PCT第34条に基づく補正を基礎として国際予備審査を開始することを希望する場合には、第IV欄のチェックボックス1<sup>4</sup>の該当するボックスをチェックして、予備審査請求書にその旨を表示する必要があります。PCT第34条に基づく補正に基づいた国際予備審査の開始を希望する旨を予備審査請求書に表示したにもかかわらず、実際にはそのような補正が提出されていない場合には、IPEAはPCT規則60.1(g)に基づき(様式PCT/IPEA/431を使用して)補正提出命令書に定められた期間内に、欠落している補正を提出するよう要求します。そして、国際予備審査の開始は、補正が受理されてから、または命令書に定められた期間が満了してからになります(PCT規則69.1(e))。ただし、この場合には、国際予備審査に利用できる時間は少なくなることに留意ください。

<sup>4</sup> このチェックボックスは、国際予備審査の開始は、当初出願された要素を基礎とするのか、PCT第34条に基づき補正された要素を基礎とするのか、または、請求の範囲のみの場合には、PCT第19条に基づき補正された請求の範囲を基礎とするのかどうか、IPEAに対して明確にする目的で、全ての状況において完全に記載されるべきです。

上述した状況において、予備審査請求書にそのような表示をしない場合には、IPEA は、予備審査請求書、手数料、ISR (または PCT 第 17 条(2) に基づく宣言) および ISA の見解書の要件が充足された時に国際予備審査は開始され、IPEA は (PCT 規則 55.2 に基づく必要な翻訳文が提出されていることを条件に) 報告書の作成を開始することができます。報告書の作成を開始した後は、IPEA は (追加の) 補正を必ずしも考慮に入れる必要はありません (PCT 規則 66.4 の 2)。

出願人の法的権利と選択肢は実質的にこれまでと同様ではありますが、PCT 規則 69.1(a) の変更により、実際には IPEA にとっては国際予備審査の実施により多くの時間が利用できるようになります。これは IPEA が出願人の明示的な同意なしで、現状よりも早く国際予備審査を開始できるようになるためです。これに伴い、出願人と IPEA の双方にとって次のような利点があります。

- より多くの時間をかけて出願人と審査官が対話できるようになります。これにより、出願人により良いサービスを提供できると共に、審査官が明確な情報を取得するための時間も多くなります。
- 出願人が 2 回目の見解書を取得し、その見解書に関するコメントを提供できる可能性が高くなります。
- 高品質な見解書および第 II 章に基づく特許性に関する国際予備報告書 (IPRP 第 II 章) を IPEA から提供できるようになります。

IPEA の見解書と IPRP 第 II 章が早く利用可能になれば、関連する官庁間に PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) およびグローバル PPH 試行プログラムが存在しており、適用される要件が充足されている場合には、これらのプログラムを介して国内および広域段階における国際出願の早期処理を促進させることもできます。

したがって、上述の理由により、出願人による ISR および ISA の見解書の評価によって、国際出願をさらに進めるに値すると認められた場合には、好ましくは予備審査請求をできる限り早く提出すべきでしょう。それでもやはり、出願人が予備審査請求を行った後に補正の作成により多くの時間を費やすことを選択し、IPRP 第 II 章の作成前に補正が提出されることを確実にすることを希望する場合には、国際予備審査の開始の延期を IPEA に請求することが可能です。

# PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2019年7-8月号 | No. 07-08/2019

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 特定の PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げ

### ノルウェー (PCT 規則 26 の 2.3(j)、49 の 3.1(g) および 49 の 3.2(h))

ノルウェー工業所有権庁は、受理官庁 (RO/NO) および指定 (または選択) 官庁 (DO/NO) として、2019 年 7 月 1 日から、以下の国内法令との不適合通知を取り下げた旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

- PCT 規則 26 の 2.3(j) に基づく通知 (受理官庁による優先権の回復に関するもの)  
(PCT Newsletter 2006 年 6 月号 4 ページ参照)
- PCT 規則 49 の 3.1(g) に基づく通知 (受理官庁による優先権の回復の効果)  
(PCT Newsletter 2006 年 6 月号 4 ページ参照) および
- PCT 規則 49 の 3.2(h) に基づく通知 (指定官庁による優先権の回復)  
(PCT Newsletter 2006 年 6 月号 5 ページ参照)

その結果、以下の PCT 規則がそれぞれ RO/NO および DO/NO により、2019 年 7 月 1 日から適用されます。

- PCT 規則 26 の 2.3(a)～(i)
- PCT 規則 49 の 3.1(a)～(d) および
- PCT 規則 49 の 3.2(a)～(g)

上記の適用は、つまり以下を意味します。

- RO/NO は、2019 年 7 月 1 日以降に期限を徒過した国際出願に関して、優先権の回復の請求を考慮する、および
- DO/NO は、2019 年 7 月 1 日以降に期限を徒過し、国内段階移行を予定する国際出願に関して、優先権の回復の請求を考慮すると共に、必要な条件が満たされていれば、受理官庁 (RO) として行動する他の官庁が下した決定も受け入れる。

さらに、当該官庁は RO および DO の資格において、それぞれ PCT 規則 26 の 2.3(i) および PCT 規則 49 の 3.2(g) に基づき、回復の請求に関して “故意ではない” 基準を適用し、当該請求の手数料は 3,000 ノルウェークローネである旨を IB に通知しました。

当該通知に伴い、PCT 出願人の手引 附属書 C (NO)、国内編、概要 (NO) ならびに、“優先権の回復” および “PCT 留保、宣言、通知および不適合” の表も更新されました。それぞれ以下のリンクをご参照ください。

[www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html)

[www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

### 協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトのお知らせ

PCT Newsletter 2018 年 7-8 月号では、協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトの詳細をお知らせしました。本試行プロジェクトでは、五大特許庁<sup>1</sup>は出願人による特定の参加申請に基づいて、全ての IP5 の官庁がその国際出願に関して国際調査機関 (ISA) の国際調査報告書と見解書に貢献します。初年度 (2018 年 7 月から 2019 年 6 月まで) と同様に、各五大特許庁は 2 年目 (2019 年 7 月から 2020 年 6 月まで) にも主 ISA としておよそ 50 件の国際出願を処理する予定です。

#### 参加庁に関するお知らせ

##### 中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)

CNIPA が英語で提出された国際出願の 40 件の制限件数に到達した旨のお知らせは、PCT Newsletter 2019 年 2 月号に掲載されました。現在、本試行プロジェクトへの中国語または英語で提出される新規国際出願を受理しています。

詳細は、以下の CNIPA ウェブサイトに掲載されています。

[www.cnipa.gov.cn/ztzl/zlscgslpphzl/csexm/1135632.htm](http://www.cnipa.gov.cn/ztzl/zlscgslpphzl/csexm/1135632.htm)

##### 欧州特許庁 (EPO)

EPO が英語での国際出願の 40 件の割当件数に到達した旨のお知らせは、PCT Newsletter 2018 年 9 月号に掲載されました。EPO は 2019 年 7 月 1 日から、仏語および独語に加えて、本試行プロジェクトへの英語の新規国際出願の受理を開始した旨を通知しました。

詳細は、以下の EPO ウェブサイトに掲載されています。

[www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/07/a65.html](http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/07/a65.html)

##### 米国特許商標庁 (USPTO)

USPTO が 50 件の国際出願の制限件数にすでに到達した旨のお知らせは、PCT Newsletter 2019 年 2 月号に掲載されました。USPTO は 2019 年 7 月 1 日から、本試行プロジェクトへの新規国際出願の受理を開始した旨を通知しました。

詳細は、以下の USPTO ウェブサイトに掲載されています。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/22b9810>

---

<sup>1</sup> 中華人民共和国国家知識産権局、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁および米国特許商標庁。

本 CS&E 試行プロジェクトに関する一般的な情報は、次のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/filing/cse.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/cse.html)

### 所定の PCT 手数料減額の適格性

所定の PCT 手数料減額の適用資格を有する国民および/または居住者の国々の一覧は、2019年7月1日付けで更新され、以下のリンクから閲覧可能です。

[www.wipo.int/pct/ja/fees/index.html](http://www.wipo.int/pct/ja/fees/index.html)

### 欧州特許庁における所定の手数料の 75%減額の適用

以下の国々が、欧州特許庁へ支払われる所定の手数料 75%減額の適用資格のある国民および/または居住者の国々（つまり、世界銀行により低所得および低中所得経済に格付けされる国々）の一覧から削除され、このたび高中所得経済に格付けされました。

グルジア  
スリランカ

### スペイン特許商標庁における国際調査手数料および国際予備審査手数料の 75%減額の適用

(PCT 締約国ではありませんが) アルゼンチンは、国際調査機関および国際予備審査機関としてのスペイン特許商標庁に支払われる国際調査手数料および国際予備審査手数料の 75%減額の適用資格のある国民および/または居住者の国々（つまり、世界銀行により低所得、低中所得及び高中所得経済に格付けされ、欧州特許条約締約国ではない国々）の一覧から削除され、このたび高所得経済に格付けされました。

国際出願を提出するには、少なくとも出願人の 1 人が PCT 締約国の国民または居住者である必要がある (PCT 第 9 条(1)) ことにご留意ください。PCT 締約国ではない国々の出願人は PCT 締約国の国民および/または居住者である出願人と共に PCT 出願を提出する必要があり、双方の (または全ての) 出願人が当該手数料減額の適用資格を有する場合にのみ、手数料減額を受けることが可能です。

### PCT 公開スケジュールの変更

#### 2019年9月6日の公開

2019年9月5日(木)はWIPOの閉庁日に当たる為、通常その日に公開されるPCT出願(公示(PCT公報)も同様)は2019年9月6日(金)に公開されます。しかし、PCT出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は、2019年8月20日(火)の24時(中央ヨーロッパ時間(CET))までに国際事務局に受理される必要があります。

### PCT-SAFE 更新

#### PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン (2019年7月1日付け version3.51.088.264)

がご利用可能になりました。次のサイトからダウンロードいただけます。

[www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

この新しいバージョンの詳細は、上記ウェブページの“Release notes”および“What’s new”に掲載されています。

## PCT 最新情報

AG: アンティグア・バーブーダ (国内段階移行の要件の概要)

CO: コロンビア (電子メールアドレス、書類を発送したことの証拠)

GB: 英国 (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

IN: インド (所在地とあて名、国際出願の写しまたは翻訳文の提出)

IS: アイスランド (官庁の名称、電子メールおよびインターネットアドレス)

JP: 日本国 (手数料)

日本国特許庁 (JPO) は、受理官庁としての JPO に支払う送付手数料に関する減額資格の条件の変更を国際事務局 (IB) に通知しました。当該手数料は今後、中小企業、小規模企業およびアカデミック機関等の手数料減額の資格を有する出願人により、出願が日本語で提出される場合に減額となります。この変更は、PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) の送付手数料に関する修正された脚注に反映されました。手数料減額の適格性についての詳細は、以下のリンクから閲覧可能です。

[https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/document/index/leaflet\\_e.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/document/index/leaflet_e.pdf)

当該官庁は、国際調査機関および国際予備審査機関としての JPO に支払う調査手数料および予備審査手数料に適用される減額の変更も IB に通知しました。この変更は、それぞれ 2019 年 9 月 1 日に発効します。これらの手数料は、中小企業、小規模企業および教育機関等の手数料減額の資格を有する出願人により、日本語で提出される出願、または PCT 規則 12.3 に基づき国際調査の目的で日本語への翻訳文が提供された出願を対象に減額されます。この変更は、PCT 出願人の手引 それぞれ、附属書 D (JP) および E (JP) の調査手数料および予備審査手数料に関する修正された脚注に反映されます。手数料減額の適格性についての詳細は、以下のリンクをご覧ください。

[www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct\\_keigen\\_shinsei.html](http://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html)

KN: セントクリストファー・ネイビス (一般情報、受理官庁および指定 (または選択) 官庁としての当該官庁の要件に関する情報)

KR: 大韓民国 (手数料)

2019 年 7 月 9 日から、それぞれ国際調査機関または国際予備審査機関としての韓国知的所有権庁が国際調査報告書および/または国際予備審査報告書を作成した場合、指定 (または選択) 官庁としての当庁に支払う審査請求の手数料の金額が 70% 減額されます。

(PCT 出願人の手引 国内編 概要 (KR) が更新されました)

#### PA: パナマ (手数料)

#### SG: シンガポール (所在地とあて名)

シンガポール知的所有権庁の所在地とあて名が、2019年7月29日付けで以下のとおり変更になりました。

所在地とあて名: 1 Paya Lebar Link #11-03  
PLQ 1, Paya Lebar Quarter  
Singapore 408533

(PCT 出願人の手引 附属書 B1 (SG) が更新されました)

#### UA: ウクライナ (手数料)

#### 調査手数料 (エジプト特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2019年9月1日に発効する、日本国特許庁により実施される国際調査の手数料に適用される減額についての情報は、上記の“JP 日本国”をご参照ください。

エジプト特許庁および韓国知的所有権庁が実施する国際調査に支払う米国ドルでの額が、2019年9月1日から、変更になります。

連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) が実施する国際調査に支払うユーロでの額が、2019年10月1日から、変更になります。

上述の手数料の金額は、手数料表 I(b) に記載されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (EG、JP、KR および RU) が更新されました)

#### 予備審査手数料 (日本国特許庁)

2019年9月1日に発効する、日本国特許庁により実施される国際予備調査の手数料に適用される減額についての情報は、上記の“JP 日本国”をご参照ください。

#### 国際調査報告書、補充国際調査報告書および国際予備審査報告書で引用される文献の写し (韓国知的所有権庁)

国際調査機関および予備審査機関としての韓国知的所有権庁は、出願人および指定 (または選択) 官庁による、国際調査報告書および国際予備審査報告書に引用される文献の写しの取得方法について明確にしました。詳細は、PCT 出願人の手引 附属書 D および E (KR) をご参照ください。

#### **フィリピン知的所有権庁: 2019年7月31日から8月2日までの休業**

フィリピン知的所有権庁での3日間のワークショップ開催のため、当庁は2019年7月31日 (水) から8月2日 (金) まで休業しました。

その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたった場合、その期限は延長され、次の就業日である2019年8月5日 (月) に満了となりました。

詳細は、当庁の下記ウェブサイトに掲載された情報をご参照ください。

[www.ipophil.gov.ph/news/announcement-ipophil-will-be-closed-for-a-3-day-workshop/](http://www.ipophil.gov.ph/news/announcement-ipophil-will-be-closed-for-a-3-day-workshop/)

### シンガポール知的所有権庁: 2019 年 7 月 26 日、29 日および 30 日の休業

シンガポール知的所有権庁 (IPOS) は 2019 年 7 月 29 日に移転しました (新住所については、上記 PCT 最新情報をご参照ください)。新庁舎への移転を促進するため、当庁は 2019 年 7 月 26 日 (金) から 7 月 30 日 (火) まで休業しました。

その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたった場合、その期限は延長され、次の就業日である 2019 年 7 月 31 日 (水) に満了となりました。

詳細は、下記の当庁ウェブサイトに掲載された情報をご参照ください。

[www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/ipos-relocation.pdf](http://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/ipos-relocation.pdf)

### 特許協力条約および規則 (冊子版)

2019 年 7 月 1 日に施行した、PCT に基づく規則の改訂版が PCT ウェブサイトで利用可能になったお知らせは、PCT Newsletter の 2019 年 4 月号に掲載されました。それに加えて、PCT に基づく特許協力条約および規則 (WIPO 刊行物 274) のアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語およびスペイン語での最新の冊子版が、以下のリンクからご購入いただけます。

[www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4425&plang=EN](http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4425&plang=EN)

冊子版についてのご質問があれば、以下へ電子メールをお送りください。

[publications@wipo.int](mailto:publications@wipo.int)

### PCT 関連資料の最新/更新情報

#### PCT 出願人の手引

PCT の国際段階および国内段階に関する詳細情報を含む、PCT 出願人の手引の“国際段階の概要”および“国際段階の概要”の英語、仏語、ロシア語およびスペイン語版が、2019 年 7 月 1 日付けの PCT 規則改正、およびその他の最新情報を反映し更新されました。それぞれ以下のリンクに掲載されています。

[www.wipo.int/pct/en/appguide/](http://www.wipo.int/pct/en/appguide/)

[www.wipo.int/pct/fr/appguide/](http://www.wipo.int/pct/fr/appguide/)

[www.wipo.int/pct/es/appguide/](http://www.wipo.int/pct/es/appguide/)

[www.wipo.int/pct/ru/appguide/](http://www.wipo.int/pct/ru/appguide/)

### パワーポイントプレゼンテーション

2019 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則改正を説明するパワーポイントプレゼンテーションが、(英語、仏語、独語およびスペイン語に加えて) 中国語で、以下のリンクからご利用可能になりました。

[www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

その他の言語もまもなくご利用いただける予定です。

### PCT リーガルテキストインデックス

条文、規則、実施細則、様式やさまざまな PCT ガイドラインへの参照を提供する PCT リーガルテキストインデックスが、2019 年 7 月 1 日に発効したリーガルテキストへの参照を含み更新されました。インデックスは、以下のリンクにて英語でご利用可能です。

[www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/legal\\_index.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/legal_index.pdf)

### 願書様式

英語、仏語、独語、日本語、ロシア語およびスペイン語での 2019 年 7 月版 願書様式 (PCT/RO/101) の記入例が、それぞれ以下のリンクからご利用いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/forms/request/filled\\_request.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/forms/request/filled_request.pdf)

[www.wipo.int/pct/fr/forms/request/filled\\_request.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/forms/request/filled_request.pdf)

[www.wipo.int/pct/de/forms/request/filled\\_request.pdf](http://www.wipo.int/pct/de/forms/request/filled_request.pdf)

[www.wipo.int/pct/ja/forms/request/filled\\_request.pdf](http://www.wipo.int/pct/ja/forms/request/filled_request.pdf)

[www.wipo.int/pct/ru/forms/request/filled\\_request.pdf](http://www.wipo.int/pct/ru/forms/request/filled_request.pdf)

[www.wipo.int/pct/es/forms/request/filled\\_request.pdf](http://www.wipo.int/pct/es/forms/request/filled_request.pdf)

### 国際予備審査請求書様式

英語、仏語、独語、日本語、ロシア語およびスペイン語での 2019 年 7 月版 国際予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401) の記入例が、それぞれ以下のリンクからご利用いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/forms/demand/filled\\_demand.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/forms/demand/filled_demand.pdf)

[www.wipo.int/pct/fr/forms/demand/filled\\_demand.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/forms/demand/filled_demand.pdf)

[www.wipo.int/pct/de/forms/demand/filled\\_demand.pdf](http://www.wipo.int/pct/de/forms/demand/filled_demand.pdf)

[www.wipo.int/pct/ja/forms/demand/filled\\_demand.pdf](http://www.wipo.int/pct/ja/forms/demand/filled_demand.pdf)

[www.wipo.int/pct/ru/forms/demand/filled\\_demand.pdf](http://www.wipo.int/pct/ru/forms/demand/filled_demand.pdf)

[www.wipo.int/pct/es/forms/demand/filled\\_demand.pdf](http://www.wipo.int/pct/es/forms/demand/filled_demand.pdf)

### 願書様式 (アラビア語版)

アラビア語版の願書様式 (PCT/RO/101) が、2019 年 7 月 1 日付けで発効しました。以下のリンクからご入手ください。

[www.wipo.int/pct/ar/forms/request/ed\\_request.pdf](http://www.wipo.int/pct/ar/forms/request/ed_request.pdf)

### 韓国語でご利用可能な関連資料の追加

韓国語での“優先権の回復”の表が、以下のリンクに掲載されました。

[www.wipo.int/pct/ko/texts/restoration.html](http://www.wipo.int/pct/ko/texts/restoration.html)

### WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー

以前お知らせしましたように、上級者向け PCT セミナーが、2019 年 9 月 17、18 日にジュネーブの WIPO 本部にて開催されます。当該セミナーは、WIPO 特許および技術部門の経験豊富なスタッフにより実施され、以下に関するセッションを含む予定です。

- 国際段階および国内段階期間中のベストプラクティス
- 特定の官庁に関する国内段階についての質疑応答
- 最近および今後の PCT に関する進展
- ePCT を利用しての PCT 出願の提出および管理 (実地研修のオプションあり)

当該セミナーは、特許管理者、パラリーガルおよび PCT 制度にすでに精通している他のユーザを対象としています。

セミナーへの登録は無料ですが、参加者は 50 人限定です。登録の締切りは 2019 年 9 月 6 日です。セミナーに関するオンライン登録や詳細は、以下のリンクからご入手ください。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=53186](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=53186)

セミナーに関する詳細は、以下のアドレスへ電子メールをお送りいただき取得することもできます。

[pct.training@wipo.int](mailto:pct.training@wipo.int)

### PATENTSCOPE 検索システム

#### 新しいユーザアカウント

PATENTSCOPE およびその他の WIPO アプリケーションにアクセスするための、より安全なアカウントがご利用可能になりました。今後、一度ログインすると、PATENTSCOPE を含む全ての WIPO アプリケーションにアクセスでき、第三者情報提供制度も直接利用できるようになります。詳細は、以下のリンクをご覧ください。

[www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2019/news\\_0004.html](http://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2019/news_0004.html)

### ラトビアおよびリトアニアの国内コレクション

ラトビアおよびリトアニアの国内コレクションが、PATENTSCOPE 検索システムでご利用いただけるようになりました。以下のリンクから取得可能です。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

これにより当該システムでデータが利用可能となる国内官庁または広域官庁の数は 60 になりました。

### PATENTSCOPE インターフェースの改善

PATENTSCOPE インターフェースに若干の改善がなされました。以下のリンクに改善に関する説明が掲載されています。

[www.wipo.int/patentscope/en/docs/patentscope\\_news\\_july\\_150719.pdf](http://www.wipo.int/patentscope/en/docs/patentscope_news_july_150719.pdf)

### WIPO による新しい IP ポータルの導入

WIPO は今秋、オンライン知的所有権 (IP) サービスの機能一式を提供する“ワンストップショップ”となる、新しい IP ポータルを導入予定です。サービスを一つのシンプルなポータルへと統合することで、ユーザが WIPO と通信するうえで一貫性のあるサービスを提供します。基本的な実務上のプロセスは従来のものであるため、WIPO との通信方法に変更は生じません。

新しい IP ポータルの詳細は、以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/portal/en/news/2019/article\\_0029.html](http://www.wipo.int/portal/en/news/2019/article_0029.html)

### WIPO Pearl 最新情報

WIPO Pearl は WIPO の多言語の専門用語ポータルであり、PCT の全 10 公開言語における、PCT 出願や国内特許文献から取得された豊富な科学技術専門用語や主要な PCT の法律用語へのアクセスを無料で提供しています。本ポータルは、これらの言語間の正確かつ一貫性のある用語の使用を促進し、科学技術知識の検索および共有を簡単にしています。

### デザイン (外観や印象) の改善

WIPO Pearl 専門用語データベースのデザインが変更され、新しく、改善された外観や印象を与えるデザインになりました。以前からの機能は全て従来のもままですが、デザインは特許出願を提出する際に利用される WIPO の ePCT システムに基づいているため、同システムのユーザには利用しやすいものになっています。さらに、ウェブサイトは携帯やタブレット等のモバイル機器での利用のために改良されました。この新しいデザインにご意見のおありのユーザは、[wipopearl@wipo.int](mailto:wipopearl@wipo.int) までお送りください。

## インターフェース言語

WIPO Pearl のインターフェースは、アラビア語でもご利用可能になりました。これで WIPO Pearl のデータベースで機能するインターフェースは、全 10 言語になりました。ユーザは、画面右上でご希望の言語を選択可能です。

## データベースのコンテンツ

WIPO Pearl のデータベースに、WIPO PCT の言語専門家により全て検証された 17,000 件の新しい特許用語が更新され、現在 178,000 件以上の用語が収録されています。さらに 18,000 件以上 (または 80%) の概念 (concepts) がデータベース内で他の概念と関連付けられ、“コンセプトマップ検索”でこのような関連性を調べることができます。また、機械学習アルゴリズムを介して作成される未検証の“コンセプトクラウド”では、追加的な関連性を表示することができます。

## 大学との共同研究

1,300 を超える用語の多言語での対訳データが、以下の大学の学生により提供され、WIPO の検証を経て収録されました。コルドバ国立大学 (アルゼンチン)、グルノーブルアルプス大学 (フランス)、ダブリンシティ大学 (アイルランド)、ポローニャ大学フォルリ校 (イタリア)、アストラハン国立大学 (ロシア連邦)、マンチェスター大学 (英国)、ミドルベリー国際大学院モントレイ校およびイリノイ大学アーバナ・シャンペーン校 (米国)。このような専門用語の共同研究への参加に関心をお持ちの大学がございましたら、電子メールアドレス (wipopearl@wipo.int) にて WIPO までご連絡ください。

WIPO Pearl は、[www.wipo.int/reference/en/wipopearl/](http://www.wipo.int/reference/en/wipopearl/) のリンクからご利用ください。

## 実務アドバイス

### 受理官庁としての国際事務局に対する同日付け補充

Q: ePCT 出願を利用して受理官庁としての国際事務局に国際出願を提出したところですが、提出後に、提出物に図面を含め忘れていたことがわかりました。提出した国際出願の他の要素に、本日中に図面を追加することは可能でしょうか、それとも出願本体全部を提出し直す必要があるのでしょうか？本日の日付が国際出願日として認められることを確実にしたいのですが。

A: 本日の日付を国際出願日として認めてもらいたい場合には、出願の残りの部分として本日中に図面を提出することが重要です。欠落している図面が、PCT 第 11 条に基づく要件が満たされた日以降に提出された場合、受理官庁によりその遅い方の日付が国際出願日として見なされます (PCT 第 14 条(2))<sup>2</sup>。

幸いなことに、あなたは当日中に最初の出願から図面が欠落していたことに気づいたようです。ePCT 出願を利用して、受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に国際出願を提出する場合、ePCT の専用機能を用いて、同日に状況を訂正することができます。本号の“実務アドバイス”では、国際出願が RO/IB

<sup>2</sup> 欠落している図面を提出する期間は、国際出願を構成するその他の書類を受理官庁が最初に受理した日から 2 カ月 (PCT 規則 20.7) です。関係する欠落している部分が PCT 規則 4.18 に基づき引用により含まれたこと (本号“実務アドバイス”の最後の段落参照) を、規則 20.6 に従って出願人が確認できない限りは、欠落している図面が期間内に提出された場合、その受理日が国際出願日となります。

に提出されていることを前提としていますが、ePCT 出願を利用して提出される国際出願を受理するその他の受理官庁に対してもこの訂正を行うことが可能です<sup>3</sup>。

ePCT 出願を利用して国際出願を提出した後、“同日付け補充 (same day corrections)” として、出願時に含め忘れ、国際出願日の認定に影響を与える (明細書、請求の範囲および/または図面などの) 書類を追加することができます。その同日付け補充は、受理官庁に適用されるタイムゾーンの午前零時までに行う場合、同じ日付けが国際出願日として認められます。その期間が過ぎると当該機能は利用できなくなります。

同日付け補充を行う場合、以前の提出物が完全に無視されるべき旨を明確にすることを条件として、(欠落している図面を含み) 出願全体を再提出するオプション、または国際出願を完全なものにするために欠落している図面のみを提出するオプションがあります。どちらの場合でも、図面を含んだ出願の新規の提出、または図面のみが受理官庁により同日中に受理され、PCT 第 11 条に基づく全ての要件が満たされていれば、同日の日付が国際出願日として認められます。

欠落している書類を ePCT 出願へアップロードするには、出願のドロップダウンメニュー (国際出願番号横にある下向きの矢印) から“同日付け補充”をクリックしてください。クリックすると、欠落している書類を新規に提出する国際出願にアップロードするための特別な“ドキュメントアップロード”機能が開き、“同日付け補充を行うための残り時間”が表示されます。これは、受理官庁におけるタイムゾーンの午前零時までの時間です。この時間が切れると、この専用機能を用いて同日付け補充を提出することはできなくなります。この補充を行う際には、国際出願を提出した受理官庁に関する情報を記載し、書類の種類を表示し署名する必要があります。また、同日付け補充を行う理由について (提供されているボックス内に) 簡単な説明を提供することも必須です。同日付け補充に関する書類が正常にアップロードされると、表紙が自動的に生成されます。

同日付け補充の機能は、関連する受理官庁が、誤って提出された書類を正しい書類と差し替えることを許容することを条件として、要素または部分が欠落している場合だけでなく、間違っただけ (たとえば、間違っただけの明細書、間違っただけの請求の範囲、または間違っただけの図面) が提出された場合にも利用できることにご留意ください。

ePCT 出願を利用して出願する場合には、提出後に提出された書類の写しをダウンロード可能なことに加えて、出願前の国際出願の下書きの写しをダウンロードすることもできます。これにより、出願前に出願の内容が点検でき、すべての要素が含まれているのかどうか、または全ての要素が対象となっている出願の正しい要素であるのかどうかを確認することができます。ただし、同日付け補充に利用可能な“下書きを保存”機能はありません。

後日はいじめて要素または部分が欠落していることに気づいた場合、PCT 規則 20.6 は、PCT 規則 20.7 に基づき適用する期間内に、国際出願日に影響を与えることなく、欠落している要素または部分を国際出願に引用により含めることを確認することを、出願人に許可しています。この確認を行うには、欠落し

<sup>3</sup> ePCT での同日付け補充の機能は、受理官庁としてのカナダ、イスラエルおよび米国の官庁に対してはご利用できないことにご留意ください。それらの官庁の e-filing システムへアップロードするために、ePCT 出願を利用して.zip ファイルを作成することは可能ですが、ePCT を利用してそれらの官庁へオンラインで出願を提出することはできません。

ている要素または部分が先に提出された出願に完全に含まれており、その出願の優先権は国際出願において主張されており、かつその他の特定の条件が満たされている必要があります。ただし、この規則と国内法令との不適合<sup>4</sup>を IB に通知しているいくつかの官庁では、欠落している要素または部分は、国際出願日に受理されたものとは認められないことにご留意ください。引用による含めることの詳細については、PCT Newsletter 2007 年 5 月号および 2015 年 7-8 月号に掲載された“実務アドバイス”、および PCT 出願人の手引 6.024~6.031 項を、以下のリンクからご参照ください。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/ja/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

ePCT の同日付け補充機能の詳細については、以下のリンクをご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=612](http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=612)

---

<sup>4</sup> 関連する官庁の一覧は、PCT 留保、宣言、通知および不適合の表 ([www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)) の PCT 規則 20.8(a) および (b) 欄に記載されています。

# PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2019年9月号 | No. 09/2019

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

## WIPO IP ポータルの運用開始

(PCT Newsletter 2019年7-8月号12ページにお知らせしました) WIPO IP ポータルは、2019年9月17日に運用開始されました。この新たな取り組みとなるポータルは、WIPO が提供する多くのオンラインサービスの調和と、それらのサービスを利用するユーザの作業の簡素化を目的としています。

この WIPO IP ポータルは、(例えば、特許、商標および意匠に関する) WIPO のすべての知的所有権 (IP) サービスの機能一式を提供するワンストップのポータルサイトであり、同じ WIPO アカウントを使用してアクセスできます。異なるサービス間を再度ログインする必要なく、自由にナビゲートできます。基本的な実務上のプロセスは従来のものであり、WIPO との通信方法は変わりませんが、ポータルは以下に紹介する多くの新機能を提供しています。

- すべてのサービスにわたる統合されたナビゲーションバーが WIPO IP ポータルの一部となっており、使用しているサービスに関係なく、同じオプションにアクセスすることができます。また、サービス間の移動は簡単です。

- WIPO アカウントでログインするユーザは、新しいウィジェットベースのダッシュボードをポータル上で利用できます。これにより、利用可能な多くのウィジェットからダッシュボードを調整してカスタマイズできます。ダッシュボードウィジェットは、あなたが活用する利用可能なすべての統合された IP サービスの概要とショートカット、ならびに決済、ポートフォリオや未処理の手続の概要を提供します。ウィジェットは、異なるサービスを置き換えるものではなく、特に重要な情報の概要を表示するためのものです。IP ポータル上で現在利用可能な2つの PCT 関連のウィジェットは、高度認証によるログインを必要としますが、ウィジェット内で基準に従い選択され処理された ePCT ワークベンチから PCT 出願にアクセスできるようになります。“Key PCT time limits (PCT の主要な期限)” のウィジェットでは、指定された週数の期間内に、どの国際出願が公開予定であるのか、もしくはどの国際出願が30カ月の期間に到達間近であるのかを調べるためのショートカットを提供します。また “ePCT Pending Items (ePCT 保留中のアイテム)” ウィジェットを使用することで、すでに下書きが作成されており、保留中の外部署名を含む、提出が保留されている国際出願を ePCT ワークベンチから参照できるようになりました。今後は多種にわたる PCT 関連ウィジェットを段階的に追加していく予定です。ご意見のあるユーザは、国際事務局の次の電子メールアドレス宛にお送りください。

[pct.eservices@wipo.int](mailto:pct.eservices@wipo.int)

– WIPO IP ポータルのメインメニューには、素早く簡単にアクセスできるように、すべての WIPO サービスの完全で検索可能なリストが 1 か所にまとめてあり、ブックマーク機能が含まれています。

– すべての WIPO サービスにわたる単一のメッセージングシステムを利用すると、一元化されたメッセージングシステムで複数の WIPO サービスからメッセージを受信できます。現状では、このメッセージングシステムには WIPO IP ポータルメッセージと（アクセスするには高度認証を必要とする）ePCT からの通知が含まれますが、徐々に他のサービスに拡張される予定です。メッセージと通知は引き続き電子メールで送信されますが、このポータルのシステム内でも利用可能な点にご留意ください。また、

– WIPO への支払いが、WIPO IP ポータルのナビゲーションバーにある“バスケット (Basket)”アイコンを介して簡素化されました。また IP サービス手数料の支払を知らせるアラートも表示します。関連するウィジェットおよび支払アラートを介して、WIPO IP ポータル内でハーグ手続の決済に関する支払を閲覧したり処理することができます。PCT およびマドリッドの決済は、まだ別の支払システムを使用していますが、今後運用される予定です。

WIPO IP ポータルは以下のリンクからご利用可能です。

<https://ipportal.wipo.int/>

また WIPO IP ポータルの詳細は、以下をご覧ください。

[https://www.wipo.int/portal/en/news/2019/article\\_0029.html](https://www.wipo.int/portal/en/news/2019/article_0029.html) および

<https://ipportal.wipo.int/about>

## **ePCT 最新情報**

ePCT の最新版 (バージョン 4.6) が、WIPO IP ポータル導入の一部として利用可能になりました (新しいポータルの詳細については、上記の“WIPO IP ポータルの運用開始”をご参照ください)。

### **出願人向け ePCT**

ePCT のログインページが、WIPO IP ポータルのログインページに代わっていることに気付かれるでしょう。このポータルへは、これまで ePCT のために使用していたのと同じ WIPO アカウントを使いログインする必要があります。さらに、新しいナビゲーションバーが ePCT を含むすべてのサービスに適用され、WIPO IP ポータルに統合されています。既存の ePCT のブックマークでは、自動的に WIPO IP ポータルのログインページにリダイレクトされる点にご留意ください。

最新版の ePCT で最も注目すべき変更点の 1 つは、ePCT を介して配列リストを含む国際出願の提出に関するものです。国際出願に配列リストが含まれている場合、(従来の“調査 (Search)”欄ではなく)“書類 (Documents)”欄に明細書の配列リストの部分として表示する必要があります。最新版の ePCT 出願では、添付の配列リストのファイルは、調査目的のみである旨を表示することはできなくなり、デフォルトにより、配列リストは常に提出された出願の一部になります。ePCT を利用して出願する場合、配列リストは (PDF 形式は許可されておらず) テキスト形式で提供される必要のある点にご留意ください。さらに、最近発効した PCT 規則 69.1(a) の修正を反映するため、ePCT アクション機能の“国際予備審査請求書 第 II 章の提出 (Submit Chapter II Demand)”が更新され、出願人は IPEA に国際予備審査の開始を延期するよう請求できるようになりました。

この ePCT 最新版のすべての新機能に関する概要は、以下のリンクの “What's new in ePCT for applicants ?” のリリースノートから閲覧可能です。

[www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1068](http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1068)

### 受理官庁、指定官庁および国際機関向け ePCT

出願人向け ePCT と同様に、官庁向け ePCT の最新版も、新しい WIPO IP ポータルのナビゲーションバーを用いて利用されるように開発されました。さらに、官庁による国際出願処理の向上を目的とした、ePCT の官庁向け機能に多くの改善がなされました。以下に紹介します。

- 出願時の国際出願下書きの閲覧を可能にする機能。
- まだ優先権書類が未送達である国際出願を識別するために検索機能を改善。
- 国際出願がまだ国際事務局 (IB) に送達されていない場合であっても、準備できた優先権書類のアップロードが可能になり、それにより優先権書類と記録の写しを同時に IB に送達することが可能。そして、
- 様式 PCT/ISA/225 (ヌクレオチドおよび/またはアミノ酸配列リストの提出命令書、および該当する場合には遅延提出手数料の支払命令書) を作成する ePCT アクションの新機能。

上記の新機能およびその他の新機能の詳細、また官庁向け ePCT システムの一般情報については、次のリンクから、“What's New for Offices” を参照してください。

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/epct/pdf/ePCT\\_Offices\\_Whats\\_New.pdf](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/epct/pdf/ePCT_Offices_Whats_New.pdf)

### 国際出願の電子出願および処理

#### ニカラグア: 知的所有権登録局 (ニカラグア) による電子形式での国際出願の受理および処理の開始

受理官庁 (RO/NI) としての知的所有権登録局 (ニカラグア) は、2019 年 10 月 15 日から、電子形式での国際出願の受理および処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は ePCT 出願を利用した電子形式で提出される国際出願を受理します。

#### ルーマニア: 国家発明商標庁 (ルーマニア) による ePCT 出願を利用して提出される国際出願の受理開始

受理官庁 (RO/RO) としての国家発明商標庁 (ルーマニア) は、EPO オンライン出願を利用した電子形式で提出される国際出願の受理および処理をすでに開始しています。そして当該官庁は、2019 年 10 月 15 日から、ePCT 出願を利用して電子形式で提出される国際出願の受理および処理も開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき IB に通知しました。

適用される各官庁の手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。また電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件および運用を含む通知は、2019 年 9 月 12 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご参照ください。

[www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引、附属書 C (NI および RO) が更新されました。)

## マケドニア旧ユーゴスラビア共和国: 国名の変更

国際事務局は、“マケドニア旧ユーゴスラビア共和国”のかわりに、“北マケドニア”の国名が使用されるべき旨の通知を受けました。PCT 締約国の国名を含む PCT ウェブサイト上のすべての一覧や表、ならびに PCT 出願人の手引における関連する表示も変更されました。ただし、“MK”の二文字コードに変更はありません。

## PCT 最新情報

AU: オーストラリア (手数料)

CN: 中国 (電子メールアドレス)

CY: キプロス (所在地とあて名)

EC: エクアドル (官庁の名称、所在地とあて名、電子メールおよびインターネットアドレス)

GB: 英国 (手数料)

KE: ケニア (所在地とあて名)

NI: ニカラグア (電子出願)

NO: ノルウェー (手数料)

RO: ルーマニア (電子出願)

SE: スウェーデン (手数料)

調査手数料および国際調査に関するその他の手数料 (オーストラリア特許庁、エジプト特許庁、欧州特許庁、シンガポール知的所有権庁、イスラエル特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁)

国際予備審査に関する手数料 (オーストラリア特許庁、韓国知的所有権庁、スウェーデン特許登録庁)

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### 会合文書 (PCT 総会)

2019 年 9 月 30 日から 10 月 9 日までの期間、ジュネーブで開催される、国際特許協力同盟 (PCT 同盟) (PCT 総会) の第 51 回 (第 22 回通常) の会合のための文書が作成されました。以下のリンクからご利用ください。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=52258](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=52258)

### セミナー資料

PCT 手続のあらゆる面をカバーするセミナー資料が、新たに発効した PCT 規則改正を反映し中国語、英語、仏語、独語、日本語およびスペイン語にて更新されました。この更新版では、前回の更新版発行後に発生した運用におけるいくつかの変更も反映されました。資料はそれぞれ下記のリンクからご利用可能です。

[www.wipo.int/pct/zh/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/zh/seminar/basic_1/document.pdf)

[www.wipo.int/pct/en/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf)

[www.wipo.int/pct/fr/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/basic_1/document.pdf)

[www.wipo.int/pct/de/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/de/seminar/basic_1/document.pdf)

[www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic_1/document.pdf)

[www.wipo.int/pct/es/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/es/seminar/basic_1/document.pdf)

## **PATENTSCOPE 検索システム**

### **PATENTSCOPE の新インターフェース**

PATENTSCOPE の新インターフェースの運用が WIPO の新しい IP ポータル導入（上記の“WIPO IP ポータル運用開始”の項目をご参照ください。）と同時に、2019 年 9 月 17 日に開始されました。この導入により、WIPO IP ポータルのユーザに一貫した利用の提供を目的としています。ただし、この新インターフェースでは機能のいくつかがまだ利用できないため、ベータ版である点にご留意ください。ベータ版で利用できない機能に関しては、既存のインターフェースへのリンクがあります。今後数カ月は、既存のものと新インターフェースの双方の利用が可能な予定です。

新インターフェースを利用する際、ユーザは既存のものを利用する場合と同じデータへアクセスすることができます（新インターフェースで実行された検索は、既存版を利用して実施されたものと同様の結果をもたらします）。また、検索および分析機能に変更はありません。PATENTSCOPE にログインするために使われる WIPO アカウントで、ユーザは WIPO ポータルやポータル内のすべてのアプリケーションにアクセスすることができます。

PATENTSCOPE 新インターフェースの機能改善のため、また必要とされる作業を優先的に行うために画面右上のメニューに専用の“フィードバック”ボタンがあり、ユーザからのご意見を受け付けます。

### **PATENTSCOPE ユーザ満足度アンケート**

PATENTSCOPE 検索システムに関するユーザの満足度を調査するため、WIPO は PATENTSCOPE ユーザ満足度アンケートを開始しました。以下のリンクから、アンケートにご回答いただけます。

[www3.wipo.int/opinio/s?s=16102](http://www3.wipo.int/opinio/s?s=16102)

アンケートには 5 分もお時間を取らせません。是非参加して皆様の貴重なご意見をお聞かせください。2019 年 10 月 31 日までご回答いただけます。

## **フィンランド特許登録庁 (PRH): “PCT ダイレクト” 試行プロジェクトの拡張**

フィンランド特許登録庁 (PRH) が、いわゆる“PCT ダイレクト”とよばれる 2014 年 11 月に欧州特許庁で開始されたものと同様の試行プロジェクトを 2019 年 4 月 1 日に導入したことは、以前お知らせしました (PCT Newsletter 2019 年 4 月号参照)。このサービスは当初、RO/FI に対して提出された国際出願のみに利用可能でした。

PRH は、受理官庁としての国際事務局 (IB) に提出された国際出願を含むために、2019 年 11 月 1 日から、当サービスを拡張する旨を国際事務局に通知しました。これにより、国際出願が RO/FI または RO/IB に提

出されたか否かに関わらず、ISA としての PRH を選択した PCT 出願人は、今後このサービスを利用できるようになります。

PRH の“PCT ダイレクト” 試行プロジェクトでは、PRH によりすでに調査済みかつ審査済みの先の国内出願、もしくは PCT 出願に基づいて優先権を主張する国際出願を提出する出願人は、優先基礎出願に関して作成された調査報告書または見解書で提起された異議に対して反論するための非公式なコメントを提出することができます。

出願人は、非公式コメントを“PCT ダイレクト/非公式コメント”と題した別個の書簡形式で、国際出願とともに関係する受理官庁に提出する必要があります。PCT ダイレクトの提出書類は国際出願を構成する部分ではありませんが、その書類は、一件書類の点検に関する PCT 規定に従い、PATENTSCOPE で公衆に閲覧可能になることにご留意ください。

詳細は、まもなく当官庁ウェブサイト上で閲覧可能になる、PRH の“PCT ダイレクト” サービスに基づく非公式コメントの提出方法をご参照ください。

### 欧州特許庁:手数料払戻しの新手順に関する追加情報

欧州特許庁 (EPO) における払戻し手続の変更が 2019 年 4 月 1 日から発効したこと、また EPO から払戻しを受ける際に、EPO に保有する口座または銀行口座のいずれかに払戻しを受けることを出願人が選択できるようになったことは、以前お知らせしました (PCT Newsletter 2019 年 3 月号 9 ページ参照)。

2019 年 2 月 27 日付の EPO 官報 2019 年 3 月号 (リンク <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/03/2019-03.pdf> から OJ EPO 2019, A26, point I(b) 参照) では、今後は電子形式 (XML) で提出された返還請求の指示書のみが受理される旨が公表されました。また 2019 年 10 月 1 日からは、EPO オンライン出願、新規オンライン出願 (CMS)、ePCT もしくは PCT-SAFE、または欧州段階移行の場合には様式 1200e を使用して、電子的に提出された指示書のみが受理される点にご留意ください。詳細は、9 月末の EPO 官報に掲載される予定です。

返還請求の指示書が 2019 年 10 月 1 日以降に電子的に提出された記録のない場合、またはこれらの指示書が不明瞭な場合には、EPO は出願人に EPO ウェブサイト (<https://epo.org/fee-payment-service/en/refund>) から返還請求をするよう求めるでしょう。

払戻し手続についての更なる情報は、以下の EPO ウェブサイト上に掲載されています<sup>1</sup>。

[www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20190911.html](http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20190911.html)

### 偽の手数料の支払い請求

#### 新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局 (IB) からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手続に関係のない手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“IPS – Intellectual Property Services” からの新たな請求書が確認され

<sup>1</sup> この情報は、EPO 官報の該当する本文に差替えられます。

ました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

[https://www.wipo.int/pct/ja/warning/pct\\_warning.html](https://www.wipo.int/pct/ja/warning/pct_warning.html)

PCT 出願人および代理人は、優先日から 18 カ月を経過した後速やかにすべての国際出願について国際公開を行うのは IB のみであることにご留意ください (PCT 第 21 条(2) (a) 参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、まだそうなされていない場合には、組織内の手数料支払い担当者や、このような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号: (+41-22) 338 83 38

FAX 番号: (+41-22) 338 83 39

電子メール: [pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

WIPO は、PCT 出願人、代理人または発明者 (PCT ユーザ) の皆様に、政府または消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や“政府機関または苦情を受け付ける消費者保護協会”の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

## 実務アドバイス

### 管轄国際調査機関および国際予備審査機関

Q: 私は最近、スイスの国民で居住者である出願人に代わって受理官庁としての国際事務局に国際出願を提出しました。そして PCT 規則 92 の 2 に基づき、当該出願への 2 人目の出願人の追加を請求したところです。この共同出願人はスイスの居住者ですが、ロシア連邦の国民です。出願時点では、唯一の管轄国際調査機関は、欧州特許庁でした。新規出願人がロシア連邦の国民であるため、欧州特許庁にてまだ国際調査が開始されていないのであれば、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) に国際調査の実施をお願いすることは可能でしょうか？

A: 国際出願が受理官庁 (RO/IB) としての国際事務局に提出された場合、管轄国際調査機関 (ISA) (または場合によっては機関) は、PCT 規則 35.3 の規定に基づき、国際出願が、出願人が居住者または国民である締約国の国内官庁に対して、またはある締約国のために行動する官庁に対して提出されたとしたならば管轄したであろう機関になります。ご存知のようにあなたの事例では、国際出願を提出した時点での出願人はスイスの国民および居住者である者が唯一の出願人であったため、当該出願の管轄受理官庁は、RO/IB に加えて、スイス連邦知的所有権機関または欧州特許庁 (EPO) になり、そのため管轄 ISA は EPO になります。(管轄 ISA に関する情報は、PCT 出願人の手引 附属書 C の関係する受理官庁をご参照ください。)

通常、国際出願を RO/IB に対して提出する 1 つの利点は、出願人の居住国が国籍と異なる場合、または異なる国の居住者および/または国民である出願人が 2 人以上いる場合です。これにより、PCT 規則 35.3 および 59.1 (b) に基づき、受理官庁としての管轄国内官庁または広域特許庁に提出する場合よりも、ISA および IPEA の選択肢が広がる可能性があります。あなたの事例では、出願時に双方の出願人

が国際出願に含まれていた場合には、出願人のそれぞれスイス国籍とロシア国籍に基づいて、EPO または Rospatent の選択があったでしょう。しかしながら、ロシア人の出願人は出願後に追加されたため、(調査がまだ開始されていないとしても) 連邦知的所有権行政局 (Rospatent) にその後国際調査の実施を請求することはできません。それは、管轄 ISA を決定する際には、**国際出願提出時**の状況が考慮されるためです。

国際出願が RO/IB に提出された場合には、管轄国際予備審査機関 (IPEA)(または機関) は、PCT 規則 59.1(b) に従って、国際出願が、出願人が居住者または国民である締約国の国内官庁に提出されたとしたならば、またはその締約国のために行動している国内官庁に提出されたとしたならば管轄したであろう機関になります。国際出願に関する国際予備審査請求の提出を検討している場合には、あるいは国際予備審査請求が提出される前に 2 人目の出願人が追加されたとしても、管轄 IPEA を決定する際にも、**国際出願提出時**の状況が考慮されるため、唯一の管轄 IPEA は EPO になるであろうという点にご留意ください。

それでもなお、Rospatent による調査の実施を希望する場合 (たとえば、ロシア語文献に関して行われる調査を望む場合) には、PCT 規則 45 の 2.1 に従って、Rospatent による国際出願の補充国際調査 (SIS) を請求することもできます。SIS は、EPO による主要な国際調査の追加となり、追加料金が発生します。SIS に指定された機関 (SISA) は、補充国際調査報告書<sup>2</sup> を発行しますが、見解書は発行しません。すべての出願人は、国際出願が提出された官庁に関係なく、優先日から 22 カ月の満了前のいつでも、(最初の国際調査を行った官庁を除く) このサービスを提供するすべての官庁<sup>3</sup>に SIS を請求する資格があります。SIS の請求は、[www.wipo.int/pct/en/forms/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html) から取得できる様式 PCT/IB/375 (補充調査請求書) を使用して行ってください。また対応するドキュメントアップロードアクション機能を利用して ePCT にアップロードすることもできます。SIS の詳細は、以下のリンクから、PCT 出願人の手引 国際段階の概要、第 8 章をご参照ください。

[www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf](http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf)

---

<sup>2</sup> 国際調査機関が第 17 条(2)(a) に規定する国際調査を行わない旨の宣言をした場合、または SISA が第 16 条(3)(b) に基づき適用される取決めに定められた制限または条件により、SIS の実施が完全に除外されると判断した場合、SISA は補充国際調査報告書を作成しないことを決定することができます (PCT 規則 45 の 2.5(e))。

<sup>3</sup> 補充国際調査は、オーストリア特許庁、欧州特許庁、フィンランド特許登録庁、スウェーデン特許登録庁、シンガポール知的所有権庁、トルコ特許商標庁、ウクライナ経済開発通商省 知的所有権部、北欧特許機構、およびヴィシエグラード特許機構によっても行われます。

# PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2019年10月号 | No. 10/2019

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 新 PCT 締約国

### サモア (国コード: WS)

2019年10月2日、サモアがPCTへの加入書を寄託し、これにより153番目のPCT締約国となり、2020年1月2日よりPCTに拘束されます。その結果、2020年1月2日以降に出願されるすべての国際出願はサモアの指定を自動的に含むことになります。また、サモアはPCT第II章に拘束されることになるため、2020年1月2日以降に出願される国際出願についてなされる予備審査請求ではサモアを自動的に選択することになります。

さらに、サモア国民および居住者は2020年1月2日よりPCT国際出願をする資格を有することになります。

サモアはPCT第64条(5)の規定に従い、(特許協力条約またはPCT規則の解釈もしくは適用に関する二以上の締約国の間の紛争に関する)PCT第59条の規定に拘束されない旨を宣言していることにご留意ください。

## PCT 同盟総会

第51回PCT同盟総会(PCT総会)が2019年9月30日から10月9日までの期間、WIPO加盟国総会の一環としてジュネーブにて開催されました。以下の会合の概要において参照される文書は、下記のWIPOウェブサイトからご利用いただけます。

PCT 総会文書 (利用可能になればその報告書を含む)

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/a/51](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/51)

PCT 作業部会文書

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/wg/12](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/12)

本総会は、文書PCT/A/51/2 Annexに記載されたPCT規則の改正を採択しました。改正は以下のとおりです。

- PCT 規則 82 の 4

予測不能な IT 機能の停止や予定された IT メンテナンスのように、ある官庁において利用可能な電子通信手段のすべてが利用できなかったことにより期間の遵守に遅れた場合に、当該官庁が遅延を許容するための法的根拠の規定。詳細は文書 PCT/WG/12/17 参照。

– PCT 規則 26 の 4

PCT 規則 4.11 に定められる願書の記載に関して、国際段階において補充または追加する場合の法的根拠の規定。出願人は優先日から 16 カ月以内に、ある指定国において当該国際出願が追加特許、追加証、追加発明者証もしくは追加実用証を求める出願として、または先の出願の継続出願あるいは一部継続出願として取り扱われることを希望する旨の記載を補充するまたは追加するための通知を、国際事務局 (IB) に提出することができます。詳細は文書 PCT/WG/12/8 参照。

– PCT 規則 4、12、20、40 の 2、48、51 の 2、55 および 82 の 3

誤って国際出願の要素および部分が提出された場合に、その誤って提出された要素または部分を正しいものと交換することを許容する、もしくは引用により含めることにより、補充要素または部分の追加を許容する規定。新 PCT 規則 20.5 の 2 “誤って提出された要素および部分” による規定は、以下の場合に及びます。

- 出願日に関する要件のすべてを満たした日、または満たす日の前に補充要素または部分を提出すること (新 PCT 規則 20.5 の 2(b))。
- 出願要件のすべてを満たした日の後に、補充要素または部分を提出すること (新 PCT 規則 20.5 の 2(c))。
- 先の出願に含まれていた、補充要素または部分を引用により含めることの有効性 (新 PCT 規則 20.5 の 2(d))。

詳細は文書 PCT/WG/12/9 および文書 PCT/WG/12/24 のパラグラフ 100 から 110 参照。

– PCT 規則 15、16、57 および 96

ある官庁が他の官庁のために集金した手数料を、IB を介して送金するための PCT における法的根拠の規定。詳細は文書 PCT/WG/12/20 参照。

– PCT 規則 71 および 94

国際予備審査機関が当該機関の保有する一件書類から IB へ特定の書類の写しを提供し、それにより、IB が選択官庁に代わり公衆に利用可能にする場合の基礎要件の設定。詳細は文書 PCT/WG/12/12 参照。

これらの規則改正は、2020 年 7 月 1 日に発効予定です。

本総会は、誤って国際出願の要素および部分が提出された場合に関する、以下の二つの合意も採択しました。

- PCT 規則 20.8 (a の 2) の採択において、本総会は、ある受理官庁がこの規則に基づき不適合の通知を提出しているために、当該受理官庁が補充要素または部分を含めることができなかった場合には、関係受理官庁および IB は、出願人の承諾を得て、この PCT 規則 19.4 に規定する手続を適用することに合意すべき旨に同意しました。この場合、PCT 規則 19.4(b) に従い、出願は、受理官庁での受理日に、IB に代わって当該受理官庁が受理したものとみなされます。

- PCT 規則 20.5 の 2 の採択において、本総会は、PCT 規則 20.5 の 2(d) に基づいて補充要素または部分が引用により含まれた場合、国際調査機関 (ISA) は出願に残っている誤って提出された要素または部分を考慮する必要のないことに同意しました。加えて、(ISA が国際調査報告書の作成を開始した後に、補充要素または部分が国際出願に含まれた、または引用により含まれた旨の通知を受け取った場合に) 出願人が PCT 規則 40 の 2 に基づく納付命令書を受け取ったにもかかわらず、追加手数料を支払わなかった場合には、ISA は国際調査の目的においてその補充要素または部分を考慮する必要はありません。

本総会は、国民および居住者が PCT 手数料減額の適用資格を有する国の一覧を作成する際の手数料表の項目 5 に定められた適格性の基準を見直しました。その結果、これらの基準を維持し、PCT 手数料レビューの定期的なスケジュールに応じて、5 年後にその基準を再検討することを決定しました (文書 PCT/A/51/3 参照)。

本総会はまた、PCT Newsletter 2019 年 6 月号で報告しましたように、PCT 作業部会が実施している作業に関する報告書 (文書 PCT/A/51/1) も記録しました。

### 特定の改正された PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げ

#### CA カナダ (PCT 規則 49 の 3.1(g))

カナダ知的所有権庁は、指定 (または選択) 官庁 (DO) として、2019 年 10 月 30 日以降に国際出願日を有する国際出願に関して、PCT 規則 49 の 3.1(g) に基づく不適合通知 (PCT Newsletter 2006 年 5 月号 3 ページ参照) の取下げを国際事務局 (IB) に通知しました。

その結果、PCT 規則 26 の 2.3 に基づく受理官庁による優先権の回復の効果に関連する、PCT 規則 49 の 3.1(a) から (d) までが、上述の国際出願に関して DO としてのカナダ知的所有権庁に対して適用されます。

“PCT 留保、宣言、通知および不適合” の表が当該情報を含み、以下のリンクにて更新されました。

[www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

### PCT 最新情報

AZ: アゼルバイジャン (要求する写しの部数、手数料)

BG: ブルガリア (電話番号、電子メールアドレス、手数料)

BY: ベラルーシ (手数料)

CH: スイス (通信手段)

HU: ハンガリー (手数料)

IN: インド (手数料)

KE: ケニア (電話番号、通信手段)

MX: メキシコ (電話番号)

ZA: 南アフリカ (手数料)

調査手数料 (欧州特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁)

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### 中国語で利用可能な PCT 関連資料

以下の PCT 関連資料が中国語に翻訳され、PCT ウェブサイト上でご利用可能になりました。

- PCT およびパリ条約の締約国、また世界貿易機関 (WTO) 加盟国の一覧  
[www.wipo.int/export/sites/www/pct/zh/texts/pdf/pct\\_paris\\_wto.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/zh/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf)
- 規則 94.1(c) に基づき、国および機関に代わり IPER (国際予備審査報告) の写しを第三者に提供  
するよう IB に要請している国および機関の一覧  
[www.wipo.int/pct/zh/texts/access\\_iper.html](http://www.wipo.int/pct/zh/texts/access_iper.html)
- PCT 締約国ではないがパリ条約の締約国である国の一覧  
[www.wipo.int/pct/zh/paris\\_non\\_pct.html](http://www.wipo.int/pct/zh/paris_non_pct.html)

## 世界知的所有権指標 2019 年版

世界知的所有権指標報告書の 2019 年版が英語で、以下のリンクから閲覧可能になりました。

[www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4464](http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4464)

信頼すべき本年次報告書では、世界中の IP (知的所有権) 活動を分析しています。国内および広域の知財庁と WIPO による 2018 年の出願、登録、および更新の統計を利用して、特許、実用新案、商標、意匠、微生物、植物品種保護、および地理的表示を網羅しています。本年度版ではまた、調査データと業界の情報源を利用して、出版業界での活動の様子を紹介しています。そして本報告書には、世界中の 160 の知財庁のデータをカバーする、およそ 180 の指標が含まれています。

世界知的所有権指標のハイライトは、プレスリリース PR/2019/838 に掲載されました。以下のリンクからご参照ください。

[www.wipo.int/pressroom/en/articles/2019/article\\_0012.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2019/article_0012.html)

## 実務アドバイス

**ePCT を利用した PCT 規則 4.17 に基づく申立ての提出と、発明者である旨の申立てのための発明者の署名の取得**

Q: まもなく提出する国際出願に 5 人の発明者が含まれる予定です。米国での国内段階手続を簡素化するために、国際段階中に発明者全員に関する発明者である旨の申立てを提出したいと考えています。管轄 PCT 受理官庁が ePCT 出願を受理しているため、ePCT 出願を利用した国際出願の提出を望んでいま

す。そして申立てを提出するための ePCT “アクション” 機能があることを知りました。この機能を利用する場合、発明者の署名はどのように提出するのでしょうか？

A: あなたが述べたように、ePCT には “規則 4.17 に基づく申立て” のアクション機能が含まれています。この機能では、PCT 規則 4.17 に基づくすべての申立てを作成でき、(国際出願への eOwner または eEditor のアクセス権があることを条件として) 出願後にそれらの申立てを国際事務局 (IB) に提出することができます。あるいは、ePCT 出願を利用する場合には、出願時に国際出願と共に申立てを作成して提出することもできます。ただし、申立てを含む用紙は願書様式 (RO/101) に含まれることを念頭に置いてください。したがって、出願書類が少なくともすでに 30 枚含まれている場合には、追加の用紙手数料が発生する可能性があります。

用紙に関する手数料の考慮とは別に、ePCT を利用して申立てを作成し提出するプロセスは、申立ての提出を出願時に行うか出願後に行うかに関わらず同様に効率的です。これは、標準文言が常に正しい言語で自動的に生成されるためであり (つまり申立て自体の誤った文言の理由により、補正命令書を受け取ることはありません)、また ePCT で利用可能な (発明者の申立て、発明者の名前や住所などの) 関連書誌データは、(入力ミスが発生する可能性のある) 再入力の必要なしに自動的に申立てに含まれます。

出願時点で、システム外ですでに作成された申立てを PDF 形式で添付する選択ができますが、上述の申立ての自動的な生成ならびに利用可能な検証機能の利益を受けるためにも、ePCT を利用して実際に申立てを作成することを強くお勧めします。

PCT 規則 4.17(iv) に基づく発明者の申立て (この申立ては署名を必要とする PCT 規則 4.17 に基づく唯一の申立てであり、ePCT は提出前に署名がされていることを確認します) の署名に関する限りでは、ePCT の “外部署名” 機能を利用して発明者の署名を取得することができます。この機能では、発明者は、システムへのアクセスを必要とせずに、電子メールアドレスのみが必要とされ、ePCT に保有されている電子形式での申立ての下書きを確認し署名することができます。発明者の名前のドロップダウンリストから単に各発明者の名前を選択し、書誌データに記載されているその発明者の電子メールアドレスに電子メールによる署名の請求を送信するために、“外部署名” を選択します (システムにまだ存在しない場合には、必要に応じて、電子メールアドレスを追加したり、既存の電子メールアドレスを修正して、例えば発明者の個人の電子メールアドレスなど、外部署名の請求が別の電子メールアドレスに送信されるようにすることが可能な点にご留意ください)。

電子メールで送信される外部署名の請求には、一意のドキュメント識別子コードと、受信者がテキスト文字列による署名を入力可能な専用の Web ページへのリンクが含まれます。署名を必要とする実際の書類は、例えば、別の電子メールにより送信するか、または共有ドライブもしくは特許管理システムに保存することで、当システム外の別の方法により、発明者が利用できるようにする必要があります。ePCT から署名用にダウンロードされた書類の下書きには、同様の一意のドキュメント識別子コードが付いているため、外部署名者は、電子メールで受信した署名の請求を、署名を必要とする書類と正確に一致させることができます。

発明者が申立てに署名すると、あなたは電子メールにより通知され、署名された書類をプレビューし、アクション機能によりその書類を IB に送信することができます。提出後は、国際出願の “書類” セクションに自動的にリダイレクトされ、IB による処理待ちと表示されている提出済み申立てを確認することができます。

以下のリンクの PCT eServices ヘルプページには、外部署名機能に関する一般的な有益情報が含まれています。

[www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=992](http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=992)

PCT-SAFE を利用して PCT 規則 4.17 に基づく申立てを提出する方法についての情報は、PCT Newsletter 2014 年 3 月号の“実務アドバイス”をご参照ください。

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2014/newslett\\_14.pdf#page=22](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2014/newslett_14.pdf#page=22)

PCT 規則 4.17 に基づく申立ての提出に関する一般情報は、以下のリンクにて PCT 出願人の手引 項目 5.074 から 5.083A、および 6.045 から 6.050 をご参照ください。

[www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html](http://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html)

# PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2019年11月号 | No. 11/2019

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 国際事務局による一定のファックスサービスの保持

国際事務局 (IB) は、2018年1月に、ファックスサービスの提供に関して、従来とは異なる技術による、潜在的に信頼性の低い技術への移行を余儀なくされたことは、以前お知らせしました。IB は 2018年9月に、IB における PCT ファックスサービスの廃止案について、加盟国およびユーザグループと協議しました。そして 2019年5月に、PCT ファックスサービスは 2019年12月末に終了予定である旨をお知らせしました。それ以降、多くの PCT ユーザ、ユーザ代表、およびユーザ代表の団体は、特に出願人または代理人が使用するコンピューターシステムが、既存のオンライン手段を用いて、PCT 書類の送付に利用できなくなるような例外的な状況において、提案されている IB での PCT ファックスサービスの終了がもたらし得る結果について懸念を示しました。IB はこれらの懸念に応じて、2019年12月末でのファックスサービスの終了は、以前お知らせした通りには実施しないことになりました。しかしながら、出願人や官庁が緊急事態においてのみ使用することを意図して、限定されたファックスサービスのみが保持される予定です。以下の点にご留意ください。

- IB は、PCT 出願人 (また PCT 官庁および機関) は ePCT (<https://pct.wipo.int>) を利用して IB と通信すること、または ePCT が利用できない場合には、緊急用アップロードサービス<sup>1</sup> (<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/UploadDocument.xhtml>) を利用することを強く推奨します。
- IB に書類を送付する目的でファックスを使うことは、送信者自身のリスクとなります。以前のお知らせで説明しましたファックス送信手段における技術的な信頼性の低さの点、また PCT 規則 92.4(c) は、ファックスを使って提出された書類について、“到達した書類のうち判読することができない部分又は送付した書類のうち到達していない部分については、到達しなかったものとみなす” ことを明確に規定している点にご留意ください。
- ファックス送信が不可欠であると見なされる場合には、PCT ウェブサイト (“お問い合わせ先” <https://www.wipo.int/pct/ja/index.html> 参照) にある番号で IB にファックスを送信可能です。IB はファックス受信に関する特定の確認書は送付しませんが、受信した書類をできる限り迅速に処理するよう努めます。

<sup>1</sup> 詳細は、[https://www.wipo.int/pct/ja/faqs/contingency\\_upload\\_faq.html](https://www.wipo.int/pct/ja/faqs/contingency_upload_faq.html) をご覧ください。

- IB および/または受理官庁としての IB (RO/IB) にファックス送信する意向があり、IB の通常の営業時間 (9.00~18.00、中央ヨーロッパ時間) である場合には、送信前に PCT 様式に記載されている“権限のある職員”に、ファックス送信予定の旨を電話で連絡することをお勧めします (電話番号は、<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/TeamLookup.xhtml> にて確認できます)。IB の営業時間外であれば、留守番電話にメッセージを残すことが可能です。そうすることで権限のある職員は、翌営業日にファックス受領に関する事後処理を行うことができます。例外的に、IB および/または RO/IB に書類をファックス送信する場合で、その書類が国際出願または国際出願の補充もしくは補正を含む差替え用紙である場合には、送信日から 14 日以内に当書類の原本を提出する必要があります。
- 今後は、PCT インフォメーションサービスあてにファックスの送信はできなくなります。PCT に関する一般的な質問やお問い合わせは、[pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int) まで電子メールをお送りください。または (+41-22) 338 83 38 までお電話ください。

電子メールによる通知を送信する許可が与えられていない国際出願については、緊急を有するもので重要な受理官庁の様式は、これまでファックスにより送信されるのが RO/IB の慣行でした。2020 年 1 月 1 日からは、RO/IB はこれらの様式をファックスによる送信は行わずに、郵送するのみになります。ePCT において国際出願へのアクセス権が設定されている場合には、様式が発行された時点で、IB が発行する様式も含めて、すべての様式を閲覧することが可能です。

ファックスサービスに関する PCT ユーザコミュニティとの建設的な対話と協力に感謝いたします。

## 2019 年 WIPO PCT 顧客満足度調査

PCT の全ての側面に関する顧客満足度を評価するために、WIPO は隔年で実施しているユーザコミュニティへのアンケート調査をまもなく開始します。PCT ユーザからのご意見は、国際事務局が提供する PCT サービスのどの分野が改善されるべきかの決定に役立てられます。ご回答に必要な時間は、10 分から 20 分程度です。お時間を割いて本調査に参加いただき、貴重なご意見を提供して下さるようお願いいたします。参加ご希望の際は、“Participation in the 2019 PCT User Survey” というタイトルで、以下のアドレスへ電子メールをお送りください。

[survey@wipo.int](mailto:survey@wipo.int)

アンケート調査が開始され次第、リンク先をお送りします。

## 国際出願の電子出願および処理

**ベトナム、モルドバ共和国およびチュニジア: ベトナム知的所有権庁 (IP ベトナム)、国家知的所有権局 (モルドバ共和国) および国立標準化工業所有権機関 (INNORPI) (チュニジア) による電子形式での国際出願の受理および処理の開始**

受理官庁 (それぞれ RO/VN、RO/MD および RO/TN) としてのベトナム知的所有権庁 (IP ベトナム) (2019 年 12 月 1 日から)、国家知的所有権局 (モルドバ共和国) (2019 年 12 月 2 日から) および国立標準化工業所有権機関 (INNORPI) (チュニジア) (2020 年 1 月 2 日から) は、電子形式での国際出願の受理および処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。

当該官庁は ePCT 出願を利用した電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する RO/VN および RO/MD の要件および運用を含む通知は、2019 年 10 月 31 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。また、RO/TN に関する通知は、まもなく以下のリンクに掲載される予定です。

[www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引、附属書 C (MD、TN および VN) が更新されました。)

### 電子出願用に生成される願書様式

電子出願用 (例えば、ePCT 出願または PCT-SAFE を利用する場合) に生成される願書様式には、すべての出願に関して、第 IX 欄のチェックボックス 6a “明細書の配列表 (国際調査のためにも利用される)” が含まれるようになる点にご留意ください。国際出願に配列リストが含まれていない場合には、“添付された電子データ” の項目に「-」(ハイフン) が表示され、含まれている場合には、当項目に「✓」(チェックマーク) が表示されます。

## PCT-SAFE 更新

### PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新バージョン (2019 年 10 月 1 日付け version 3.51.089.265) がご利用可能になりました。次のサイトからダウンロードいただけます。

[www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

この新バージョンの詳細は、上記ウェブページの “Release notes” および “What’s new” に掲載されています。

## WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを利用するには、**先の出願が提出された国内/広域官庁が DAS 提供庁である必要がありますが**、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。今月号の “実務アドバイス” では、DAS に関する詳細情報を提供しています。

### IP オーストラリア

国内特許出願および PCT 受理官庁としての当該官庁に提出された PCT 出願の認証謄本の提供庁としてのオーストラリア知財庁は、2019 年 11 月 1 日から、DAS デジタルライブラリーの範囲を商標および意匠まで拡大したことを IB に通知しました。

詳細は、以下のリンクをご参照ください。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=10486](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10486)

### カナダ知的所有権庁

すでに優先権書類としての意匠出願の提供庁および取得庁であるカナダ知的所有権庁は、2019 年 10 月 30 日から、特許優先権書類の取得庁としての運用を開始したことを IB に通知しました。

詳細は、以下のリンクをご参照ください。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=10739](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10739)

DAS 参加庁の一覧は、以下のリンクからご参照ください。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices.html](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html)

### 国際事務局の年末の閉庁日と公開スケジュール

2019 年 12 月および 2020 年 1 月の国際事務局 (IB) の閉庁日は、週末に加え、以下になります。

2019 年 12 月 25 日(水)  
2019 年 12 月 31 日(火) および  
2020 年 1 月 1 日(水)

したがって、休暇期間中の IB の就業日は、以下になります。

2019 年 12 月 26 日(木)  
2019 年 12 月 27 日(金)  
2019 年 12 月 30 日(月)

そして、2020 年 1 月 2 日(木) からは平常通り業務を行います。

PCT インフォメーションサービス、PCT 電子サービス (e-Services) ヘルプデスクおよび PCT オペレーションサービスの稼働日、および公開スケジュールの情報は、以下のとおりです。

### PCT インフォメーションサービス

PCT インフォメーションサービスは、2019 年 12 月 25 日(水) から 2020 年 1 月 1 日(水) まで業務を停止します。業務再開は 2020 年 1 月 2 日(木) 午前 9 時 (中央ヨーロッパ時間(CET)) です。なお、この休暇期間においても PCT インフォメーションサービスに電話をすると (電話番号: (+41-22) 338 8338)、緊急用の電話番号を提供する録音メッセージが流れます。

PCT インフォメーションサービスは、国際出願の提出やそれに続く PCT 国際段階での手続についての一般的な質問にお答えします (個別の出願に関しては PCT オペレーションサービスにお問い合わせ下さい)。詳細は、以下のリンクをご参照ください。

[www.wipo.int/pct/ja/infoline.html](http://www.wipo.int/pct/ja/infoline.html)

## PCT 電子サービス(e-Services) ヘルプデスクおよび PCT オペレーションサービス

PCT 電子サービスヘルプデスクおよび PCT オペレーションサービスの年末休暇期間中の予定は、以下のとおりです。

2019 年 12 月 25 日(水):	休止
2019 年 12 月 26 日(木)	
2019 年 12 月 27 日(金)	
2019 年 12 月 30 日(月):	平常通り午前 9 時から午後 6 時 CET
2019 年 12 月 31 日(火) および 2020 年 1 月 1 日(水):	休止
2019 年 1 月 2 日(木) 以降:	平常通り午前 9 時から午後 6 時 CET

なお、以下にご留意ください。

- PCT 電子サービスヘルプデスクは、ePCT (<https://pct.wipo.int/>)、PCT-SAFE ([www.wipo.int/pct-safe/ja/index.html](http://www.wipo.int/pct-safe/ja/index.html)) および WIPO デジタルアクセスサービス(DAS) ([www.wipo.int/das/en/](http://www.wipo.int/das/en/))による電子形式での出願の作成、提出および管理目的のサービスに関する質問にお答えします。
- PCT オペレーションサービスは、個別の出願に関する質問にお答えします。PCT オペレーションサービスは 10 チームの責任のもとに成り立っています。担当するチームの一般用の電子メールアドレスや電話番号を調べるには、様式 PCT/IB/301 または以下のリンクをご確認ください。

<https://patentscope.wipo.int/search/ja/teamlookup.jsf>

### 公開スケジュール

年末年始の休暇期間中の PCT 出願の公開スケジュールに変更はありません。平常通り木曜日 (すなわち、2019 年 12 月 26 日(木) および 2020 年 1 月 2 日(木)) に公開されます。

## PCT 最新情報

### 国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料および取扱手数料 (さまざまな官庁)

2020 年 1 月 1 日から、PCT 手数料表に掲載されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示される電子出願の減額 (該当する場合)、調査手数料、補充調査手数料および取扱手数料の、所定の通貨における換算額が、変更されます。

PCT 出願人の手引 (英語版) ([www.wipo.int/pct/guide/en/](http://www.wipo.int/pct/guide/en/)) の以下の附属書において、これらの変更が反映されます。

- **附属書 C** (受理官庁): AM、AP、AT、AU、AZ、BA、BH、BW、BY、BZ、CA、CL、CR、CU、CY、CZ、DE、DJ、DK、DO、EA、EC、EE、EG、EP、ES、FI、FR、GB、GE、GH、GR、GT、HN、HU、IB、IE、IL、IN、IS、IT、JO、JP、KE、KG、KH、KZ、LR、LT、LU、LV、

MD、ME、MT、MW、MX、NI、NL、NO、NZ、OM、PA、PE、PG、PH、PT、QA、RO、RS、RU、SA、SC、SE、SG、SI、SK、SM、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、US、UZ、ZA、ZM、ZW

- 附属書 D (国際調査機関): すべての機関
- 附属書 SISA (国際調査機関 (補充調査)): すべての機関、および
- 附属書 E (国際予備審査機関): AT、AU、CA、CL、EG、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、PH、RU、SE、SG、UA、US、XN、XV

BA: ボスニア・ヘルツェゴヴィナ (所在地とあて名)

CA: カナダ (仮保護、国内段階移行期限、手数料)

CH: スイス (通信手段)

CR: コスタリカ (電子メールアドレス)

DO: ドミニカ共和国 (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する特別の規定)

EA: ユーラシア特許機構 (国際公開後の仮保護、手数料)

IB: 国際事務局 (手数料)

JP: 日本 (国際調査報告書および国際予備審査報告書に引用された文献の写し、分類)

ISA および IPEA としての日本国特許庁 (JPO) は、出願人および指定 (または選択) 官庁による国際調査報告書および国際予備審査報告書に引用された文献の写しの取得方法に関する変更を、IB に通知しました。文献の写しに関する請求は、当該官庁の下記ウェブサイトから入手可能な様式を使用して行ってください。

[www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/document/tokkyo\\_jyouyaku-jitumu/22.pdf#page=62](http://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/document/tokkyo_jyouyaku-jitumu/22.pdf#page=62)

(PCT 出願人の手引 附属書 D および E が更新されました (JP))

さらに、JPO は、2020 年 1 月 1 日から、国際調査および予備審査の目的において、国際特許分類に加えて、ファイルインデックス (FI) 分類も特定することを IB に通知しました。これにしたがい、日本国特許庁および WIPO 国際事務局間の合意の付属書 E が更新されます。以下のリンクをご参照ください。

[www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_jp.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_jp.pdf)

KG: キルギスタン (インターネットアドレス)

MD: モルドバ共和国 (電子出願)

MG: マダガスカル (電話番号、通信手段、代理人に関する要件)

NI: ニカラグア (電子メールアドレス、出願言語)

PT: ポルトガル (インターネットアドレス、手数料)

RO: ルーマニア (電子出願)

TH: タイ (所在地とあて名、通信手段、発明者の氏名およびあて名の提出期限、写しの部数)

TN: チュニジア (電子出願)

TR: トルコ (所在地とあて名)

TT: トリニダード・トバゴ (電話およびファックス番号)

VN: ベトナム (電子出願)

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### 欧州資格試験 “the European Qualifying Examination” のための資料

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験 (EQE) のための資料の準備を支援する目的で、国際事務局 (IB) は EQE の試験委員会との合意に基づき、2019 年 10 月 31 日時点の PCT 出願人の手引から、“国際段階”と“国内段階”の英語版および仏語版全文の 4 つの PDF ファイルを利用可能にしました。それぞれ以下の PCT ウェブサイトに掲載されています。

[www.wipo.int/pct/en/eqe/ip.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/eqe/ip.pdf) (国際段階英語版)

[www.wipo.int/pct/en/eqe/np.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/eqe/np.pdf) (国内段階英語版)

[www.wipo.int/pct/fr/eqe/ip.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/eqe/ip.pdf) (国際段階仏語版)

[www.wipo.int/pct/fr/eqe/np.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/eqe/np.pdf) (国内段階仏語版)

### 韓国語による願書様式および国際予備審査請求書様式

2019 年 7 月版の願書様式 (PCT/RO/101) および国際予備審査請求書様式が、(アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語およびスペイン語に加えて) 編集可能な韓国語の PDF 形式でご利用可能になりました。以下のリンクから入手できます。

[www.wipo.int/pct/en/forms/](http://www.wipo.int/pct/en/forms/)

## 世界知的財産報告書 2019

WIPO 世界知的財産報告書 2019 年版 “イノベーションの地理学: ローカルホットスポットとグローバルネットワーク” では、イノベーションの地理学が過去数十年にわたりどのように発展してきたのかに焦点を当てています。数百万件の特許および科学出版物の記録を 50 年以上にわたって分析することにより、本報告書 2019 年版では、革新的なホットスポットの誕生やホットスポット間の国境を越えた相互関係に関する分析結果を紹介しています。詳細は、

[www.wipo.int/pressroom/en/articles/2019/article\\_0013.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2019/article_0013.html) から、プレスリリース PR/2019/839 をご参照ください。本報告書は、以下のリンクから閲覧可能です。

[www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4467](http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4467)

## 欧州特許庁—調査および審査ガイドライン最新版

欧州特許庁 (EPO) は、EPO における PCT 機関としての調査および審査ガイドライン (PCT-EPO ガイドライン) が、2019 年 11 月 1 日付で修正されたことを公表しました。本ガイドラインは、ISA および IPEA としての EPO に対して提出された国際出願の取扱いに関するさまざまな局面において従うべき運用や手続についてのガイドラインです。この最新版では、国際出願の提出や出願後の方式審査並びに図面に関して詳述する章が設けられています。詳細は、以下のリンクをご参照ください。

[www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/09/a81/2019-a81.pdf](http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/09/a81/2019-a81.pdf)

英語、仏語および独語での修正された本文は、以下のリンクから閲覧可能です。

[www.epo.org/law-practice/legal-texts/guidelines-pct.html](http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/guidelines-pct.html)

## 実務アドバイス

WIPO デジタルアクセスサービス (DAS) を使用した優先権書類の提出ーパート 1: 最  
初の出願官庁に対して優先権書類を DAS で利用可能とするよう請求する

Q: 当方の国内特許庁に国内特許出願を提出する予定であり、当該出願を将来の国際出願の優先権書類として DAS を使用して利用可能にしたいと考えています。そうするためには、当該書類を利用可能とするよう明示的に国内官庁へ請求する必要があるのでしょうか？もしそうであれば、どのように請求できるのでしょうか？

A: DAS は、当サービスのすべての参加庁との安全で信頼性の高く、法的に認証された電子的な書類のやりとりを提供します。また DAS は、PCT 規則 17.1 に従い PCT に基づいた、並びに他の条約や法令に基づいた、優先権書類に関する要件を充足するための多くの場合における使用が可能です。DAS の使用は、PCT 出願が先の出願が提出されたのと同じ官庁には提出されておらず、PCT 規則 17.1(b) が適用しない場合に、特に有用です。国際出願において先に提出された国内出願の優先権を主張する予定で、DAS が使用できる場合 (適格性に関する詳細は以下を参照) には、先の出願の認証謄本 (優先権書類) が DAS で利用可能になっている (PCT 規則 17.1(b) の 2)) ことを条件として、単純に DAS から先の出願の謄本を取得するよう、国際事務局 (IB) に請求することができます。

先の出願を優先権書類として DAS で利用可能とするためには、出願先の官庁 (Office of First Filing (最初の出願官庁) (OFF) と呼ばれる) が、DAS に基づく “提供庁” である必要のある点にご留意ください。

次の国の官庁は現在、場合により、国内出願または広域出願の提供庁であり、また PCT 受理官庁としてのそれらの官庁に対して提出された PCT 出願の提供庁でもあります。オーストラリア、ブラジル、チリ、中国、デンマーク、フィンランド、ジョージア、インド、イスラエル、モロッコ、オランダ、スペイン、スウェーデン、および次の広域官庁、ユーラシア特許機構および欧州特許庁。また IB は、受理官庁としての当官庁に提出された PCT 出願の提供庁です。

次の国の官庁は現在、国内出願のみの提供庁です。エストニア、日本、ニュージーランド、大韓民国、英国、および米国。

その他の官庁は、DAS システムに参加するためのさまざまな準備段階にあり、将来参加する予定です。

IB に対して優先権書類を DAS で利用可能とするよう手配するには、主に 2 つの手順を実行する必要があります。

1. 先の出願の謄本を DAS に預けるよう OFF に請求する。
2. その後国際出願を提出するときに、DAS から優先権書類を取得するよう IB に請求する。

今月号の実務アドバイスでは、優先権書類を DAS で利用可能とするよう OFF に請求する、第一段階に焦点を当てています。第二段階については、PCT Newsletter の次号に掲載される実務アドバイスで詳述する予定です。

一部の DAS 提供庁は、当官庁に提出されたすべての特許出願を DAS システムに入力することを許可していますが、その他の官庁は、例えば電子形式で提出されたものなど、限られた種類の出願に対してのみ当サービスを提供しています。各参加庁の当サービスに関連する範囲は、WIPO の DAS ウェブサイトにある各官庁の通知に要約されています。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices/)

先の出願の謄本を DAS デジタルライブラリーに預けるよう OFF に請求する方法は、関係する OFF の要件にもよります。例えば、一部の官庁では、請求用の特別な様式の記載を出願人に求めています。多くの官庁は、ウェブサイト上に特定の要件に関する情報を提供しています。また各官庁の要件に関する情報は、入手可能な場合には、上述の WIPO ウェブサイト上で見つけることもできます。関係官庁がウェブサイトへの関連リンクを IB に提供している場合には、そのリンクは PCT 出願人の手引 附属書 B1 の該当する部分に掲載されています。

米国特許商標庁 (USPTO) に関する限り、DAS 提供庁として行動する USPTO に提出された出願は、システム的に DAS で利用可能になり、出願にアクセス権を付与する許諾文が含まれている場合には、参加庁は出願書類にアクセス可能な点に出願人にご留意ください。**出願人がアクセス権付与の許諾を明示的に拒絶しない限り**、USPTO の Application Data Sheet (ADS) (出願データシート) (PTO/AIA/14) の様式には、参加庁により提出された出願の謄本へのアクセス権を許諾する欄が含まれている点に、ご留意ください。

(必要な場合には) 優先権書類を DAS で利用可能とするよう OFF に請求した後、OFF は優先権書類の電子謄本を作成し DAS に登録します。そして、IB または OFF からアクセスコードを受け取ります。または、プロセスの一部として提供されたコードが、アクセスコードとして使用可能になります。例えば、

– 欧州特許庁 (EPO) に提出された先の出願の事例では、出願人がオンライン出願 (EOLF) または新しいオンライン出願 (CMS) を利用して出願する場合、EPO は自動的に DAS アクセスコードを生成し、欧州特許権の付与に関する請求の際に発行される受領書に、または国際出願の場合には PCT 願書様式に、そのコードを追加します。そうでなければ、コードは自動的に別個の通知で送付されます (詳細は、[www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/03/a27.html](http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/03/a27.html) をご覧ください)。

– JPO PAS を利用して日本国特許庁 (JPO) に提出された先の出願の事例では、優先権書類は自動的に DAS に登録され、アクセスコードはオンライン出願の受領書に記載されます。そうでなければ、紙形式の出願の場合には、出願人は DAS アクセスコードを付与してもらうよう JPO に対して書面による請求を行う必要があります (詳細は、[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/yusen/electronic/das/youusenkenndas\\_tetsuduki.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/yusen/electronic/das/youusenkenndas_tetsuduki.html) をご覧ください)。

– USPTO に提出された先の出願の事例では、元の出願受理書および電子受領書に記載された確認番号が、アクセスコードとして使用可能になります (詳細は、[www.uspto.gov/patents-](http://www.uspto.gov/patents-)

getting-started/international-protection/electronic-priority-document-exchange-pdx をご覧ください)。

アクセスコードを使用して、先の出願の優先権を主張する出願を提出する第 2 出願官庁に対して、優先権書類の謄本を取得するよう請求することができます。

先に提出された PCT 出願の優先権を主張する PCT 出願の事例では、先の出願の受理官庁として行動した官庁が国際出願を DAS で利用可能としている場合に限り、優先権書類の謄本を取得するために DAS ルートを使用できる点にご留意ください。この状況のように、IB が先に提出された PCT 出願をすでに保有している場合であったとしても、優先権書類の要件が充足されたとみなされる前に、国内出願と同等の方法で、謄本の送付を請求することが必要となります。

受理官庁 (RO/IB) としての IB が OFF であり、ePCT 出願を利用して出願が作成されている場合のベストプラクティスは、次のボックス、“The receiving Office is requested to make this international application available to the Priority Document Access Service (DAS) (この国際出願を優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) で利用可能とするよう、受理官庁に対して請求する)” をチェックすることです。出願後にそのような請求を行うには、ePCT でのアクション機能 “Make international application available to DAS (国際出願を DAS で利用可能にすることの請求)” を選択することができます。また、望ましくは ePCT を利用してアップロードした書簡により、出願を DAS に登録するよう RO/IB に請求することも可能です。先の出願が登録されると、RO/IB は様式 PCT/RO/132 を用いて出願人に固有のアクセスコードを送信します。

PCT における DAS の使用方法の詳細は、以下のリンクから掲載情報をご参照ください。

[www.wipo.int/das/en/pdf/pct\\_and\\_das.pdf](http://www.wipo.int/das/en/pdf/pct_and_das.pdf)

以下の状況では、DAS を使用しないようご注意ください。

– OFF が DAS 参加オフィスではない場合、または

– DAS サービスからあなたの出願を除外する制限が OFF にある場合 (例えば、OFF は電子形式による出願の提出を求めている場合に、あなたの出願は電子形式で提出されていなかった場合)

(先の国内出願または国際出願であれ) 先の出願が提出された受理官庁に国際出願を提出する予定の場合には、PCT 規則 17.1(b) に基づいた “従来” の方法により、単純に受理官庁に先の出願の謄本を作成し、送付するよう請求する選択も可能です。

DAS を使用した優先権書類の提供に関する詳細は、PCT Newsletter 2019 年 12 月号に掲載予定です。

# PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2019年12月号 | No. 12/2019

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 国際事務局における限定されたファックスサービスについて再度のお知らせ

2020年1月1日から、出願人や官庁が緊急事態においてのみ使用することを意図して、限定されたファックスサービスのみが保持される予定であることは、すでにお知らせしました。この変更に関する背景情報および書類の送付に利用可能な代替のオプション、特に ePCT の利用 (<https://pct.wipo.int>) に関する詳細は、PCT Newsletter 2019年11月号並びに [www.wipo.int/pct/en/infoline.html](http://www.wipo.int/pct/en/infoline.html) (PCT インフォメーションサービス) の最後のパラグラフをご参照ください。

## 特許商標庁 (サンマリノ): 受理官庁としての機能の停止および国内ルートの閉鎖

特許商標庁 (サンマリノ) は、2020年1月1日から、PCT に基づく受理官庁としての行動を停止することを国際事務局 (IB) に通知しました。そのため、当該日以降は、当該官庁に対し PCT 出願を提出することはもはやできなくなります。当該官庁は、PCT に基づく受理官庁としての義務を欧州特許庁 (EPO) へ委任します。EPO はすでに (IB に加えて)、サンマリノ<sup>1</sup>の国民および居住者である PCT 出願人のための管轄受理官庁となっています。

受理官庁としての EPO は、英語、仏語もしくは独語で提出された国際出願のみ受理します。したがって、イタリア語での国際出願の提出を希望する、サンマリノの居住者もしくは国民である出願人は、望ましくは、PCT 規則 19(a)(iii) に基づく受理官庁としての IB に直接出願すべきです (そうでなければ、EPO は、PCT 規則 19.4(b) に基づく手続のため国際出願を RO/IB に送付することになります)。

さらに、特許商標庁 (サンマリノ) は、サンマリノが、2020年1月1日から、PCT を介して特許保護を取得するための国内ルートを閉鎖することも WIPO に通知しました。そのため、2020年1月1日以降に提出される国際出願に関しては、サンマリノにおける保護を希望する出願人は、当該国の国内段階への移行はできなくなります。サンマリノにおける保護を求めるためには、欧州特許庁<sup>2</sup>に対する広域段階移行のみが可能となります。

当該情報により、PCT 出願人の手引、付属書 B1 (SM) および国内編 (SM) が更新され、付属書 C (SM) が削除されました。

<sup>1</sup> サンマリノは、欧州特許条約 (EPC) の加盟国です。

<sup>2</sup> 国際出願は現在、EPC の加盟国であり、欧州特許に限定するため、国内ルートもすでに閉鎖している次の国の指定を含みます。ベルギー、キプロス、フランス、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、モナコ、オランダおよびスロベニア。

## PCT-SAFE 更新

### PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新バージョン (2020 年 1 月 1 日付け version 3.51.090.266) がご利用可能になりました。次のサイトからダウンロードいただけます。

[www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

この新バージョンの詳細は、上記ウェブページの “Release notes” および “What’s new” に掲載されています。

## PCT 最新情報

CA: カナダ (発明者の氏名およびあて名の提出期限、国内段階移行の特別な要件、手数料)

EG: エジプト (手数料)

FI: フィンランド (国際調査報告書、補充国際調査報告書および国際予備審査報告書に引用された文献の写し)

ID: インドネシア (写しの部数、手数料)

IE: アイルランド (官庁の名称、電子メールおよびインターネットアドレス)

IL: イスラエル (手数料)

KH: カンボジア (管轄国際調査および国際予備審査機関)

ME: モンテネグロ (官庁の名称、電話およびファックス番号、電子メールおよびインターネットアドレス、通信手段、手数料)

NO: ノルウェー工業所有権庁 (電子出願ソフトウェア)

PH: フィリピン (電話およびファックス番号)

RO: ルーマニア (願書様式の出願言語)

UG: ウガンダ (受理官庁としての官庁の要件の要約、管轄国際調査および国際予備審査機関)

調査手数料 (韓国知的所有権庁)

## 国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間の計算に関して、国際事務局 (IB) の 2020 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間の閉庁日は、以下のとおりです。

すべての土曜日、日曜日、および

2020 年 1 月 1 日

2020 年 4 月 10 日

2020 年 4 月 13 日

2020 年 6 月 1 日

2020 年 12 月 25 日

2020 年 12 月 31 日

上述日は IB のみの閉庁日であり、国内または広域官庁には該当しないことにご注意ください。他の官庁の 2020 年の閉庁日については、利用可能であれば、以下の PCT ウェブサイトからご確認できます。

[www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml](http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml)

## **PCT 関連資料の最新/更新情報**

### **PCT 国際調査および予備審査ガイドライン**

2019 年 7 月 1 日に発効した、PCT 国際調査および予備審査ガイドラインの英語版が、PDF 形式に加えて、以下のリンクから、HTML 形式でご利用可能になりました。

[www.wipo.int/pct/en/texts/ispe/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/ispe/index.html)

### **PCT 出願人の手引の日本語版**

PCT 出願人の手引の日本語での最新版が、2019 年 4 月付で更新されました。以下のリンクからご利用可能です。

[www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html](http://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html)

### **PCT、パリ条約の加盟国および世界貿易機関の加盟国の一覧**

PCT ウェブサイト上の表形式を調和させるために、上述の一覧表が HTML 形式で作成されました。新しいリンクは、英語および中国語でご利用可能です。

[www.wipo.int/pct/en/paris\\_wto\\_pct.html](http://www.wipo.int/pct/en/paris_wto_pct.html)

[www.wipo.int/pct/zh/paris\\_wto\\_pct.html](http://www.wipo.int/pct/zh/paris_wto_pct.html)

### **PCT 2019 年度末の最新情報**

2019 年 12 月 10 日に配信された、“PCT 2019 年度末の最新情報”と題するウェビナーでは、最新および今後の PCT の発展および動向に関する情報が提供されました。ウェビナーで使用されているプレゼンテーション資料と録音へアクセスするリンクは、以下をご利用ください。

[www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html)

様々な PCT トピックスに関するウェビナーが、2020 年にも予定されています。ウェビナーの予定は、PCT Newsletter および上述のリンクにまもなく掲載される予定です。

## 実務アドバイス

### WIPO デジタルアクセスサービス (DAS) を使用した優先権書類の提出—パート 2: 国際事務局に DAS システムで利用可能な優先権書類を取得するよう請求する

Q: 当方の国内特許庁に国内特許出願を提出しました。そして当該国内官庁に、当該出願を将来の国際出願の優先権書類として DAS を介して利用可能とするよう請求しました。これから、先の国内出願の優先権を主張する国際出願を提出するところであり、PCT 規則 17.1 に基づく優先権書類の要件を充足するために、国際事務局に DAS システムから優先権書類を取得するよう請求したいと考えています。どのように請求できるのでしょうか？また、請求可能な期間はいつまででしょうか？

A: DAS は、当サービスのすべての参加庁との安全で信頼性の高く、法的に認証された書類の電子的交換を提供します。また DAS は、PCT 規則 17.1 に従い PCT に基づいた、並びに他の条約や法令に基づいた、優先権書類に関する要件を充足するための多くの場合における使用が可能です。先月号 (PCT Newsletter 2019 年 11 月号) に掲載された実務アドバイスのパート 1 では、先の国内出願の優先権が後に提出される国際出願において主張される予定である場合に、その先の国内出願を DAS システムで利用可能とする方法について説明しました。また、先の国内出願を DAS で利用可能とすることができない可能性のある状況についても指摘しました。この状況とは特に、最初の出願官庁 (OFF) が DAS 提供庁ではない場合、先の出願が関連する DAS 提供庁の適用範囲に該当しない場合、または出願人が関連する DAS 提供庁の要件を充足していない場合です。

OFF に先の出願を DAS で利用可能とするよう請求した後、あなたはアクセスコードを受け取るはずで、そのコードは、国際事務局 (IB) (または Office of Second Filing (第 2 の出願官庁) (OSF)) に書類を取得するよう請求するために必要とされるものです。コードは、IB または OFF のどちらかから提供されます (または、特定の官庁の場合には、アクセスコードは出願手続の一部として自動的に出願人に利用可能とされることがあります)<sup>3</sup>。IB が発行するアクセスコードは、“Noreply@wipo.int” から電子メール<sup>4</sup>で送られます。先の出願の優先権が後に提出された複数の出願において主張されている場合には、DAS で登録された先の出願のアクセスコードは再使用できるため、同一の優先権書類のために新しいアクセスコードを請求する必要はない点にご留意ください。

PCT 規則 17.1 に基づく優先権の要件を充足するために、IB に DAS から優先権書類を取得するよう請求する方法は、国際出願時に、または出願後に請求を行うかのどちらかになります。様々な選択肢を以下に説明します。

出願時に請求を行う方法 (望ましいオプション)

- ePCT 出願を利用して提出する場合には、“International Bureau to obtain from a digital library (DAS) (国際事務局に対して、優先権書類を電子図書館 [DAS] から取得するよう請求する)” を選択し、DAS アクセスコードを提供してください (複数の優先権の主張がある場合には、各優先権書類に関してこの作業が可能です)。そして、“Option(s) for providing the priority document to the IB (国際事務局 [IB] への優先権書類の提出方法)” の画面にある “Priority Claims (優先権主張

<sup>3</sup> 欧州特許庁、日本国特許庁および米国特許商標庁からのコードの受取方法の例が、先月号の実務アドバイスのパート 1 で紹介されています。

<sup>4</sup> IB は機密情報を電子メールで送信できないことになっていますが、この制約は DAS アクセスコードの通信に関しては適用されません。

)”の欄に必要な記載を行ってください。ePCT は DAS において即時に優先権書類を検索して、記載されている優先権の主張のデータと照合して、アクセスコードを認証します<sup>5</sup>。

- PCT-SAFE を利用して国際出願を提出する場合には、優先権書類の情報のページ (“Details of Priority Claim of Earlier Application (先の出願の優先権の主張の詳細)”)にて、IB に DAS から優先権書類を取得するよう請求することができ、必要なアクセスコードを入力することができます。または、
- 紙形式の願書様式を用いて出願する場合には、願書様式 (PCT/RO/101) の第 VI 欄の該当するチェックボックスをマークして、必要とされる優先権書類の (または複数ある場合には、各優先権書類の) アクセスコードを記載してください。

#### 出願後に請求を行う方法

- ePCT を介して IB に優先権書類の取得を請求する方法は、以下のとおりです。
  - 高度認証でサインインして、オンラインアクション “Obtain Priority Document from DAS (優先権書類の DAS からの取得請求)” にて該当するアクセスコードを入力する。ePCT は DAS において優先権書類を検索して、記載されている優先権の主張のデータと照合してアクセスコードを認証します。このアクションは、IB による手動の手続を待つ必要がなく、ePCT システムにより自動的に即時に実行されるセルフサービス機能であるため、推奨される方法である点にご留意ください。
  - 高度認証なしでサインインして、IB に DAS から先の出願を取得するよう請求する、DAS アクセスコードを記載した ePCT メッセージを送信する。
  - 高度認証なしでサインインして、DAS アクセスコードを記載した書簡を書類名 “General correspondence (一般の通信)” としてアップロードし、IB に DAS から優先権書類を取得するよう請求する。または、

DAS アクセスコードを含む書簡を IB に郵送し、IB が先の出願を DAS から取得するよう請求する<sup>6</sup>。

通常は国際出願の提出時に、IB に DAS から優先権書類を取得するよう請求することがより容易な方法である点にご留意ください。しかしながら、後に請求を行うことを希望するのであれば、**国際公開日の前に**、以下の行為を済ませていれば、請求の期間は満たされたと見なされます。

- OFF に対して必要な全ての手順を済ませたこと
- 優先権書類を DAS から取得するために、IB に対して有効な請求を行ったこと
- 必要なアクセスコードを提供したこと

IB が DAS を介して優先権書類を取得した後は、IB は様式 PCT/IB/304 (優先権書類の提出に関する通知書) を用いて、取得の確認書を送ります。ePCT における国際出願へのアクセス権がある場合には、当通知書が発行され次第アクセスが可能です。

<sup>5</sup> ePCT 以外の電子出願システムを利用して提出する場合には、関連する受理官庁にご確認ください。

<sup>6</sup> IB のあて名は、World Intellectual Property Organization, International Bureau (PCT), 34, chemin des Colombettes, CH-1211 Geneva 20, Switzerland です。

WIPO の DAS 出願人のためのポータルは、以下のリンクから (WIPO アカウント<sup>7</sup>を介してアクセス可能) ご利用可能です。

<https://www3.wipo.int/dasapplicant/en/pages/workbench/applicant.xhtml>

このポータルは、官庁によるあなたの優先権書類への完全なアクセス履歴の詳細を記録し、閲覧可能なトラッキング機能を提供しています。当ポータルでは、優先権番号、出願日およびアクセスコードを提供することで、DAS ワークベンチにあなたの優先権書類を追加することも可能です。

今月号の実務アドバイスでは、PCT 規則 17.1 (b) の 2) に規定されている、DAS システムにおいて利用可能な優先権書類の取得を IB に対して請求することに関して詳述しました。IB に、もしくは PCT 規則 17.1(a) に基づく受理官庁に、優先権書類の認証謄本を提出することにより、PCT 規則 17.1 に基づく優先権書類の要件を充足することも可能です。または、PCT 規則 17.1(b) に基づき受理官庁に対し、優先権書類を作成し、IB に送付するよう請求すること<sup>8</sup>により、PCT 規則 17.1 に基づく優先権書類の要件を満たすことも可能です。(先の国内出願または国際出願であれ) 先の出願が提出された受理官庁に国際出願を提出する場合には、後者の優先権書類の要件を充足する方法が望ましいでしょう。ただし、そのような請求は、優先日から 16 カ月が経過する前に行われるべきであり、受理官庁はその請求に手数料を課する場合があります。

優先権書類の提出に関する詳細は、以下のリンクから、PCT 出願人の手引 国際段階、5.070 から 5.070D 項をご参照ください。

[www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/ja/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf#page=25](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/ja/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf#page=25)

---

<sup>7</sup> まだ WIPO アカウントをお持ちでない場合には、<https://ipportal.wipo.int/> から簡単に作成できます。

<sup>8</sup> ePCT 出願を利用する場合は、“Priority Claims (優先権の主張)”の画面上の“Receiving Office to prepare and transmit to the International Bureau (受理官庁が作成し国際事務局に送付)”を選択してください。紙形式の願書様式 (PCT/RO/101) を用いる場合は、第 IV 欄の該当するチェックボックスをマークしてください。